

第一百二十九回 参議院農林水産委員会議録第八号

(一五一)

平成三年四月十八日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動
四月十八日

辞任

谷本 魏君

補欠選任

西野 康雄君

出席者は左のとおり。

委員長 吉川 博君

理事

吉川 博君

國務大臣 農林水産大臣 近藤 元次君	農林水産省食品流通局長	農林水産大臣官房長	鶴岡 俊彦君
政府委員	馬場久萬男君		
参考人	片岡 宏一君	山形県金山町長	岸 宏一君
事務局側 常任委員会専門員	大内 力君	東京大学名譽教授	大内 力君
教授	小塙 茂君	森林園連産業労働組合連合会書記長	村尾 行一君
全国森林組合連合会常務理事	山本 博人君		
森林園連産業労働組合連合会書記長			

農林水産大臣官房長 農林水産省食品流通局長	馬場久萬男君
鶴岡 俊彦君	
吉川 博君	片岡 宏一君
吉川 博君	大内 力君
吉川 博君	村尾 行一君

本日の会議に付した案件

○国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する

法律案(内閣提出、衆議院送付)

○森林法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○衆議院送付)
○国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

会を開会いたします。

○国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

本日は、両案につきまして、お手元の名簿にご

ざいます参考の方々から御意見を拝聴いたしました。

いと存じます。

この際、参考の方々に一言ございさつを申し上げます。

本日は、御多用中のところを本委員会に御出席をいただきましてことにありがとうございます。さて、今後の本委員会の審査の参考にさせていただきたいと存じております。

よろしくお願い申し上げます。

それは、これより御意見をお述べいただきますが、あらかじめ議事の進め方について申し上げます。

法律案及び森林法等の一部を改正する法律案につきまして、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお伺いいたしまして、今後の本委員会の審査

の参考にさせていただきたいと存じております。

よろしくお願い申し上げます。

我が町は、山形県の最北端に位置し、奥羽山脈に囲まれた県境の町であります。人口は七千九百四十八人、世帯数は千七百九十七戸、そのうち林家戸数が千八十八戸と全体の六〇%の世帯が山林を所有しております。また、町の総面積は百六十平方キロメートルで、そのうち森林面積が七九%を占める純山村であります。また、森林面積の五五%が国有林でありますことから、国有林と深いかかわりを持ちながら生活を営んできた町でございます。

我が町の林業は、その歴史は古く、二百五十年ほど前の享保年間に杉の植林が行われております。昭和三十年代までは蓄積量が日本一と言われた一ヘクタール当たり一万石の杉林がありましたし、現在でも樹齢二百年を超える杉の美林が残っております。このように、杉の生育に適した自然条件に恵まれてことから、現在の人工林率は五五%と山形県平均の三七%を大きく上回っておりまして、生産目標を八十年とする長伐期施業により優良材生産を行っております。

私は、林業の振興を図るためにには、森林・林業を含めたあらゆる立場の方々、すなわち川上と川下が一緒に考え、一緒に取り組むことが肝要であると考え、施策を講じてまいりましたので、二、三紹介させていただきます。

一つは、当町は大工さんが多い町として知られていますが、この方々の建築技術の向上を図るために、十年前ほど前から住宅建築コンクールを実施してまいりました。これが契機となり、金山杉を使い、金山の職人が建てる産直住宅が首都圏などで好評を得ているところであります。二つ目は、街並み景観条例を制定し、自然と調和した木造住宅を推奨し、金山杉の消費拡大を図っております。三つ目は、木材の消費拡大を図るために、

産地の人々が木の持つよさを認識することが大切であると考え、公共施設の建築に当たってはできるだけ多くの木材を使用することとしておりま

す。特に教育施設については、木の持つぬくもり、優しさ、安らぎなどが児童生徒の情操教育に役立つと皆さんから喜ばれているところであります。四つ目は、豊かな自然を生かし町の活性化を図るために、国有林の御協力を得て森林浴の森、交流の森、実りの森を整備し、都市住民との交流促進を図っております。

しかしながら、当町も過疎の進行に伴い、林業労働力はこの十年間で二九%減少しており、また就業者も七〇%が五十歳以上と高齢化してきております。また、林家の一部に經營意欲が減退し、保育が適切に行われない森林が見受けられますことは大変残念なことであります。このような事態を緩和するため、一市七町村で広域市町村圏組合を設立し、広域圏で取り組むこととし、昭和五十九年にグリーンコンビナート構想を策定し、戦後に植栽された間伐材の有効利用を図るため、第三セクターによる単板積層材製造工場を誘致し、生産・販売をしておるところであります。

さて、森林法の改正についてであります。長年不振にあえぐ林業の活性化と森林に対する国民の諸要請にこたえるため、民有林、国有林を通じ、流域を単位として森林整備水準の向上と森林施業の条件整備などを計画的に推進することを改正の柱といたしておりますことは、山村の振興にも大きく寄与するものと期待しているところであります。

これらを実現するために、まず森林計画制度が改善され、民有林、国有林が同一の地域森林計画区において連携を密にし、計画が樹立されますことは、今後の国産材時代に向け木材の安定供給体制などの整備や森林の持つ多様な機能の発揮を図る上で有効に作用するものと考えます。また森林施業の合理化を図るために協業化、機械化の促進に関する事項が追加されることにより、計画的な森林整備と低コスト林業を推進する上でも重要であ

ると存じます。

森林整備事業計画についてであります。造林事業と林道事業は、森林を維持、培養する上で不可或缺のものであります。林業をめぐる情勢が極めて厳しく、林業生産活動は著しく停滞しております。このようなときに造林・林道について投資計画が策定されますことは、山村、林業に大きな光を与えるものであり、まことに時宜を得たものであります。

市町村森林整備計画は、従来の計画事項に協業化、機械化の促進、担い手の育成が追加されたわけですが、市町村が地域の実情に応じてこれまで以上に森林の整備に積極的に取り組むようとの趣旨かと存じます。しかしながら、山村は財政基盤が脆弱でありますので、これらを推進するに当たり所要の援助措置を講じていただくよう強く要望申し上げます。

林地開発許可制度の改善において市町村長の意見聽取が定められますことは、自然と調和した町づくりを進めています私どもにとりましては、地域住民の意向、実態調査に基づき節度ある開発行為に誘導することができ、環境保全、災害防止、水資源の確保の面からも望ましいことと存じます。

複層林・長伐期施業を促進するための特定森林施業計画につきましては、伐採目標年を八十年と定め、長伐期施業を推進しておる当町でございまので、このような制度が創設されれば一層の励みになるものと考えます。

次に、国有林野事業改善特別措置法の改正についてでございますが、私の町も含め新庄市ほか七

整備され、山村・森林・林業の再生のため大きく貢献するものと確信し、両法の改正案に賛意を表し、私の意見陳述を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○委員長(吉川博君) どうもありがとうございました。次に、大内参考人にお願いをいたします。大内参考人。

○参考人(大内力君) 大内でございます。

今回の問題は一つあるわけでございまして、森

林法等の改正の問題と国有林野事業の再建の問題でございます。時間が大変限られておりますので、こくはしょって要点だけ申し上げます。足り

ないところは後ほどまた御質問でもいただきまし

て補わせていただきたいと思います。

この森林法等の改正につきましては、私も基本

的には賛成でございまして、従来から我々は、森

林計画というものは地域ごとに国有林とか民有林

とかいう所有権の枠の中で別々にするのではなく

て、地域を一体とした総合的な計画を立てるべき

だ、こういう主張を長年やってきたわけでござい

まして、それがようやく実現を見るということになりましたことは大変賛意を表したいと思うわけ

でございます。そこで、全体としては余り異論は

ございませんが、やや細かい二、三の点につきま

して若干の感想がございますので、御参考までに

それを申し上げたいと思います。

一つは、森林計画の作成の問題でございまし

て、今回の法改正の中一番重要な点は、地域森

林計画を作成するという段階だと思思います。これにつきまして、その上に全国森林計画というものがつくられるわけですが、これの運営を

くつていく、こういうような手続なり配慮が必要ではないかと思います。それから、地域森林計画をつくりになる場合には、国有林につきましては、

は、営林局長等、民有林につきましては知事が責任を負うということになつております。この二者が協議をするということになつて、このようにござ

ります。このように、そういう運営方法を望みたいと

いうことでございます。

それから第二番目の問題は、間伐、保育等の適

正実施の促進のために、手入れをしないような、あるいはできないような山林所有者のところにつ

いて分取林の権利を強制設定する、こういう規定がございます。これも大変うまくいけば望ましい

やり方だと思いますけれども、ただ心配いたしま

すのは、従来からこういう手法は農地につきまし

ても林地についても行われております。先生方よ

く御存じだと思いますが、農地につきましては特

定利用権の設定という制度がございます。それか

ら、山林と申しますが、これにつきましては、資産

等の利用のために必要なときには利用権の設定が

できる、こういう法律があるはずでございます。

しかし、私の知っているところでは恐らくこの二

つは一件も動いたことがない、完全に死に法に

なつてているというふうに了解しております。した

がつてこの問題は、ただ規則をつくつただけでは

なかなか動かないわけでございまして、地元の了

解を十分に得ながら、これに本当にこの規定を生

かして使えるようなそういう施策が必要だという

ことを申し上げたいわけでございます。

それから三番目は、今、岸町長さんもお触れに

るということは大変望ましくない」とだと思います。そういう意味で、私はこの開発規制には国有林の場合についても地元の市町村等の意見を十分にお聞きになつて、そして地元の意向に従つて開発をお進めになる、こういうことをぜひお願ひしたいと思うわけでございます。

それから最後に、これは制度としては以上申し上げましたように賛成でございますけれども、この中身を本当に生かしていくためには、受け皿と申しますが、これを担当してやつていく山林所有者あるいは山林の労働者あるいは農山村の住民といふものが健全な形でなければ、せっかく制度をつくつてみましてもいわば抜け殻みたいになつてしまつて動かなくなるということは申すまでもございません。

後でもう一度立ち戻りますが、今日日本の山村

は危機的な状態にござりますし、林業に至りましてはほとんどもう労働力を失つております。残つ

ている人たちは高齢化しております。我々はあと十年日本の山林労働力がもつかどうかといふこ

とを大変心配しております。そういう状態を前提としてただいかに制度をつくつてみましても制度

は動かないわけでございまして、これから皆さんにぜひお考へいただきたいのは、中山間地帯の地域をいかに振興し、そこにいかに人々を定住させ

できる、こういう制度をぜひ精力的に御研究いただき御開発いただきたい、こういうことを希望したいと思うわけでございます。

それから、次の国有林につきましてはこれは大

変大きな問題がございまして、私はいろいろな疑問を持っております。これも時間がございませんからごく簡単に申しますが、一つは累積債務、これ

を別会計にしてそして処理方法を二十年かかつて考へる、これは一つの前進でございまして賛成でござりますけれども、ただ累積債務の処理の仕方として、基本的に從来と同じように、一つは国

有林野事業の財産、土地なり森林なりを処分するということによつて二兆円の中の半分以上を捻出

るといふふうに考へております。

それから最後に、これは制度としては以上申し上げましたように賛成でございますけれども、この中身を本当に生かしていくためには、受け皿と申しますが、これを担当してやつていく山林所有者あるいは山林の労働者あるいは農山村の住民といふものが健全な形でなければ、せっかく制度をつくつてみましてもいわば抜け殻みたいになつてしまつて動かなくなるということは申すまでもございません。

後でもう一度立ち戻りますが、今日日本の山村

は危機的な状態にござりますし、林業に至りましてはほとんどもう労働力を失つております。残つ

ている人たちは高齢化しております。我々はあと十年日本の山林労働力がもつかどうかといふこ

とを大変心配しております。そういう状態を前提としてただいかに制度をつくつてみましても制度

は動かないわけでございまして、これから皆さんにぜひお考へいただきたいのは、中山間地帯の地域をいかに振興し、そこにいかに人々を定住させ

できる、こういう制度をぜひ精力的に御研究いただき御開発いただきたい、こういうことを希望したいと思うわけでございます。

それから、次の国有林につきましてはこれは大

変大きな問題がございまして、私はいろいろな疑問を持っております。これも時間がございませんからごく簡単に申しますが、一つは累積債務、これ

を別会計にしてそして処理方法を二十年かかつて考へる、これは一つの前進でございまして賛成でござりますけれども、ただ累積債務の処理の仕方として、基本的に從来と同じように、一つは国

有林野事業の財産、土地なり森林なりを処分する

といふふうに考へております。

そこで、全体の問題として申しますと、やはり

先ほど申しました山村あるいは中山間地帯の振興

するといふふうに考へております。

それからもう一つは経営合理化、特に人減らしによって問題の解決を図る、こういう從来ども手法が踏襲されていると思います。

しかし、これは過去に二回既に改善計画が行わ

れましたが一度も成功しなかったわけでございま

す。特に累積債務の処理のために土地その他を売却するというような大変大きな問題がございました。森林の場合には、一つ間違いますと乱開発を招くというおそれがございますし、それから仮に都会地の財産を処分するという場合でも、これはやはり都市計画なり地価問題なり極めて周辺の重大な問題があるわけでございまして、債務処理の方が先行されて土地売却が行われるというようになりますと、日本全体の国土利用という点に極めて遺憾な結果が生ずるおそれがある。その点を十分御注意いただきたいということでございまます。

それから、第二番目の人減らしの方は、これは二万人体制に減らしていくということでおぞいまでございまして、山村の農業あるいは山村のその他の諸産業というものの開発が必要でございます。それからさらに、ヨーロッパで今考えられておりますように、不利益な地域につきましては特別の定住政策というものを用意しなければ日本の中間村というものは崩壊に至るだらうと思います。この点をこれから一つ大きな施策としてぜひ皆さんにもお考へいただきたい、こういう希望を申し上げまして、簡単ではございますが意見をさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(吉川博君) どうもありがとうございました。

した。

次に、村尾参考人にお願いをいたします。村尾参考人。

○参考人(村尾行一君) 結論から先に申し上げます。欲を言えれば切りがないんですが、森林・林業・国有林というものに対する現状の日本のいわゆる有識者、マスコミ、一般国民の関心の程度、理解の水準等を考えますと、今回の二法改正案は高く評価できるものと思つております。

そう考へるゆえんをまず森林法改正点から申しますと、第一に、近代的な森林利用にとり必須の

森林の振興を図る、こういう態度が必要でございまして、国有林の会計のために国有林の人減らし持つております技術なり設備なりそれから労働力なりというものを援助のために使いながら地域の計画ができたならば、その地域の森林計画を生かすためには、国有林は国有林の範囲だけを問題にするのではなくて、地域の民有林まで国有林の振興を図る、こういう態度が必要でございまして、これまでの森林法は狭い意味での森林経営だけをしていくということは大変大きな問題を残すといふふうに考へております。

そこで、全体の問題として申しますと、やはり

先ほど申しました山村あるいは中山間地帯の振興

の問題でございまして、今日御承知のとおり、林業労働力として新規卒で新たに参入いたします人口は年間全国で二三百人しかございません。といふことはほとんどゼロに近いということでございまます。そして、山林労働者の大部分は六十歳を超える、森林組合の作業班におきましても既に平均年齢は六十歳を超える状態になつております。先ほど申しましたように、あと十年これがもつかどうかといふことが大変大きな問題になつておるわ

けでございます。

もちろん、これは林業だけでは解決しないわけ

でございまして、山村の農業あるいは山村のその他の諸産業というものの開発が必要でございます。それからさらに、ヨーロッパで今考えられておりますように、不利益な地域につきましては特

別の定住政策というものを用意しなければ日本の中間村というものは崩壊に至るだらうと思います。この点をこれから一つ大きな施策としてぜひ皆さんにもお考へいただきたい、こういう希望を申し上げまして、簡単ではございますが意見をさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(吉川博君) どうもありがとうございました。

した。

次に、村尾参考人にお願いをいたします。村尾参考人。

○参考人(村尾行一君) 結論から先に申し上げます。欲を言えれば切りがないんですが、森林・林業・国有林というものに対する現状の日本のいわゆる有識者、マスコミ、一般国民の関心の程度、理解の水準等を考えますと、今回の二法改正案は

が法制化されているのに、林業については従来それがありませんでした。今回の改正でようやく制定されるわけで、それが森林整備事業計画です。

ドイツなどでは森林機能計画というものがあります。

して、これは林業はもちろん、都市計画、交通計

画等いやしくも森林、緑に関係するすべての事業

が従わなければならぬ上位計画なのです。この意

味でも、本改正で日本がドイツなどのレベルに一歩近づけるわけです。

第二に、この森林計画等の策定、変更が閣議決

定を要することになります。換言しますと、森林

計画等の実施は単に農林省だけの責任ではなく政

府全体の責任となつたことです。これは国有林經

營改善でも見受けられる一貫した姿勢であります。

第三に、これも国有林改善に関連することであ

りますが、林業従事者の養成確保を追加したこと

であります。このことは、ドイツなどではつとに

国の義務として森林法に明定されています。この

手に連連して言えれば、今次改正での、所有者

が正常な森林經營をなし得ない場合等の施業代行

制度、施業実施協定制度の創設と分収林制度の強

化も同じ文脈のものでしよう。

第四に、森林經營の現場に最も密着した行政機

構である市町村の役割を高くしたことです。市町

村森林整備計画という制度が初めて制定されまし

た。このことによつて森林計画等の策定と実践、

見直しが地に足のついたものとなりました。

第五に、特にこの市町村計画を軸に、いわゆる

川上と川下との連携強化を法定したことです。例

えば川下の自治体との森林整備協定締結、林產

物利用促進のための施設整備。そして林政審答申

では、森林組合等だけではなくて加工流通事業体

をも流域林業活性化の推進母体としています。

これまでの森林法は狭い意味での森林經營だけ

を対象にしてきたと言つて過言ではありません。

だが、木材等の需要者、森林の保全機能、レクリ

エーション機能の受益者である川下との連携を抜

きにしては、正統な森林計画の策定も森林經營の

発展もあり得ません。これも国有林野事業の經營改善と表裏の関係にあることですが、総体として日本の林業は商品生産者として甚だ未成熟であります。それは一言で言えば川下との連携の微弱さということです。商品とは使う者にとつての使用価値なのでありますから、川下、エンドユーザーの動向、ニーズを把握しなくてはまともな森林経営は成立し得ないのです。

第六は「森林の持つ多様な機能を發揮させるという姿勢」であります。欧米では多機能林業こそ本当の林業であるというコンセンサスが確立しております。本改正では、例えば特定森林施業計画の創設、また例えば林地開発許可制度で単に「森林の周辺の地域」だったものを「森林の当該機能に依存する地域」と改善したこと等からもわかります。これはドイツの森林機能計画に相通じるものがあります。

次に、国有林野事業改善特別措置法の改正点について申しますと、少なくとも單年度収支の均衡、さらには黒字化は決して困難ではないと私は自信を持って申し上げられます。その詳細は時間がなきので省略いたします。

ただ、これまでの累積債務や経営の正常化に伴う退職手当等が重荷になつております。まさにこの点について、さらには造林・林道・森林管理等の費用について一般会計から支援するという今回の改正はありがたいことです。しかも、このことが閣議了解になつていて、換言すれば農林大臣だけではなくて、首相を初め大蔵大臣まで責任を負うということになつてゐるのはありがたいことがあります。

ただし、ここで私が要請したいことは、国立公園等の自然保護、良好な風致保全、レクリエーションといった森林の重要な機能、特に社会の現代化につれて特段に重要性を有するこれらの機能について一般会計から、直接的には環境庁、文部省等

こうした事項を所管している省庁から国有林に正当な対価を支払うべきだということであります。

国立公園、自然保護地域等というものは、単に地図の上に線を引けばできるというものではありません。欧米先進国はもちろん、ヨーロッパやインドネシア等においても、こうした施設とは、各公園等ごとに実行力のある管理機関、専門的職員が配置されていてこそ、それに期待される機能、サービスを發揮し得るということが常識になつております。例えば、ドイツでは国立公園が農林省林野局直轄の、営林局とほぼ同じ権限を持つ国立公園署によって管理運営されておりま

す。ところが、我が国ではそうではありません。国立公園等の大部分を管内に設定されている国有林が自分の所管から外されていながら、しかもなかなかの金を使ってその機能を支えているのです。

第二に、担当区と事業所とが合体されることになりますが、これは正常なことでございます。伐木事業等を担任する機関として事業所を設けていたこれまでの制度は臨時の、特別措置的なことです。これまでの制度は元来宮林区と仮に訳しておく

機関が統一的に担当しています。

第三に、国有林の具体的な作業を直営専用で行うという制度には、私は大学院学生のころから反対でした。それは日本林業の実情からすると、技能者を国有林が扱い込むことになるからです。私は、超経営体的な、場合によっては超地域的な技能者集団を組織し、それが国有林、民有林の別を問わず林業作業を担うことが最善のシステムだと思つております。そして、この場合の技能者は、造林しかできないとか伐採しかできないとかといつた人間ではだめということはもちろん、いざれも世界的に重要性を有する風致造形から森林における林業と農業との複合生産の担い手になることまでを実践できる人間でなければなりません。

○委員長(吉川博君) どうもありがとうございました。

（吉川博君） どうもありがとうございました。

次に、山本参考人にお願いいたします。山本参考人。

○参考人(山本博人君) 全国森林組合連合会常務理事の山本です。

参議院農林水産委員会の先生方には、我が國の森林・林業の振興、発展のため御尽力を賜り、さらに私ども森林組合系統組織に対しても格別の御指導と御高配をいただいておりますことに対し、衷心より厚く御礼申し上げます。

御案内のように、森林組合は明治四十年の森林法改正で制度化され、自來八十有余年にわたりまして森林の造成、国土の保全等を実施してまいりました。

しかししながら、今日の状況を見ると、我が国の森林・林業は、資源的には一千万ヘクタールに及ぶ人工林が成熟期を迎えるようとしている中につき、国産材の供給率は二六・九%となっており、製材品を中心とする外材の圧力はますます強まるとしております。加えて山村の過疎化、林業就業者の減少と高齢化等、国内外を問わず森林・林業をめぐる情勢はまことに厳しいものがあります。

このため私ども森林組合系統では、平成二年度より、人づくり、経営基盤づくり等を通じまして林業の活性化、山村振興を図るために「森林」と人いき運動を展開しております。

しかししながら、自助努力にはおのずと限界があ

ります。林面積の三割を占め、林産物の安定供給、水資源の涵養、国土保全等に極めて大きな役割を果たし、さらにはそれぞれの地域の振興に寄与してきることはよく知られています。

しかしながら国有林の多くは奥地に所在するため保安林指定面積が三百九十五万ヘクタールと国有林の過半数を占める等制限林が多く、その経営は、各公園等ごとに実行力のある管理機関、専門的職員が配置されていてこそ、それに期待されて

いる機能、サービスを發揮し得るということが常識になつております。例えば、ドイツでは国立公園が農林省林野局直轄の、営林局とほぼ同じ権限を持つ国立公園署によって管理運営されておりま

す。ところが、我が国ではそうではありません。国立公園等の大部分を管内に設定されている国有林が自分の所管から外されていながら、しかもなかなかの金を使ってその機能を支えているのです。

第一は累積債務対策が講じられたことになりますが、これは正常なことでございます。伐木事業等を担任する機関として事業所を設けていたこれまでの制度は臨時の、特別措置的なことです。これまでの制度は元来宮林区と仮に訳しておく

機関が統一的に担当しています。

第三に、国有林の具体的な作業を直営専用で行うという制度には、私は大学院学生のころから反対でした。それは日本林業の実情からすると、技能者を国有林が扱い込むことになるからです。私は、超経営体的な、場合によっては超地域的な技能者集団を組織し、それが国有林、民有林の別を問わず林業作業を担うことが最善のシステムだと思つております。そして、この場合の技能者は、造林しかできないとか伐採しかできないとかといつた人間ではだめということはもちろん、いざれも世界的に重要性を有する風致造形から森林における林業と農業との複合生産の担い手になることは、まことに時宜を得たものと高く評価してい

ます。まず第一は、国有林、民有林を通じて、流域を

単位とした森林計画への改善措置についてあります。従来国有林、民有林とも全く別々の体系で森林計画をつくつておりましたので、ややもすると相互調整不十分という事態を来すことが聞々ございました。今後国有林、民有林が一体となつて計画を編成するならば、おのの機能を相互に補完し合い、森林整備の推進、木材生産における需給関係への対応等の点でそのメリットはかなり大きいほど大きく、地域林業の振興を支える大きな力となるものと期待いたします。

第二は、森林整備事業計画の導入についてあります。治山事業と並んで林野三公共と言われながら、造林及び林道については投資計画がなく、この二事業の計画的実施は全国の林業関係者にとって長年の宿願でありました。森林整備の基本は造林事業であり、多様化する国民的な森林に対する期待にこたえるためにも、その重要性はさらに高まるものと考えられます。また林道につきましても、来るべき国産材時代への対応、高性能機械の導入によるコスト削減等のためにその整備拡充が望されます。

第三は、全国森林計画等一連の計画体系において、森林事業の共同化、林業機械化の促進、林業就業者の育成等施業の合理化が計画事項に盛り込まれていることであります。国産材時代を展望するとき、特に林業従事者をいかに確保するかが最大の課題であり、このための推進体制が明確にされていることは前進であります。

また、今回市町村の役割強化が図られておりますが、おののの地域における林業行政の推進に当たり、市町村長が責任ある立場からより実効性のある森林整備計画を樹立することは時宜を得たものと考えております。ただしこの計画樹立に当たっては、私ども森林組合系統はもとより川上、川下を含めた林業関係者の意見を十分に反映させていただきたいと考えております。私ども事業実行部隊と市町村は地域林業振興の車の両輪とも言えるものでありますので、今後とも市町村との協調を図りながら両々相携えて林業

振興に邁進したいと考えるものであります。

第四は、特定森林施業計画制度の創設についてであります。我が国の一千萬ヘクタール余に及ぶ人工林は、その過半が育成途上の森林であり、齡知れないほど大きくなると期待いたします。

第一は、森林整備の推進、木材生産における需給関係への対応等の点でそのメリットはばかり知れないと期待いたします。

第二は、森林整備の推進、木材生産における需給関係への対応等の点でそのメリットはばかり知れないと期待いたします。

第三は、森林整備の推進、木材生産における需給関係への対応等の点でそのメリットはばかり知れないと期待いたします。

第四は、特定森林施業計画制度の創設についてであります。我が国の一千萬ヘクタール余に及ぶ人工林は、その過半が育成途上の森林であり、齡知れないほど大きくなると期待いたします。

第五は、森林整備の推進、木材生産における需給関係への対応等の点でそのメリットはばかり知れないと期待いたします。

第六は、森林整備の推進、木材生産における需給関係への対応等の点でそのメリットはばかり知れないと期待いたします。

第七は、森林整備の推進、木材生産における需給関係への対応等の点でそのメリットはばかり知れないと期待いたします。

第八は、森林整備の推進、木材生産における需給関係への対応等の点でそのメリットはばかり知れないと期待いたします。

第九は、森林整備の推進、木材生産における需給関係への対応等の点でそのメリットはばかり知れないと期待いたします。

第十は、森林整備の推進、木材生産における需給関係への対応等の点でそのメリットはばかり知れないと期待いたします。

第十一は、森林整備の推進、木材生産における需給関係への対応等の点でそのメリットはばかり知れないと期待いたします。

第十二は、森林整備の推進、木材生産における需給関係への対応等の点でそのメリットはばかり知れないと期待いたします。

第十三は、森林整備の推進、木材生産における需給関係への対応等の点でそのメリットはばかり知れないと期待いたします。

第十四は、森林整備の推進、木材生産における需給関係への対応等の点でそのメリットはばかり知れないと期待いたします。

第十五は、森林整備の推進、木材生産における需給関係への対応等の点でそのメリットはばかり知れないと期待いたします。

第十六は、森林整備の推進、木材生産における需給関係への対応等の点でそのメリットはばかり知れないと期待いたします。

第十七は、森林整備の推進、木材生産における需給関係への対応等の点でそのメリットはばかり知れないと期待いたします。

第十八は、森林整備の推進、木材生産における需給関係への対応等の点でそのメリットはばかり知れないと期待いたします。

第十九は、森林整備の推進、木材生産における需給関係への対応等の点でそのメリットはばかり知れないと期待いたします。

第二十は、森林整備の推進、木材生産における需給関係への対応等の点でそのメリットはばかり知れないと期待いたします。

建、健全化、民・國一体の森林づくりの二点について意見を述べます。

第一は、農山村の過疎化と高齢化が進行するに伴つて、森林・林業を支える林業労働者は減少、高齢化の一途をたどりまして、林野庁の調査によれば、ここ数年後には労働力確保が困難で事業を維持できないと答えた組合組織が約七割に上ると言わっております。八五年に十六万五千人、九〇年に十一万人、さらに十年後にはこれが約半減もするだろうと言われておりまして、しかもその七〇%が五十代以上と推定されているわけであります。

若者はいわゆる三K職場を避ける傾向にあります。最後になりますが、このほかにも森林計画制度における施業代行、林地許可制度の改善、上下流の森林整備協定等が措置されております。

長い年月にわたり、山村に住む林業関係者が嘗々として森林づくりを進め、日本の緑を守つてしまいりましたが、関係者だけの努力も限界に達しました。こうした合理化は、農山村や地域

経済を疲弊させ、過疎の要因にもなったことも否認できませんが、私たちには歯を食いしばつて再建に努力をしてまいりました。しかし、合理化だけは計画どおり進行したにもかかわらず、肝心の員内職員でも一般公務員と賃金で一二・八%もの格差がありますが、私たちには歯を食いしばつて再建に努力をしてまいりました。しかし、合理化だけは計画どおり進行したにもかかわらず、肝心の員内職員でも一般公務員と賃金で一二・八%もの格差がありますが、私たちには歯を食いしばつて再建のめどはなかなか見出しがたいところまでに至つたわけでございます。

昭和三十九年林業基本法が制定される中で、担い手の社会的経済的地位の向上がうたわれて以来、幾度か林政審の答申などが行われまして、労働力確保対策等が強調されていますが、実効が上がらないばかりか、今申し上げましたように林業労働力問題はますます深刻になつております。これは民間や事業体任せではなく、政府挙げて実効性ある施策を講ずる必要性を示していると考えます。例えば、国みずから経費と施設などを活用して、仮称でありますけれども、「林業労働力学校」を開設するなどが必要と考えております。

このたび、全国森林計画や地域森林計画などに労働力対策を組み込むことは評価できますが、林政審議会の答申が示した労働基準法の完全適用、社会保険の完全適用、月給制化、定休日化などの実現について、国としてどうパックアップするのか明確でないことが残念な点であります。この場合、コスト、経費にかかわってぜひ参考にしてい

ただきたいのは、平成元年十月に総理府調査の「森林と生活に関する世論調査」の中で、「森林はたゞえ経済効率に合わなくても、国土保全、災害防止などの役割を重視して整備すべき」との答えが実に七九・三%もの高率であるところに着目をしていただきたいと思うのであります。

第二に、国有林野事業では、昭和五十三年以来改訂計画を策定いたしまして、五営林局の支局化、三十五の営林署の統廃合、担当区四百六十六カ所、事業所五百七十三カ所もの廃止などと、実際に三万人余の要員を縮減するなど合理化を進めてまいりました。こうした合理化は、農山村や地域に三万人余の要員を縮減するなど合理化を進めてまいりました。こうした合理化は、農山村や地域において意見を述べます。

第一は、農山村の過疎化と高齢化が進行するに伴つて、森林・林業を支える林業労働者は減少、高齢化の一途をたどりまして、林野庁の調査によれば、ここ数年後には労働力確保が困難で事業を維持できないと答えた組合組織が約七割に上ると言わっております。八五年に十六万五千人、九〇年に十一万人、さらに十年後にはこれが約半減もするだろうと言われておりまして、しかもその七〇%が五十代以上と推定されているわけであります。

若者はいわゆる三K職場を避ける傾向にあります。最後になりますが、このほかにも森林計画制度における施業代行、林地許可制度の改善、上下流の森林整備協定等が措置されております。

長い年月にわたり、山村に住む林業関係者が嘗々として森林づくりを進め、日本の緑を守つてしまいりましたが、関係者だけの努力も限界に達しました。こうした合理化は、農山村や地域

経済を疲弊させ、過疎の要因にもなったことも否認できませんが、私たちには歯を食いしばつて再建に努力をしてまいりました。しかし、合理化だけは計画どおり進行したにもかかわらず、肝心の員内職員でも一般公務員と賃金で一二・八%もの格差がありますが、私たちには歯を食いしばつて再建のめどはなかなか見出しがたいところまでに至つたわけでございます。

昭和三十九年林業基本法が制定される中で、担い手の社会的経済的地位の向上がうたわれて以来、幾度か林政審の答申などが行われまして、労働力確保対策等が強調されていますが、実効が上がらないばかりか、今申し上げましたように林業労働力問題はますます深刻になつております。これは民間や事業体任せではなく、政府挙げて実効性ある施策を講ずる必要性を示していると考えます。例えば、国みずから経費と施設などを活用して、仮称でありますけれども、「林業労働力学校」を開設するなどが必要と考えております。

このたび、全国森林計画や地域森林計画などに労働力対策を組み込むことは評価できますが、林政審議会の答申が示した労働基準法の完全適用、社会保険の完全適用、月給制化、定休日化などの実現について、国としてどうパックアップするのか明確でないことが残念な点であります。この場合、コスト、経費にかかわってぜひ参考にしてい

ます。

○参考人（小塚茂君） 森林労連の小塚でございました。このたびは、民有林並びに国有林で働く者の立場から参考人として意見を述べる機会を与えていただいたことに対しまして感謝申し上げます。私はこの際、林業労働力問題、国有林野事業の再開、コト、経費にかかわってぜひ参考にしてい

さきに述べたように、今後の林政展開の中で労働力確保は重要ですが、この林业労働力対策の一環として組織と要員を持つ国有林野事業は、我が森林・林业のリーダーとして、国有林野事業がみずから行うべき主要事業はもとより、林业技術の開発・普及・保全・伝承などに役割を果たすべきときあります。それがまた私底する林业労働者対策にもなると確信をいたしております。

最後に、一つだけ簡単に述べます。

第三の問題ですが、民有林、国有林一体の全国森林計画や地域森林計画の編成は、私たちが從来から主張してきたことでありまして賛成でございます。この場合、森林計画の一元化のみでなく、人的、施設、設備などについて国としてどうかかわるのかについて積極的に検討すべきだと考えております。

以上で参考人の方々の御意見の開陳は終わりました。

○委員長(吉川博君) どうもありがとうございます。

それでは、これより参考人の方々に対し質疑を行います。

○谷本義君 参考人の皆さん、大変お忙しいところを本日はありがとうございました。

初めに、山形県金山町長の岸宏一さんに伺いました。岸さんからは産直住宅、そして公共建築について木材の使用などの消費拡大やそれから森林浴の話など大変興味の持てるお話を紹介いたしました。岸さんがどうございました。

今回の森林法改正案では、市町村の役割が強められるということが大きな特徴だろうと存じます。これまでの森林行政は森林組合重点であったことから見て、大きな前進ではないかと私は思います。しかし、今回の法改正では、森林整備計画、そして森林整備協定、さらには特定森林保全区域の保全、間伐、保育の実施の勧告などのた

め、調査、計画、編成、管理など、新しい仕事が市町村に出てくるということになつてしまいります。先ほどの岸さんのお話の中でも、整備計画を進めしていく上には財政基盤が市町村は弱いので助成をというお話をございました。

そこで、伺いたいと存じますのは、林业にかかるかる専任の係や課を設けている市町村が全国で七百八十九と聞いておりますが、こうした新しい財政需要の負担に市町村が耐えられるのかどうか、その辺のことについてもう少し詳しく御意見を示していただければ幸いと存じます。

○参考人(岸宏一君) 確かに、この法律改正によりまして市町村の役割といふものは非常に多くなります。この場合、森林計画の一元化のみでなく、人的、施設、設備などについて国としてどうかかわるのかについて積極的に検討すべきだと考えております。

以上で参考人の方々の御意見の開陳は終わりました。

○委員長(吉川博君) どうもありがとうございます。

それでは、これより参考人の方々に対し質疑を行います。

○谷本義君 参考人の皆さん、大変お忙しいところを本日はありがとうございました。

初めに、山形県金山町長の岸宏一さんに伺いました。岸さんは産直住宅、そして公共建築について木材の使用などの消費拡大やそれから森林浴の話など大変興味の持てるお話を紹介いたしました。岸さんがどうございました。

今回の森林法改正案では、市町村の役割が強められるということが大きな特徴だろうと存じます。これまでの森林行政は森林組合重点であったことです。これらは、大きな前進ではないかと私は思います。しかし、今回の法改正では、森林整備計画、そして森林整備協定、さらには特定森林保全区域の保全、間伐、保育の実施の勧告などのた

め、調査、計画、編成、管理など、新しい仕事が市町村に出てくるということになつてしまいります。先ほどの岸さんのお話の中でも、整備計画を進めていく上には財政基盤が市町村は弱いので助成をというお話をございました。

そこで、伺いたいと存じますのは、林业にかかるかる専任の係や課を設けている市町村が全国で七百八十九と聞いておりますが、こうした新しい財政需要の負担に市町村が耐えられるのかどうか、その辺のことについてもう少し詳しく御意見を示していただければ幸いと存じます。

まず第一点は、先生も言及された国有林の財政再建策であります。この点については、先生のお話もありましたように土地や森林の売却、それから人減らしをしても限界があるということは、それまでもないわけでありまして、そしてまた、それがやりよういかんによっては国土利用、それからまた人の確保にも大きな影響が出るであろうということがおっしゃられるところおりと思います。それまでの対策は国土利用、それからまた人の確保にも大きな影響が出るであろう見識を持った皆さんのが山村にはたくさん住んでおられます。

今は林业のそういう重要な重要性ということには非常に理解が高まっていますし、またそれに対する見識を持つた皆さんのが山村にはたくさん住んでおられます。

したがって、それぞれの行政職員もこれらのノーカーで申しますが、知識というものを非常に勉強しておりますので、私どもとしては確かに財政は苦しくうござりますから、できるだけ国からの財政の援助をいただきたいのは当然でございまして、それでも、事務量とかそういう点から申しまして、これからのさまざま課題に十分対処していくことができると思います。

最初に、山形県金山町長の岸宏一さんに伺いました。岸さんは産直住宅、そして公共建築について木材の使用などの消費拡大やそれから森林浴の話など大変興味の持てるお話を紹介いたしました。岸さんがどうございました。

今回の森林法改正案では、市町村の役割が強められるということが大きな特徴だろうと存じます。これまでの森林行政は森林組合重点であったことです。これらは、大きな前進ではないかと私は思います。しかし、今回の法改正では、森林整備計画、そして森林整備協定、さらには特定森林保全区域の保全、間伐、保育の実施の勧告などのた

め、調査、計画、編成、管理など、新しい仕事が市町村に出てくるということになつてしまいります。先ほどの岸さんのお話の中でも、整備計画を進めしていく上には財政基盤が市町村は弱いので助成をというお話をございました。

そこで、伺いたいと存じますのは、林业にかかるかる専任の係や課を設けている市町村が全国で七百八十九と聞いておりますが、こうした新しい財政需要の負担に市町村が耐えられるのかどうか、その辺のことについてもう少し詳しく御意見を示していただいたら、それはやりよういかんによっては国土利用、それからまた人の確保にも大きな影響が出るであろう見識を持った皆さんのが山村にはたくさん住んでおられます。

まず第一点は、先生も言及された国有林の財政再建策であります。この点については、先生のお話もありましたように土地や森林の売却、それから人減らしをしても限界があるということは、それまでもないわけでありまして、そしてまた、それがやりよういかんによっては国土利用、それからまた人の確保にも大きな影響が出るであろう見識を持った皆さんのが山村にはたくさん住んでおられます。

したがって、それぞれの行政職員もこれらのノーカーで申しますが、知識というものを非常に勉強しておりますので、私どもとしては確かに財政は苦しくうござりますから、できるだけ国からの財政の援助をいただきたいのは当然でございまして、それでも、事務量とかそういう点から申しまして、これからのさまざま課題に十分対処していくことができると思います。

最初に、山形県金山町長の岸宏一さんに伺いました。岸さんは産直住宅、そして公共建築について木材の使用などの消費拡大やそれから森林浴の話など大変興味の持てるお話を紹介いたしました。岸さんがどうございました。

今回の森林法改正案では、市町村の役割が強められるということが大きな特徴だろうと存じます。これまでの森林行政は森林組合重点であったことです。これらは、大きな前進ではないかと私は思います。しかし、今回の法改正では、森林整備計画、そして森林整備協定、さらには特定森林保全区域の保全、間伐、保育の実施の勧告などのた

うことでございますが、やはりこれは国民全体の問題でござりますので、そういう国全体の債務をこれから長期にわたって処理をしていく、こういうものの一環としてもや国有林野事業からは一応切り離して処理をしていくという道を考えるべきではないか。

それから第二点として、日常的な国有林野事業会計の立て方でござりますが、これは今までの特別会計の單年度取支均衡主義という大変林野にはそぐわない無理な原則を立ててきた、そのことにいろいろ大きな問題があるかと思います。林野事業というのは言うまでもなく長期の、数十年にわたり回転する問題でございまして、しかも木材価格は絶えず動きますし、单年度均衡ということ自体が非常に難しい。それを無理にやろうとすることいろいろな問題が生じた原因がありはしないかと思います。

それからもう一つ、収支均衡でございますが、これも今までほかの参考人の方々からもお話をございましたように、特に国有林は奥山でございまして、ここで国有林に課せられている任務というのは、林木の生産という経済事業それよりも、今日ではむしろ自然環境の保全、国土の保全、その他さまざまの公益的な事業の方がはるかに重要な意味を持っている、また国民の期待もその点にますます大きいかつてくるように思っております。こういうのはすべていわば非経済事業でございまして、それによつて収入を上げるということが目的ではない、国民のために活性のある自然を維持していくことであろうかと思ひます。

こういう費用は当然一般会計で負担すべきものだというふうに思います。

かつて私が提案したのは、やや空想的と先生方には笑われるかもしませんが、むしろ国有林野事業会計の処理の仕方は、まず森林計画の方をきちんと立て、それに従つて自然を大切にした形の合理的な施業をやる。それによつて適当な収入はもちろんあると思いますが、その収入が経費に対して不足をしたときには一年ごとに一般会計か

ら繰り入れをしていく、こういう形の会計原則を立てる必要がありはしないか、こうすることを提案したこと�이ございますので、もし御参考にしていただければ幸いかと思います。

それから、農山村対策の方は、これは大変大切な問題でございますが、もちろん林野だけでもできない、あるいは農水省だけでもできないことでございまして、むしろ一つの地域として中山間地帯というものをとらえて、そこで全体としてのさまざまな対策が必要であろう。林業だけではなくて、農業も工業も商業もあるいはサービス業も、そういうものすべてをひつくるめて地域社会といふのをいかに活性化していくか、こういう問題を考えなければならない。これは残念ながら日本の行政というのはともすれば縦割りになつております。農水省は農水省、国土庁は国土庁、環境庁は環境庁と別々にやつております。一つの地域をまとめてきちんと対策を立てる、こういうことに今までなかなかなつてこなかつたようだと思いますが、これはこれからぜひ工夫をしていただきたいことでござります。

今例示的にお挙げになりました地方交付税の問題、これもいろいろの問題があるわけでございますが、特に今の交付税の算定基準、これはぜひ見直す必要があるかと思います。その算定基準の一つの要素として人口はある程度計算に入りますけれども、例えば山林の面積とか、あるいは山林の状態とかいうものは今の交付税の計算の中にはきちんと入らない、基本財政需要の計算に入らないよな仕組みになつております。そこで山村の方はいつも問題にされているわけでござります。

ただ、最近のウルグアイ・ラウンドなんかの動きを見ておりますと、一次産品貿易もできるだけ自由化して貿易を拡大することが最善の措置だという考え方方が非常に強くなつておりますが、一次産品については私はこれは大変疑問に思つております。このことは前から山村の方々が指摘されていましたが、私も全く賛成でございまして、輸出国の山も荒れてしまつて、もう少し交付税の基本財政需要を算定する

きに、山村の特殊性、それから山の維持のために必要な経費というようなものを基本財政需要の中に算入できるような仕組みを考えいただくといふことが必要ではないかと思います。

それからもう一つ、国境措置もこれも大変必要なことでございまして、今全国の民有林が荒れ果てているということも、あるいは国有林の会計の赤字が大きくなつているということも、御承知のとおり木材価格が、国産材が非常に低迷しているということでおざいます。杉丸太を中心として考えますと、現在ほかの物価との関係で考えますと、最盛時、今から十五年ぐらい前の一番高かつたときに比べて恐らく現在の木材価格は実質六割程度だと思います。したがつて、林業経営というものはますます採算がとれなくなる、それが山村の過疎化を一層促進するということになつてゐるわけでござります。

しかし、この問題はもう少し大きなグローバルな問題としてお考えいただきたいわけですが、今はますます採算がとれなくなる、それが山村の過疎化を一層促進するということになつてゐるわけでござります。

御承知のとおり日本が過大な木材輸入をしているということは、これは地球的な規模で熱帯林その他の森林を破壊しているといふことが大きな国際問題になり、日本はしばしば非難をされているわけでござります。これは実は林産物だけではなく農産物でもそうでござりますが、ガットそのものも一次産品については本来例外措置を認めるという基本原則を持つてゐるわけでござります。

ただ、最近のウルグアイ・ラウンドなんかの動きを見ておりますと、一次産品貿易もできるだけ自由化して貿易を拡大することが最善の措置だといふ考え方方が非常に強くなつておりますが、一次産品については私はこれは大変疑問に思つております。このことは前から山村の方々が指摘されていましたが、私も全く賛成でございまして、輸出国の山も荒れてしまつて、もう少し交付税の基本財政需要を算定する

ならないよう範囲で一次産品貿易をやつていい、こういう仕組みをガットが中心になつて国際的に樹立をしていく、こういうことが必要であり、それをむしろ日本政府はガットに対して提言すべきだという意見を持ております。しかし、それは長期にかかることでございましょうから、とりあえず考えられますことは、もし国際的な理解が得られますならば木材輸入については適切な国境措置を考える。

一つの方法としては、ECの変動課徴金制度のようなものを考えることが可能だらうと思います。そしてその收入は、今まで木材を輸出しておりましてそれが一つの大きな経済的な支えになります。それで、それと並んで、木材を輸出しておられる方の収入は、今まで木材を輸出しておられた方の収入と並んで、今まで木材を輸出しておられますような途上国に十分に還元をして、途上国の開発それから森林の回復といふものためにはどうかと思います。

そこで、これが一つの大きな経済的な支えになります。それで、これも御参考までに申し上げておきます。

○谷本義君 続きまして、愛媛大学の村尾先生に伺いたいと存じます。

先生が強調されております有利な採材による販売ということ、これは私どもも大変傾聴させていただいておるところであります。問題は、有利な採材による販売に対応する市場形成ができるのかどうか、さらにはまた、地方独自の採材にこだわる中小企業の方という観点からの措置も国として必要ではないかといったような点等々があるわけありますけれども、対策の問題として二点ほど伺いたいのであります。

まず第一点は、生鮮食料品などは公営市場があります。木材の場合にはそういうところがない、規格統一を誘導することのは非についての御意見を承りたいのです。

それから二つ目の問題としましては、中小企業のための販売は、学童の運賃割引のように国の産業政策の一環としてやるべきなのであって、国有林野事業の負担で行うべきではないと考えるので

あります。その点についての先生の御所見を承りたいと存じます。

○参考人(村尾行一君) 第一点お答えいたしま

す。

まず事実でござりますが、公営市場というのがないというのは事実とは違うのじゃないかと思つております。例えば森林組合の共販所というのが

これは立派に市場でございます。それから国有林の貯木場での販売というものも、これは機能として考えた場合には原木の市元市場でございます。そういうことをまず申し上げまして、この原木の市元市場というのを全国、とりわけ林業、林産業の発展水準の低い東北、北海道なんかに精力的に展開していくことが妥当ではないかと思うのであります。この点につきましては、森林組合、特に全森連と林野庁との間で具体的な詰めをやることも一つの方策かと思います。

それから第二番目に、中小企業云々でございますが、これは短い時間ではお答えできませんので、いわばキーワード的な議論でお許しいただきたいと思うのですが、原木が安いとその製品の商品価値というものを上げるモチーフが出てきません。むしろ国有林等は実勢価格に合った価格で中小企業に売る、言葉をかえれば高目に売る、そのことが中小企業をして経営の改善を実行せしめ、言うところの中小企業ではなくて中堅企業化するという展望が開けると思います。

以上です。

○谷本義君 次に、全国森林組合連合会の常務理

事の山本博士さんに伺いたいと思います。林業がまさしく危機的状況にあるわけでありまますけれども、そういう中につけて森林組合が果たす役割は非常に大きいと思います。そこで、次の二点について伺いたいのであります。

まず第一点でありますけれども、流域単位に合併を進めて基盤を強めることができます今森林組合に求められております。しかし、森林組合は、私どもが聞いたところでは休眠状態にあるのが約三分の一程度ではないかといったような話等々も聞くので

あります。そういう状況の中で広域合併を進めきましても私ども組織の中いろいろ討議を重ねまして、できるだけ国にいろいろお願ひすべき点はないか、その辺のところをどう埋めていくのか、そうした点について御意見をちょうだいしたいと思ひます。

次に二つ目の問題は、改正法案は御承知のように、事業体の努力に多くの部分について期待をしておるところであります。林業労働者がどんどん減っていく、そして高齢化が進んでいくという状況の中で自助努力にもおのずと限界があるわけであります。そうした点についても先ほど山本さんからいろいろお話をございましたが、法制的、財政的に國のバックアップ、その辺についてもう少し突っ込んだ御意見をちょうだいできればと思います。

○参考人(山本博士君) ただいま先生から御質問がございました合併についてでございますけれども、流域管理システムを進めるに際しては、やはりこれから事業量の確保ということが非常に大切ではないか。そういう意味で、現在第四期目の

森林組合の合併助成法という形で進めているわけでございます。おかげさまで合併につきましては、三十七年当時は市町村の区域の一部を地域にするような森林組合が約六三%あつたわけです。それが現在では市町村を一円とする市町村の単位のものが約八割になつてきているわけです。そういう意味で合併が進んできている。これはさらに

いう意味で合併が進んできている。これはさらに広域的な形での機能を果たしていかなければならぬということと、二つ以上の市町村または郡単位、そういうような広域的な合併というものを今後進めていかなければならない。そういう意味で、この国有林と民有林が一体となつた今回の法律というものは非常に私どもは、これをまた契機にしましてさらに合併の推進をしていきたい、そのための「森林と人いきいき運動」の第二点目の

最後にもう一つの問題、伺いたい点があるのであります。それは林政審の答申や閣議了解によ

りますが、それは林政審の答申や閣議了解による国有林野事業の民間実行の徹底ということが言われておるのであります。その現状、それから

だらうかという感じがしておるわけであります。それから第二点目につきましては、私どもとしては予算的な援助の面、そういう点でこれから

行政当局にお願いしまして、現在、実は十六日に発足しました全国林業労働力育成センターといふような形での助成措置をいただきまして、これから二十一世紀へ向けて進めていきたい、かよう

に一応思つております。

○谷本義君 次に、森林関連事業労働組合連合会書記長の小塚茂さんに伺いたいと存します。

今までの林政は物を中心であつて、人の問題といふのは二の次ではなかつたかと私は思うんです。だから二十一世紀へ向けて進めていきたい、かよう

に一応思つております。

○参考人(山本博士君) ただいま先生から御質問がございました合併についてでございますけれども、私が伺いたかったのは、広域森林組合をやつておきますと地域の森林の所有者との関係というものは薄くなつていきはしないか、そのところをうまくやいにやつていく方法などお考えがあればお聞かせいただきたいということでありま

す。

それからもう一つの点は、今、国それから市町村などの援助というお話をございましたが、その辺もう少し具体的なお話を伺うことはできないで

しょうか。

○参考人(山本博士君) 合併につきましては、今先生からお話をございましたように、広域合併をしていくための阻害要因がございます。その中で先生がおっしゃるとおり、組合員と組合との関係がだんだん大型合併していくにつれ陥悪化するん

だらうかという感じがしておるわけであります。

そういう点が意見として出てきておるわけです。それから、経営状態のいい組合と経営状態の悪い

組織、これは合併するというのは、私どもの調査し

た中では非常に難しい点が出てきているわけでござります。それから、積極的に合併をするような空気、そういうものを醸成をしていかにやらぬ、

そういう点が一つの刺激になつてくるんじゃない

と思います。それから第二点目の事業体を強化していくための条件整備をしていくためにいろいろな問題がござりますが、それは林政審の答申や閣議了解による国有林野事業の民間実行の徹底ということが言われておるのであります。その現状、それから

見通し、これについて書記長がどうお考えになつ

ているか御意見をいただきたいと存じます。

○参考人(小塚茂君) 先生が御指摘になつたところほど意見を述べさせてもらいましたが、この一つをとっても大変深刻な状況でございます。したがいまして今までのよう、多少詰詰があらうかと思いますけれども、時間がありませんので内容は省略ますが、いわゆる低コストの林業の追求ということだけでは労働力の確保は限界があるんではないか、こういうふうに思いますし、また指導あるいは自助努力でもこれは限界がございます。

したがって総体的に森林・林業の活性化、農山村の振興、それと林業労働力の確保三位一体となった施策が必要ではないか、このように考えております。したがって日本の林業労働力の確保のための枠組み、プロセス、年次計画、国具体的な援助を含む方策などについて早急に國の方針を確立すべきじゃないだろうか、このように考えております。

なお、私も労働者、労働組合の立場からも、国レベルはもちろんでございますけれども、これからますます日本の森林・林業の活性化のために市町村の役割が重要になりますので、そうした労働者、労働諸団体とも十分協議をして、積極的に労働組合としても提言し、協力申し上げていきたいと考えております。

次に、災害の問題でございますが、私は国有林労働者なんですねけれども、国有林の場合にも災害は依然として絶えないわけですが、特に民間林業の場合は実は残念な実態が続いているわけでございます。災害件数が毎年六千件前後、このうち死亡災害が百名前後でございます。振動病の認定者も後を絶ちません。毎年二百名近く発生をいたしております。特に死亡災害のうち、昨年の九十件の実態は、大半は死亡時刻を特定できないのが実態でございます。広い山の中ではほとんど孤立單独

推定人員は五万というふうに言われております。先ほど意見を述べさせてもらいましたが、この一つをとっても大変深刻な状況でございます。したがいまして今までのよう、多少詰詰があらうかと思いますけれども、時間がありませんので内容は省略ますが、いわゆる低コストの林業の追求ということだけでは労働力の確保は限界があるんではないか、こういうふうに思いますし、また指導あるいは自助努力でもこれは限界がございます。

したがって総体的に森林・林業の活性化、農山村の振興、それと林業労働力の確保三位一体となった施策が必要ではないか、このように考えております。したがって日本の林業労働力の確保のための枠組み、プロセス、年次計画、国具体的な援助を含む方策などについて早急に國の方針を確立すべきじゃないだろうか、このように考えております。

先生が御指摘の緊急に打つべき手の問題でありますけれども、監督行政の強化をひとつお願いをいたしたいと思います。また、これだけではなくなかなか大変ではないか、こう考えられますので、地域や地理に詳しい、森林・林業に精通した地域のベテランの方にパトロールという形で監督官に準じた資格を与えてもらいまして、頻繁にパトロールを強化するとか、緊急な連絡体制を確立するとか、そのような措置は緊急に講じていただきたい、このように考えております。

なお、私も労働者、労働組合の立場からも、民間実行の徹底でございますけれども、実は国有林野事業の今日の状況は、まさに民間実行の徹底でございます。直當適用というのが二割か三割でありまして、ほとんど七割から八割というのが民間にお願いをしているわけでございます。これをさらに徹底するというのは、これはもう現業の意味がなくなるのであります。私は民間にございまして、私どもは民間にお願いするときに、国が労働力を確保して、きつちり国民の負託にこたえて仕事をやっていくのが國の責任ではないか、このように考えておりまして、この点につけては、先生方の御理解をいただき、林野庁と十分協議をしてまいりたいと思います。

先生が御指摘の緊急に打つべき手の問題でありますけれども、監督行政の強化をひとつお願いをいたしたいと思います。また、これだけではなくなかなか大変ではないか、こう考えられますので、地域や地理に詳しい、森林・林業に精通した地域のベテランの方にパトロールという形で監督官に準じた資格を与えてもらいまして、頻繁にパトロールを強化するとか、緊急な連絡体制を確立するとか、そのような措置は緊急に講じていただきたい、このように考えておりますので、先生方もよろしく御検討を賜りたいと存じます。

次に、全森連の山本参考人にお伺いしたいんですですが、林業労働力の確保が、それぞれの参考人からお話をありましたように、これから林業に立つだけの森林組合組織として林業労働力がありますけれども、本当に地域林業を背負つて立つだけの森林組合組織として林業労働力があるのかどうか。また、国有林がこれから請負化が進んでまいりますけれども、森林組合として国有林の請負化の受け皿になつていいけるような今体制になっているかどうか。林業労働力の確保について、先ほど来センターですか、協議会などをつくるというようなお話をあつたんですが、森林組合としては一体この林業労働力確保についてどういふふうにお考えになつていらっしゃるのかお聞きをしたいというふうに思つてます。

それから、森林労連の小塚参考人にお伺いしたところが、今回の法改正によりまして、その長伐期という言葉も出てきておりますように、非常に歓迎すべきこと、つまり我々の流域の長伐期林業といふもののストックが非常に大きくなる、それと同時に一つのブランドとして供給量が多くなる、こういうふうなことで流域森林の価値を非常高に増大せしめるというか、そういうたメリットが出でます。私は承知していますが、法案作成に当たつて皆さん方の主張が本当に法案の中へ、まあすべてが生かされることはおらないと思いますけれども、生かされることは國が労働力を確保して、きつちり国民の負託にこたえて仕事をやっていくのが國の責任ではないか、このように考えておりまして、この点につけては、先生方の御理解をいただき、林野庁と十分協議をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○谷本義君 ありがとうございます。

○村沢牧君 社会党に割り当てられた時間がまだ若干あるようありますので、御三人の参考人に簡単にお聞きをしたいというふうに思います。

まず、岸参考人にお伺いしたいと思いますが、これからの地域森林計画あるいは市町村計画を立てた場合、国有林と民有林が一体となつて協力してやつていこうということになりますが、この際、国有林、特に営林署に対してもどのような期待を持つていらっしゃるでしょうか。そのことが一つです。

次に、全森連の山本参考人にお伺いしたいんですですが、林業労働力の確保が、それぞれの参考人からお話をありましたように、これから林業に立つだけの森林組合組織として林業労働力がありますけれども、監督行政の強化をひとつお願いをいたしたいと思います。また、これだけではなくなかなか大変ではないか、こう考えられますので、地域や地理に詳しい、森林・林業に精通した地域のベテランの方にパトロールという形で監督官に準じた資格を与えてもらいまして、頻繁にパトロールを強化するとか、緊急な連絡体制を確立するとか、そのような措置は緊急に講じていただきたい、このように考えておりますので、先生方もよろしく御検討を賜りたいと存じます。

次に、全森連の山本参考人にお伺いしたいんですですが、林業労働力の確保が、それぞれの参考人からお話をありましたように、これから林業に立つだけの森林組合組織として林業労働力がありますけれども、監督行政の強化をひとつお願いをいたしたいと思います。また、これだけではなくなかなか大変ではないか、こう考えられますので、地域や地理に詳しい、森林・林業に精通した地域のベテランの方にパトロールという形で監督官に準じた資格を与えてもらいまして、頻繁にパトロールを強化するとか、緊急な連絡体制を確立するとか、そのような措置は緊急に講じていただきたい、このように考えておりますので、先生方もよろしく御検討を賜りたいと存じます。

これから森林計画は、流域ごとに国や市町村が一緒になってその計画をつくっていくことになりますが、森林組合でも作業班などを設けているところもありますけれども、本当に地域林業を背負つて立つだけの森林組合組織として林業労働力があるのかどうか。また、国有林がこれから請負化が進んでまいりますけれども、森林組合として国有林の請負化の受け皿になつていいけるような今体制になつているかどうか。林業労働力の確保について、先ほど来センターですか、協議会などをつくるというようなお話をあつたんですが、森林組合としては一体この林業労働力確保についてどういふふうにお考えになつていらっしゃるのかお聞きをしたいというふうに思つてます。

それから、森林労連の小塚参考人にお伺いしたところが、今回の法改正によりまして、その長伐期という言葉も出てきておりますように、非常に歓迎すべきこと、つまり我々の流域の長伐期林業といふもののストックが非常に大きくなる、それと同時に一つのブランドとして供給量が多くなる、こういうふうなことで流域森林の価値を非常に増大せしめるというか、そういうたメリットが出てまいりうることで、私どもはこの一つだけをとりましても非常に国有林との長伐期という点での提携などを期待しておるわけでございます。

○参考人(山本博人君) 今先生から御質問ございましたまず第一点の作業班の問題でございますけれども、作業班につきましては、御案内のとおり約五万人を現在割つておるわけでございます。森林組合としては、施業を行つたために作業班の確保というのをも非常に重要なことであるわけでござります。そういう意味で、人づくりということ

で特に作業班の確保、これについて最善の努力を払っているわけでございます。

やはり、年齢的には、御案内とのおり高齢者非常にふえてくるという状況でございます。ただ、作業の内容によりましては、高齢者の方でも非常に優秀な技術を持つていらっしゃる方もいるし、それから戦後一千万ヘクタールの造林を支えてきた非常に貴重な方だと思うわけです。そういう方のお仕事も大切だ。しかし、これから若い人をいかに導入していくかということは、高性能機械を導入していく場合にどうしてもそういうオペレーターの養成というものが必要でないかと思うわけでございます。そういう意味で、老青壮一体となつた作業班づくりを考えていませんと、なかなか、若い者若い者ということではなくて、やはり青でも老でも非常に優秀な技術を持つていて、自分がいらっしゃる、そういう点で、我々も作業班につきまして、できるだけそういうものを森林組合の中で内容を十分分析しまして、これ以上減少しないようなことを模索していくかなさいかぬ。そういう意味で、労働力育成センター的なものを全森連の内部につくりまして全国的に考えていかなきやならない。

それから、第二点の国有林関係の受け皿でござりますけれども、これにつきましても、これは地域の状況、国有林の非常に多い地域、民有林の非常に多い地域、そういう地域ごとの問題もございます。それから、私ども森林組合の場合、御案内のように協同組合の組織でございまして、それぞれの組合がその実情に合った形での人の採用をしておるわけあります。ですから、全体的に受けられるかどうかという問題よりも、これから流域管理の中で地域ごとにいろいろ検討されていくことではないだろうかというふうに思っておりますので、國と民有林、一体となつていくという中で、健康で有能な知識を持つていては御協力していただくという場面は当然出でてくる、かように思つておりますので、よろしく御指導のほどをお願い申し上げます。

以上でございます。

○参考人(小塙茂君) 国有林野事業の健全化、再建は労使の共通の課題だと認識をいたしております。特に私ども国有林労働者は、国民の財産である国有林を職場にさせてもらつてあるわけでありますので、社会的な責任を痛感してこの問題に対処していきたいと思っております。具体的には、方針の段階、計画の段階、実行の段階、それぞれの節々において林野庁と十分協議なり御相談をしていきたいと思っております。

なお、今回の法改正等の内容につきましては、ざつと申し上げて恐縮なんになりますけれども、

財政措置を含めまして基本的な方策や制度的なものが確立されようとしているんではないか、したがつて、具体的にはこれからが大事だ、このよう

に認識をいたしておりますので、これからも国民の負託に国有林野事業がきつちりこたえていく、

そういうことを基本認識にして努力をしていきた

いと思います。

○青木幹雄君 参考人の皆さん、きょうは御苦労

までございました。ただいまは皆さんからそれ

ぞれの立場で非常に貴重な御意見を聞かせていた

だきありがとうございました。私は時間が限られ

ておりますので三人の参考人の方に続けてお尋ね

をいたしますので、質問が終わりましたらそれぞれ順次お答えをいただきたいと思います。

まず、岸参考人にお尋ねをいたしますが、だ

いま参考人から、参考人の町長をなさっておりま

す金山町における林業振興と地域の活性化のため

になさつておるいろいろな努力についてお話をお

聞かせいただきましたが、現在全国の山村にお

いて林業従事者の減少、高齢化が進んでおります。

また、森林組合なども担い手として期待をされておりますが、必ずしも体质強化が十分と言えない

のが現状でございます。これらの林業の担い手の

確保が緊急の課題となつておるわけでございます。

が、町長さんの町におかれましては、この問題に

対応するため広域的な観点に立つて第三セクター方式による木材の加工場を誘致するなどの努力を

行われておるというように承知をいたしておりますが、町長さんとして長年の経験に照らして、林業の担い手の育成確保、そのためには基本的にどのような取り組みが必要であるのかお聞かせを願いたいと思います。また市町村はそのためにはどうなみずから

ればお聞かせを願いたいと思います。

またもう一点、先ほどのお話によりますと、金

山町を含む最上地方の森林面積のうち四分の三を

国有林が占めております。地域経済の活性化を図

るために、国有林、民有林が一体となって林业振興を図ることが不可欠でございます。特に国有

林野事業は、国有林材の地域への安定供給、雇用

機会の創出等を通じてその役割を適切に果たしていくことが重要であろうと考えております。

このよくな観点から、今回の新たな経営改善対

策に対する地元市町村の期待も大きいかと思いま

るところがあるのかをお伺いしたいと思います。

そこで、今後労使一体となつて経営改善に取り組んでいくことについての決意、その考

え方についてお尋ねをいたしたいと思います。

以上でございます。

○参考人(岸宏一君) 担い手の確保のための基本的な取り組みはどうすべきかということでお聞き

ます。小塙参考人からもお話をございましたけ

れども、林業労働者あるいは林業後継者、この仕事は非常に厳しい仕事でございます。例えば山を

育てるには地ごしらえをして、木を植えて、それ

から下刈りをして、さらに間伐をして、そして数

十年後に伐倒して搬出という非常に厳しい仕事が

あるわけでございます。

例えは今の山林の状況を見ますと、車で町場か

ら山に入ります。そうしますと、そこからまた歩

いて一時間とか、そんな労働条件のところも數多くあるわけあります。そういうことをいろいろ

考えてみると、まず一つは若者が働きやすいよ

うに、また快適に仕事ができるように林業基盤と

いうものをさらに整備を進めることができ肝要か

だと思います。

先ほど同僚議員の質問にお答えになつたことと

同じだと思いますけれども、もちろん組織を強化

していくためには自助努力が一番大切だと思いま

すが、せっかくの機会でございますので、組織強化をしていくために、また広域合併を進めていく

ためにぜひ国がこうしてくれたらいいなという

ことがあればひとつ遠慮なくお聞かせをいただきたいと思います。

最後に小塙参考人にお尋ねをいたしますが、今

成五年度までに二万人、さらにその後必要最小限規模とするというような、組織についても営林署の三分の一を統合改組するというまことに厳しい自助努力をみずからに課しておられ、経営改善に向けた関係者の並々ならぬ決意のほどがうかがえます。私は、このような役割を果たすべきかについて御意見があれどもにこのよくな改善策が取りまとめられたこの痛みを伴う経営改善が円滑に進められるために何よりも労使が一体となつてこれに取り組むこととは画期的なことでございますが、今回労使合意を非常に高く評価をいたしておるものであります。

も、まだまだ不十分な状態だというふうに思いました。そういうようなことから、今後一層民有林、国有林を問わず林道の基盤をまずひとつ整備する必要がある。しかも、林道の舗装なんということはちょっととせいたくみたいなことと考えられる方もあるかと思いますけれども、これは効率化ということ、生産性ということを挙げますと、非常に重要なことだと思います。でありますから、林道を積極的にまず一つは整備していただきたい。

それから、ほとんど手作業に近い林業労働といふのが今まで長く続いてきたわけでござりますけれども、そういう点からより一層の機械化といふことが求められるのではないか、こういうふうな気がいたします。それら機械はなかなか高価なものでありますから、各個人がそういうものを持つということはなかなか難しい。そういうことでこれからは協業化なりあるいは第三セクターなり、そういった形で国が補助をしながら、今までやつてきましたけれども、今後もそういう近代化へ向けての投資といいますか、そういうことを真剣に考えていく必要があるのでないか、このように思つております。

それから、林業に働く方々の労働条件というのは非常に低いものがあります。そういうことによつて他産業に人がどんどん流れしていくという現象が今あるのではないかと思ひます。そういう点からいたしますと、働く人々の待遇改善、山村では村役場とか町役場の職員の給与というのが一つの目安になるわけでござりますけれども、そういった身分の保障も含めて待遇改善を國の問題として取り上げていただきたい。

我が国は一千万ヘクタールの人工林を持っていますが、この人工林がこのままにしておきますと、大内先生がおっしゃいましたように次々とだめになつていく。こういうことは國民の財産の大きな損失になるわけでござりますから、ぜひこういった点を國として真剣に取り上げていただきたい、このように思つております。

時間もありませんので次に入らせていただきま

す。市町村の役割でござりますけれども、たゞいま申し上げましたような諸問題を解決するためには、國においては林構事業とか新林構とかさまざまなものでありますけれども、これからもこれらを強力に進めることを含めまして、今度の流域単位での森林整備の計画なり投資計画をつくる上でも、國あるいは県それから民有林の所有者、こういった方々のいわばパイプ役として大きな役割を担わなければならぬ、こういうふうに考えておるわけでござります。

それから、國有林の經營改善に対する期待といふのは非常に大きなものがござります。私どもの地方は、ただいまも申し上げましたように七九%が國有林でござりますから、その國有林が元気がないということは、我が山村地域一帯が元気がないということと全く同じでござります。そういう意味でございますので、できるだけ早く再建計画を進められて活力ある國有林經營を目指していただきたい。また、國有林に働く方々も、いつも人減らしかとかそういうことはかり言われて元気がなくなつては困りますので、大いに元気を出せる新しい仕事をどんどんお与えいただきたい、こういふふうに思うわけでござります。

市町村としての役割でござりますけれども、何ができるかということでございます。私どもは國有林と今まで以上に情報の交換を密接にすることができますよし、それから私ども願いしたいのは、人事交流などを大いに進めまして、例えば市町村に國有林の職員をよこしていただきてお互いに交流して、もしよかつたら我が町村に残つてくれないか、そういうふうな形でさらなる緊密化といいますかそういうものを図つてしまいたい、そういうふうに思つております。

○参考人(山本博人君) 森林組合の組織強化につきましてでございますけれども、先ほどから申し上げておりますように、私どもは平成二年度から「森林と人いきいき運動」ということで、まず人づくり、それから組織經營基盤づくり、事業拡大システムづくり、こういうものを進めているわけでございます。

それで、今回の森林法の改正を含めまして、先ほどお話をありましたように、もう一步進んでは組合員が参加していただくこと、事業を出していただすこと、それから出資をしていただくことがあります。

そういう中で、いろいろ從来から森林・林業に對しましては國での助成措置をいただいておりました。しかし、組織を強化するためには合併の問題がござります。そういう点で合併に対して金融、税制等の措置をしていただき、そして第四期目も終わるとしております。しかし、せつかく三十七年に三千五百有余あつた森林組合が現在千七百五十五まで合併が進んでおります。そういう意味で、これからさらに合併を進めるために合併に関する助成措置等をいろいろ御検討いただければありがたいんじゃないいか。

いろいろござりますけれども、そういうことで一点に絞らせてお答えさせていただきました。よろしくどうぞ。

○参考人(小塚茂君) 二十一世紀に向けて、環境保全を含めまして緑の山づくりをしていく、その中核に、あるいはリーダー格として國有林野事業が位置するというのが基本方向だと理解をしております。しかし現状は、このまま放置しますと、将来にわたつて國有林野事業の使命を果たしていくことが困難な状況になつております。この認識は労使の違いはございません。したがいまして、この克服として解決は労使の共通課題だと認識をいたしております。

具体的には、先生御指摘のように要員規模問題、組織機構の問題、あるいは事業実行形態の問題、財政の確立問題、雇用問題等がござりますけれども、これらの諸事項については労使間で十分な議論をもつて論議、意思疎通をして、労使が一致して努力をする、そのような基本的な態度でこれから臨んでまいります。

○刈田貞子君 参考人の皆様方、大変ありがとうございます。

私の持ち時間は十四分でございますので、先に質問をさせていただきまして、参考人の皆様からは後から御回答いただきたいと思います。大内参考人と村尾参考人のお二人にしか伺う時間がないと思いますので、大変恐縮でございますが、先ほど大内参考人は、今回の森林法の改正の中で開発規制が國有林が外されているのは問題ではなかろうかという御發言がございましたが、私も今回のこの森林法改正のところではそこに赤線を引つ張つてあるんですけれども、ここの人々をどのように今後考えていくべきよろしいのか。デベロッパーと、あるいはまたリゾート法といいろいろかかわつてくる中でこういう問題をいかに考えればよろしいかということが一つでございます。

それからもう一つは、國有林野事業の方の問題でございますけれども、先ほど、過去二回の改善計画をしたけれども、しかし成功したとは言えないのでないかということから、いわゆる資産を売る、あるいは人減らし、それだけのことですが済むのであろうかどうだろうかというお話なのでございますが、いわゆる國有林野事業というものは一体本来的にどうあればいいのか、それは先ほどちよつとお触れになられましたけれども、聞いていて大変感じたところでござります。さらに申しますならば、いわゆる自己収入の確保、こんなふうなことまで積極的にさらに取り組んでいかなければならぬのではないかというような問題も含めてぜひ御意見を賜りたい、このように思いますが、この辺のところを御意見を伺いたいのと、もう一つは、先ほど森林法改正の方の部分で

お触になつたと思いますが、山に入る人というのは直営直用ではだめなんだ。技術者の概念についてかなり違つた発想から物を述べられたように思います。混農林のような考え方を持つている人あるいはまた山の景観まで考える人というようなお話をございましたが、そういう問題を詳しく述べていただき的同时に、こうした要員はどこでだれが育てていくのかという問題があるのではないかと思いますが、その点お伺いいたします。

○参考人(大内力君) 初めの第一点でございますが、林地開発許可制度の改善ということで改正法の十条の二関係のこととござります。ここでうたわれておりますのは、森林計画の対象となるいる民有林において開発行為をしようとするときは、その許可要件として一定の条件を決める、そしてそれについて関係市町村長等の意見を聞かなければならぬ、こういうことになつてゐるかと思ひます。これは恐らく発想としては、国はきちんとそういう開発について節度を守るということを前提として、したがつて国については特別の枠をはめないで民有林だけを規制すればうまくいく、こういうお考えではないかと思います。

そうあってほしいと私も思いますけれども、ただしばしば言われておりますことは、今先生の御指摘のリゾート法との関連におきましても、国有林が乱開発をされているということが、例えば岩手県の安比高原の例を初めといいたしまして方々で指摘をされておる問題でございます。特に後の御質問とも関連いたしますが、累積債務対策で財産を処分するという方が優先いたしますと、どうしても国有林も開発適地を次から次に売ろうとする、こういうことになるおそれが非常にありはないか、その点を申し上げておる次第でござります。

そこで、法律の中に国有林もうたうのが一番いのかと思いますが、それが難しければ、実際の運用におきまして国有林につきましても開発行為をするときには必ず地元の市町村の意見を聞く、そしてその意見が反対である場合には国有林は開

発を差し控えるというようなことをひとつ運用としてぜひやつていただきたい、こういうことを申し上げたつもりでございます。

それから第二番目につきましては、もちろん今までの国有林会計の再建計画がうまくいかなかつたことはいろいろ細かく数えれば原因がございますけれども、やっぱり何と申しましても一番大きいのは累積債務の元利償還金の負担が非常に大きかったということでございまして、御案内のように本年度の予算で申しますと、国有林野事業特別会計の事業収入よりは債務の負担と申しますか、元利の償還金の方がはるかに大きい、こういう奇妙な会計に既になつておりますと、したがつて通常の事業収入では借金の返済だけしてなお赤字が出る、こういうような構造になつてゐる会計でございます。

そこで、先ほど申し上げましたように、累積債務を別会計にするという今回の発想はそれは一つ前進だと思いますが、ただ別会計にしただけでは事は解決しないわけでございまして、その債務負担をどういうふうにしてなくすか。とりあえずそれを棚上げにして別に処理する方法を考えませんと、それをいつまでもしょいながら国有林野事業の改善を図るということは、いろんな意味において束縛が多くなり過ぎまして目的を達しないのではないか、こういう感じがいたします。

それから、もちろん自助努力は必要でございまして、経営の合理化、機械化等あるいは先ほど岸さんおっしゃつたような林道の充実とかさまざまなもの問題がございますが、先ほど申し上げましたように、私は今日国有林というのは収入を上げるとして、経営の合理化、機械化等あるいは先ほど岸さんがおっしゃつたような林道の充実とかさまざまの問題がございますが、先ほど申し上げましたように、私は今日国有林といふのは収入を上げるためにはやはり、やや強調して申し上げますので一面的に国有林の本来の任務というのはもはや経済行為ではなく、やや強調して申し上げますので一面的に国有林の本来の任務といふのはもはや経済行為ではないことは二の次に考えるべきではないか。國全、國土保全それから國民のさまざまなレクリエーション、教育等々のニーズに正しくこたえていく、そういう公益事業にきちっとこたえていく

うふうに考えております。しかし、これはもともと、いかに合理化するとかなんとか言ってみましても、収入源になるべきものではございませんのと、そのことを前提として施業計画を立てて、必要な経費は必要な経費として財政的に措置をする、こういうことが必要ではないのか。

それからもう一つは、後で村尾さんからお話をございますが、私はある意味では村尾さんと共に開発を持っています。したがつて、それをただ通の発想を持っておりまして、国有林労働者といふのは国有林だけの世話ををしていればいいという会計の事業収入では借金の返済だけしてなお赤字が出る、ここには技術なり設備なり知識なり大変な蓄積があるわけでございます。したがつて、それをただ減らす減らすというふうにお考えになるのではなくて、民有林のためにもこれを活用するという方法を何らか考える必要がありまして、その部分につきましては、もちろん民有林の所有者なり地元から応分の負担をしていただいて、それを国有林の収入に加えていく、こういう措置が必要ではないかというふうにお考えしております。

以上でございます。

○参考人(村尾行一君) 私、学生のころ大内先生のゼミにおりましたので、どうも隣に座つておられる方ともはやぐあいが悪いから。

今、刈田先生の方から二つ御質問がありましたうちのまず第一点の自己収入でございますが、これは短時間でお話すことが可能かどうか自信がございませんが、要するに森林、林木、木材が内蔵しております価値というものを満度に引き出す。言葉をかえて言えば巧みに商品化することができる一握りの林業、林産業、これは大体そういうことは二の次に考えるべきではないか。國全、國土保全それから國民のさまざまなレクリエーション、教育等々のニーズに正しくこたえていく、そういう公益事業にきちっとこたえていく

したがいまして、国有林の改善、先ほど申しましたが、この点でございますが、國際用語としてはアグロフォレストリーという言葉がございます。これは本全体の林業、林産業の発展を促進するものだと考えております。これが第一点についての一つの答えです。

それからもう一つの答えは、先ほども申し上げたことでございますが、國際用語としてはアグロフォレストリーという言葉がございます。これは林業と農業とを同じ土地において同時に営ませる、そのことによりまして林業にかかるコストというものを相殺します。一例を申しますと、造林も育林も全部してしまって、なおかつ森林所有者にヘクタール当たり百五十万円ぐらいの純益が入るというようなこともござります。このアグロフォレストリーというものを、実は秋山さんといふ方が林野庁長官でいらっしゃったときに、国有林としては試行的に進めていかれました。恐らく以後この点においても特段の努力をされていくと思いますが、これをさらに膨らませますと、先ほど岸参考人がおっしゃつた緑のコンビナート、実はこれ私が名前をつくりまして中身も考えたのですが、金山町で採用していただいたのは大変光榮でございます。

次に、私が直立体制は賛成しないということを申し上げたことについて、大内先生から御発言がありましたのでその点は省略しまして、別の角度からこの直直問題を申し上げておきますと、今申しましたように日本の林業、林産業というのは地価間格差が大変多くございます。でござりますか

ら、従来のように国有林が作業員を直面で抱え込んでおりますと自分のいる地域のやり方しか知らない人がいる、そのことによってあたら価値高い国民の財産である国有林の資源が有効に利用されないという事態なんかがあります。そういう意味で、先ほど大内先生おっしゃられたようにもつと広域的に動き回る、そしていろいろなところの林業、林産業のあり方を目の当たりにしながら全体としてレベルアップをする、そういう労働集団といふものを探求しているわけでございます。

具体的にそれはどうしたらしいのかということが、この点について私具体的なイメージを持つております。例えばということでお許しいただきたいんですが、ヨーロッパなんかに必ずあります林業労働学校というものをつくって、いわゆるマイスターの教育をきちっとする必要がある。言葉をかえていえば、日本の林業従事者というのは、先ほど小塙参考人から御紹介いただきましてよう八Kですか七Kですか、こういう認識がある。自分たち自身もそう思い込み、それから社会一般もそう思っているということは、とりもなおさず日本の林業、林産業が世界的に見ておくれている証拠でございます。ヨーロッパへ行きまして林業従事者というのは大変格好よくてナウい産業でございまして、女性に大変もてます。私もおかげをこうむったことがございます。そういうものをやるためににはきちっとした国による教育、それから再教育というものをやっていかなければいけない。これは、今のところ国有林がいわば企業内教育という形だけでやっているわけで、民間の場合は野放しになっています。こううものを拡大していきたい。

それから、じや実際そういう扱い手は組織体としてどんなものかと言われますと、これは一つは大變當識的な発言になりますが第三セクター方式というのがあるだろう。それからいま一つは、結構私企業において大変上手に仕事をやっている、まあ山本参考人いらっしゃるので御存じだと思いますけれども、あるところから森林組合に請負が

来る、その森林組合からなお請け負うというよ
うな、低い収入でもって立派な仕事をしている事業
体というのがあちこちに広がってまいりました。
こういうところについても目を注いでいただければと思
います。

長時間になりましたが、これで終わります。
○林紀子君 参考人の皆様、本当にありがとうございます。私も、もっともと短時間なものですが
から初めに質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず岸町長さんにお伺いしたいと思いますが、
人林というものが五五%ある町だというふうにお伺
ひいたしましたが、これから伐採時期を迎える
ということですし、八十年の長伐期施業というこ
とでいろいろ努力をなさっているということです
が、輸入材の価格はどうしても競合すると思う
わけです。こういう木材価格の低下に対する
努力をなさっているのか、また後継者の問題
題、通常雇用ができるよう町としてどのような
よくな対応をされているのか、また後継者の問
題を含めてお聞きしたいと思います。

次に、大内先生にお伺いしたいと思いますが、
先生は一九八七年の四月に、「林業経済」という
本に論文を書かれていらっしゃいまして、私も読
ませていただきましたが、その中で、
国有林会計の赤字の解消のために一方ではすこしでも収入の増加を図ろうとする、それが乱伐・過伐や資産売却を惹起しているのだし、他方、すこしでも支出を減らすために国有林労働者の大幅な赤字の解消のために一方ではすこしでも収入の増加を図ろうとする、それが乱伐・過伐や資産売却を惹起しているのだし、他方、すこしでも支出を減らすために国有林労

しゃるこの根本的な考え方というものは変わらないんじゃないかなと思うんですね。独立採算制であり単年度収支計算であると。特に累積債務のところについての資産の売り払いということの大きな問題点については先ほど御指摘いただきましたけれども、経営事業部門についてですけれども、木材価格はやはりこれから行き低迷ということをどうしても思われるを得ないわけですし、この経営事業部門が今回の改正によって本当に改善できるものなのかどうか、立て直しできるものなのか、そのところをぜひ伺いたいと思います。

それから最後に、小塙参考人にお伺いしたいと
思うわけですけれども、国有林野事業の直用部分
を必要最小限にして二万人体制にする、そしてあ
とは民間委託にするということですね。二万人体制になつた時点でさらにその先を考えるといふことを必要最小限にして二万人体制にする、そしてあ
とは民間委託にするということですね。二万人体制になつた時点でさらにその先を考えるといふことは民間にいふことですね。二万人体制になつた時点でも、労働条件といいますのは民間はさらには直用部分よりひどい状況だと思うわけですね。これで本当に森林保全ができるいくのかどうか、どういうふうにお考えかということをお聞きしたいと思います。

○参考人(岸宏一君) 外材との価格対策の問題でございますが、一言で申しますと、だから私どもは長伐期林業を展開して外材に対する競争力をつけていく。それからグリーンコンビナートによってむだのない木材の利用、それから産直住宅などによって付加価値をつけた林業、こういうことを考えてやつてるわけでございます。

それから通年雇用対策でございますが、これは
一言で言つて非常に難しい問題であります。我々
としましては、ここで現在こういうふうにやつて
いますというモデルになるようなものはありません。それぞれの企業や会社によってさまざまなか
法で、例えばスキームとの絡みとか、あるいは雪
が多い地域でありますから冬の伐倒搬出、そ
ういったことで対処しているというのが現状でござ
います。

○参考人(大内力君) 時間がないようでございま
すから簡単に申し上げますが、先ほど来繰り返
して申し上げておりますように、国有林の經營はも
ちろん合理化できるところはできるだけ合理化す
る。それから村尾参考人のお話をるように、できる
だけ有利に商売をして收入をふやすというのはも
ちろん必要でございますが、現に残念ながら、既
に最近の国有林經營を見ておりますと、手抜き施
業が非常にひどくなつてゐるという印象を受け
ております。営林署の計画では三割の伐倒という話
だつたんですが、現地へ行ってみると實際は林
道に近い、簡単に伐採できるところは五割も六割
も切つてしまつたわけです。林道がなくて奥山の入
りにくいところはそのまま残すというようなこと
になりますから、部分的には山が非常に荒れる、
しかもその跡を林野庁はいわゆる天然林施業とい
う大変うまい言葉を発明いたしました、実は切つたままで何にもしない、こういうことをやつてきて
おります。ところが、ブナ林などは広い面積を伐採いたしますと、御案内のようにクマササが急に茂ります。そうしますと、ブナは自然に芽を出すのがほとんど困難だというふうに言われてお
りまして、そこで今度は、そこへ猛烈な勢いで枯
れ葉剤をまくわけでございまして、ですから国有
林の施業したブナ林の跡へ参りますと、私はベト
ナムの山みたいだと言つたこともございますが、
そういうことがかなり広い地域で行われているわ
けでございまして、その結果としてやはり国有林
も奥山から荒れでいるといふふうに言わざるを得
ないところが随分あると思います。

そういう意味で、むしろその合理化とか利益を
上げるとかいうことの前に、やはり日本の自然環
境をきちんと守れるような施業を国有林としては
きちんとやる。経費の方のこととはむしろ二の次に
考えていただきたいぐらいである、こういうこと
を申し上げたかったのでございます。

○参考人(小塙成君) 先生御指摘の部分は林政審
議会の最終答申の文章だと思いますが、恐縮なん

すから簡単に申し上げますが、先ほど来繰り返
して申し上げておりますように、国有林の經營はも
ちろん合理化できるところはできるだけ合理化す
る。それから村尾参考人のお話をのように、できる
だけ有利に商売をして收入をふやすというのはも
ちろん必要でございますが、現に残念ながら、既
に最近の国有林經營を見ておりますと、手抜き施
業が非常にひどくなつてゐるという印象を私は受け
ております。営林署の計画では三割の伐倒という話
だつたんですが、現地へ行ってみると實際は林
道に近い、簡単に伐採できるところは五割も六割
も切つてしまつたわけです。林道がなくて奥山の入
りにくいところはそのまま残すというようなこと
になりますから、部分的には山が非常に荒れる、
しかもその跡を林野庁はいわゆる天然林施業とい
う大変うまい言葉を発明いたしました、実は切つたままで何にもしない、こういうことをやつてきて
おります。ところが、ブナ林などは広い面積を伐採いたしますと、御案内のようにクマササが急に茂ります。そうしますと、ブナは自然に芽を出すのがほとんど困難だというふうに言われてお
りまして、そこで今度は、そこへ猛烈な勢いで枯
れ葉剤をまくわけでございまして、ですから国有
林の施業したブナ林の跡へ参りますと、私はベト
ナムの山みたいだと言つたこともございますが、
そういうことがかなり広い地域で行われているわ
けでございまして、その結果としてやはり国有林
も奥山から荒れでいるといふふうに言わざるを得
ないところが随分あると思います。

そういう意味で、むしろその合理化とか利益を
上げるとかいうことの前に、やはり日本の自然環
境をきちんと守れるような施業を国有林としては
きちんとやる。経費の方のこととはむしろ二の次に
考えていただきたいぐらいである、こういうこと
を申し上げたかったのでございます。

ですけれども、この文章は「国有林野事業の使命達成のための必要最小限のものとする必要がある」、こういうことでございまして、「最小限」の前のところに「国有林野事業の使命達成」というのが明確にされておりますので、この点をひとつ御注目をいただきたいと思います。

それから、労働力に限つていいますと、国有林の労働者は余つてあるんじゃなくてむしろ足りないというのが定員内外共通する現状だと認識をしております。したがいまして、林野庁とさまざま

今まで、これからも協議をしてまいりますけれども、将来の要員についてどうするか、これが一番の焦点であろう、このように考えております。二万人規模の御指摘でございますが、これも大変林野庁と協議をいたしました。私どもは二万人という意味合いとしてとつてるのは、御承知のように、今の改善計画で二万人というのを決めておるわけでございます。恐らく林野庁としては財政事情これありで、もっと減らしたいということだと思いますけれども、この二万人というのは、民間事業にはなじまない、国有林でなければやれないし、やらなければならぬのが二万人だ、こういうよう二万人でございますので、山をつくつていくのが国有林野事業の任務でありますから、二万人を切るなんということは私ども考えられないことでありまして、そういう議論経過から二万人というのが出ているわけでございます。

なお、その先のことについては、これから林野庁と協議なり御相談をしてまいりますけれども、申し上げておるよつて、民間の事業体の状況、あるいは林業労働力が一体どういうふうになるのか、國民の要請、ニーズがどのように展開をしていくのか、その中で國としてどう果たすべきか、私どもは一定数の直営は國の力で確保しなければ国有林野事業はできないというふうに推定をしておりますが、これは今後の労使間においては課題として整理をしております。

○井上哲夫君 私も大変待ち時間が少ないので、小塚参考人の方のみ一点お尋ねをいたしたいと思ひます。

ます。

これは、今回の改正で累積債務の解決のために土地や山を売り払うという計画があるわけでございますが、小塚参考人の方では先ほどの意見陳述で最後に、売り払いについても特段の配慮を望みたいという趣旨の御発言があつたと思ひます。その点について御意見を承ればと思っております。

といいますのは、今この点につきましては、参考人の内先生がいたずらに売り払い等で累積債務の解消をするといつてもこれは非常に難問である、とりわけ乱開發を招きかねないということを考えるとなおさらである。こういう御趣旨の意見もいただきました。これは恐らく何でも売ればいいという考えは間違いだということもあるうかとも思ひます。売るだけでなく貸すとか、そういうことも知恵がないのかということも含まれているのかどうかわかりませんが、特に現場にみえる小塚参考人が、この売却等による債務の解消についての御意見があれば承りたい。

以上でございます。

○参考人(小塚茂君) 恐縮ですが、簡単に述べさせてもらいます。

累積債務対策のために國の一般会計にお願いするという部分と自助努力。林野庁の方では、将来的には経常部門に剩余金を出してそれを回すなどとではないか、そんなふうにも思つていますけれども、今計画されておるのは、御指摘のようなものがあるということは承知をいたしております。しかし、私どもはこれに安易に自助努力として土地売り、林野売り払いなどをすることについては慎重に対処をすべきだという考え方でございます。

しかし、どれだけの量があるかについてお示しすることは無理でありますけれども、今の諸情勢を踏まえて、いわゆる不要不急のよつたものがあるとすれば、これは林業の本来活動に違背しないもの、あるいはそのことによつて地方公共団体等にプラスとなるようなものがあるとすれば、いわゆる自助努力の一環として考えてみてはどうか。

私どもとしては、余り具体性はないのでありますけれども、そんなことを考えております。

○井上哲夫君 以上です。

私は、余り具体性はないのですが、その点についての先生の御意見をお聞きしたいと思います。

○橋本孝一郎君 私も時間がありませんんで、簡単に村尾先生にお尋ねしたい。今まで重複していなかった問題で教育と広報の問題についてお尋ねしたい。

つまり、今先生、ヨーロッパのお話の中で特にドイツを中心にして、マイスター制度を含めて労働力確保には非常にいい条件があるというお話がございました。確かにドイツと日本を比べた場合に私は思つうんですけども、日本の場合には、森林を育成する場合にヨーロッパと基本的な条件の違いがあると思ひます。日本は非常に恵まれた条件にある。日照時間も長い、それから雨も多い、したがつて湿度もある。ヨーロッパ大陸というのは日照時間は日本に比較すれば悪いですし、非常に条件が悪い中で、森林の育成というものについて大事にしなければならないという理解といいましょうか、一般的な理解、認識というものが自然とあります。日本は非常に簡単に、簡単にと言つちゃおかしいですけれども、要するに木が育つ条件がいいのですから簡単にブルドーザーでひつかげてしまつたりして木を倒してしまう。そういう基本的な認識、教育から出てくるところ、自然の条件からくる認識の違いがあると思ひます。

したがつて、若い労働力で、今もてるというお話で、これは非常に私はおもしろいと思うんですけれども、これにもつと健康と美容の立証できるものがあつたらもつと鬼に金棒だと思うんです。なかなかそれはそれで難しいと思ひますけれども、今度の事業再建にしてもそんなんですけれども、森林の育成をする公益性というものに対する態度が非常に違う、やはり若いところが近代になりまして、近代林学、近代的な營林行政体系ができ上がったことによって啓蒙していった。その結果、山官と言うと失礼な言い方であります。要するに森林官の言うようになるほど木材というものはいいものだと。例えば農林産委員会で金の灰皿が出るなんということはヨーロッパでは考えられないことでござります。それから、一番レクリエーションに行きたいところはどこか、長期有給休暇はどういうところで過ごしたいかということになりますと、これは森林だということになります。ですから、自分たちが大変いいものだと思うものをつくってくれるところであり、かつ自分たちの快適な生活環境を形成してくれるところだ。それをつくってくれている林業団体が向こうの小学校へ行きましたときに、冬のみぞれまだりのときには、実は遠足として国有林に行くことになつていたんですね。ところが天気が悪くな

ことはあります。さりとて森林なんですから、しかもそれによって非常にみんな恩恵を受けておるわけですから、教育の面あるいは広報の面でもっと充実したものがあつてしまふとすれば、これは林業の本来活動に違背しないもの、あるいはそのことによつて地方公共団体等が向こうの小学校へ行きましたときに、冬のみぞれまだりのときには、実は遠足として国有林に行くことはあります。そこまで思つておられる方には、私は私ごとで恐縮でございますが、私の子供が向こうの小学校へ行きましたときに、冬のみぞれまだりのときには、実は遠足として国有林に行くことがあります。ところが天気が悪くな

りまして、そして担任の先生がどうするか、延期するかというふうに言つたら子供が全員いや森へ行くと。行きました。そして先ほどちょっと申しました日本でいう担当主任と事業所主任とを兼ね合わせたようななしつかりした基幹技術者ですね、これが懇切丁寧に子供たちに教えてくれて、そして何らかのお土産を持つて帰つてくるというのが向こうでございます。

私は、繰り返して申し上げますが、こういうシステムは日本ではできないものではない。それができるような御理解を外部の方が林業それから林野厅にお払い願いたいということをございます。答えになつたかどうかわかりませんが、以上でございます。

○喜屋武異榮君 大変御苦労さんでございました。御札の気持ちを込めて一問ずつお願いをいたしたいと思います。

そこで、まず岸参考人にお伺いしたいことは、先ほどのお話の中に十年前から住宅建築に非常に力を入れておるとおっしゃつておられました。そのことと自給自足の立場からはどうなつておるでありますようか、いわゆる住宅建築に結びつけた資材。

それから大内参考人、きょうは久しぶりにお目にかかり大変お懐かしゅうございます。先生には終戦後、沖縄の林業、畜産にいろいろと御指導を得ないかもしれません、お許しを願いたいと 思います。大内先生には、特殊事情下にある沖縄の林業はどうあるべきか、このことをお伺いいたしたいと思います。

次に村尾参考人に対する質問です。日本はようやく歐米先進国に近づいてきた、こうおっしゃいました。それじゃ、おくれておつた理由は何だつたでしょうか。 次に山本参考人にお尋ねしたいことは、山村の過疎化、自助努力も精いっぱいやつておるけれども、なかなか思うとおりいかない。そこで、即効薬はないかもしませんが、こういった情勢の中

でまず必要なことは何だろうか。一言でも結構でありますから。

次に小塚参考人にお願いしたいことは、農村の過疎化、それからもう年齢も五十年代、こういうお話をございましたが、そのことと機械化の問題はどうすべきであるか。

以上の点、時間もありませんので簡単にお願いできたらと思います。

○参考人 岸宏一君 国産材の自給体制はどうか

ということだと思いますけれども、私どもの町では、金山杉を使って町が定めた設計基準に従つて住宅をつくった場合はということで補助金を出してまし町並みの景観をつくつておりますので、町民の多くは、見える部分はほとんど国産材、金山杉を使つております。また産直の場合におきましても、金山杉といういい材がポイントでございまして、それを使ってやつてあるということございます。

○参考人(大内力君) 沖縄は大変大きな問題を持つておりますから、長期間をかけました丹念な施設計画をつくりまして少しずつ林相の改善を進めていくことが大切だと思います。ただ、これはいずれも金にはならない話でございまして、それを使ってやつてあることございます。

○参考人(大内力君) 沖縄は亞熱帯林でございまして、亞熱帯林というのはそもそも土地が非常にやせておりまして、しかも腐植土が薄いわけでござります。しかも木を切りまして日照が強くなればいけない。これは、沖縄は亞熱帯林でございまして、亞熱帯林というものはそもそも土地が非常にやせておりまして、しかも腐植土が薄いわけでござります。最近沖縄の海が汚れ果てていると

いうふうに言われておりますのは、かなり大きな部分はゴルフ場を初めといつしまして乱開発が進みまして、土砂の海への流出が非常にふえてい

る、これがまたサンゴ礁をだめにするという形で沖縄の自然破壊を非常に強くしてしまいます。したがつて今後の沖縄の問題としては、私は、広面積の皆伐は一切禁止する、それから開発につきましては徹底的にこれを抑えるということを考えていただきたいと思います。

それからもう一つは、林業としては、沖縄の山

の木というものは残念ながら商品価値の低い木が非常に多いわけございまして、リュウキュウマツ

にいたしましてもマクマオにいたしましてもイタジイにいたしましても必ずしも十分な商品価値を持っておりません。したがつて、少しずつ沖縄の山の林相をえでまいりまして、商品価値、利用価値の高い木に置きかえていく。ただし、これを皆伐、改植というふうな形でやりますと大変な自然破壊になりますから、長期間をかけました丹念な施設計画をつくりまして少しずつ林相の改善を進めていくことが大切だと思います。ただ、これはいずれも金にはならない話でございまして、そのための資金援助というものは国なり県なりが十分お考えいただかなければならぬかと思います。

○参考人(村尾行一君) 簡単に申しますと、明治時代の、それからとりわけ第一次大戦敗戦後日本の社会の近代化はどういうことかということ

の取り違えのせいだと思います。言葉をかえいでいけば、農林業というのはおくれた産業であって、そういうものが少ない方が先進近代国だという思い込みがござります。ところが、ヨーロッパの場合はそうではなくて、農林業こそ先進国型の産業だ、先進国向きの産業だという理解がある。さらには、森林というものの保健休養機能一つをとりましても、例えばライプチヒのシェレーバーとか、あるいはチューリヒのベンナーとか、こういう連中が新近代社会になればなるほど森林の中で保健休養の時間を過ごすということの大しさを

ある意味で医学的なレベルまで持つてきて評価しました。

○参考人(山本博人君) ただいま先生からいろいろお話をございましたけれども、林業とは自然と人との三世代の命でつなぐ仕事である、非常に長い仕事である。そういう意味で山村の過疎化といふものは、やはり私どもとしまして、まず林業労働条件の整備、これを中心に図つていきたないと考

えております。以上でございます。

○参考人(小塚茂君) 林業の低コストの追求、あ

るいは労働力の確保、そういう面から機械の導入の必要性について検討されておりますけれども、日本のようにも急峻山岳地の場合に、平たんなヨーロッパ並みに考えるのは多少無理があるのでないか、こういうふうに思われますけれども、機械の一導入については検討すべきだろうし、また、そのためのキーパンチャーの確保については若者を中心にして検討をしていくべきじゃないか、こんなふうに考えております。

ただ、その場合に、高性能で一定の大型の機械でございますので、民間の場合に果たして資金力からしてそういうことが一体可能なのかどうか、むしろそういうことが必要だとすれば、国が購入確保して貸与するとか、あるいは国が受託をして仕事をするとか、そういう多面的な検討が必要で

はないかというふうに考えております。

○委員長(吉川博君) 以上をもちまして参考人の方々に対する質疑は終わりました。

参考人の方々に一言お札を申し上げます。

本日は、御多用中にもかかわらず、本委員会に御出席をいただき、長時間にわたり有意義な御意見をお述べいただきましてまことにありがとうございました。本委員会を代表いたしまして厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

午前の審査はこの程度とし、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時四十三分休憩

午後一時三十二分開会

○委員長(吉川博君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

この際、委員の異動について御報告いたしました。

本日、谷本魏君が委員を辞任され、その補欠として西野康雄君が選任されました。

○委員長(吉川博君) 国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案、森林法等の一部を改

正する法律案、以上両案を便宜一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○村沢牧君 林業二法案については、衆議院でそして本院で多くの議員から質問のあつたところでございますが、私は社会党の質問を総括し、また確認をする意味において質問をいたしますから、答弁は簡潔明瞭にしていただきますように最初にお願いしておきます。

国有林野事業改善特別措置法が制定されたのは昭和五十三年でありますけれども、この法律は昭和七十一年度までに収支の均衡を図ることを目標にして十年間の改善計画が立てられました。しかし、計画どおりに国有林の改善は進まなくて、五十九年そして六十二年に措置法の一部改正、さらにつき改定案の提出という経過をたどってきました。

日本社会党は、本法制定の当時から、この法律、それに基づく改善計画では眞の国有林の改善にはならないことを指摘し、法律制定のときにもまた改定案のときにも代案や修正案を出して制度の充実改善を求めてまいりました。私も昭和五十三年以降二回にわたる法律改定の審議にも関係してまいりました。また、その後、林業問題について歴代農相や林野庁長官に対して提案、質問も行い、時には林業政策振興それから国有林活性化の決議案の提案者となつて政府に積極的な対応を要請してきました。

私たちは、国有林野事業を取り巻く現状あるいはまた構造的要因を見るとときに、国有林の役割を果たすためには林野庁が自主的な努力をすることを要請してきました。しかし、国が資金を大幅に投入し必要な労働力を確保しなければならないことを強調してきたけれども政府は我々の主張に耳をかさず、その場しのぎの対応をしてきました。大臣、法律を制定してから十年余りの間に三回も改定しなければならないといふことは、いかに

弁解したとしてもこれは長期展望がなかつたんだ、見通しが誤つて、こうしたことを見直す必要があります。

反省し、今回の改正法案に対応しなければならない。今までのような態度ややり方は許されないと、うふうに思いますが、反省と決意を伺いたい。

○国務大臣(近藤元次君) ただいま先生から御指摘のございましたように、十年の間に過去三回改定をしながら、一向に改善の方向に至らないで今日に来ておることは先生御指摘のとおりだ、そういうふうに思いますが、反省と決意を伺いたい。

○国務大臣(近藤元次君) ただいま先生から御指摘のございましたように、十年の間に過去三回改定をしながら、一向に改善の方向に至らないで今日に来ておることは先生御指摘のとおりだ、そういうふうに思いますが、反省と決意を伺いたい。

○國務大臣(近藤元次君) ただいま先生から御指

認めざるを得ない状況であります。

しかし、その間、ひたすら林野庁を含めて現場の皆さん方から御努力をいたいたわけでありますけれども、森林、木材を取り巻く環境というものは依然として厳しさを増す一方でなかつたのか

など。その折の改善計画で新たな決意で取り組んできたことは私は認める一人でありますけれども、一般会計からの支援をするというその部分

について、私は前回の改定でもそれなくしては本來改善ができないのではないだろうか、その努力をしながらもその道を開くことができなかつた、こういう反省の上に立つて、今回、諸先生方

から各年にわたりて御意見をちょうだいをしましたが最終的に累積債務とを区分することができた。私は根本的な問題に一つのメスが入つたといふことで、從来の一般会計導入に対して御協力を

いたいたことに感謝を申し上げながら、さて今根本的に一般会計からの導入を図つた上は、経常事業部門について新たな決意でひとつ努力を

し、不退転の決意で取り組んでいかなきやならぬ、そう考えておる次第であります。

○村沢牧君 現行改善計画の進捗状況を見ますと、事務や要員、組織機構の簡素化などはほぼ計画を達成しており、直用が減少して請負が増加を

している。特別会計のつじつまを合わせることに熱中して、収入の確保や支出の削減に重点を置いてきた国有林経営は、例えば伐採跡地や不成績造林地を天然更新と称して植栽や保育を放棄して天然林にしむけている。また、林業施設基準も変更して

いる。こうした結果、取り返しのつかないような私が時間があれば具体的に箇所別に現地を指摘し

破壊をこうむつてある山が各所に見られます。国有林の再建は、財政再建を図ることとともに、国有林にふさわしい山づくりをすることがあります。林野庁長官、今までの改善計画は本当に山づくりという國の使命を果たしていると言えますか。

○政府委員(小澤善照君) お答えいたします。

先生御指摘の山づくりの問題でござりますけれども、私どもは今まで改善ということに取り組みながら、山づくりを進めなければいけないといふことでやつてまいつてはおりますけれども、そ

の間に確かに造林の成績が悪いというような問題も生じまして、これらにつきましての人工林施業の見直しということもやつてまいつております。

し、それと同時に、また森林の有する公益的機能の高度發揮が必要だという自覚に基づきまして、単層林の適正な整備に加えまして複層林の造成でありますとか、天然林施業につきましても、いろ

いろ見方はあるでしようけれども、やはり天然力を利用した施業というのも大事であるといふように考えて取り組んでまいつておるわけでござい

ます。そのほか、自然保護をより重視した森林施業の推進にも努めているところでござりますし、また伐採年齢の多様化、長期化ということにも取り組む必要があるというふうに考えておるところ

でございます。

さらに今後の問題でありますけれども、地域別の森林計画を国有林にも立てるこによりまして、流域を単位として森林整備を民有林と一体となって進めますとともに、国有林野を重点的に機能發揮といふ観点から類型化いたしまして、それぞれの機能の維持向上にふさわしい施業を行いたいというふうに考えております。

日本社会党は、数年前からプロジェクトをつくって熱心な検討を重ねてきて、私もその責任者の一人として、森林法改正、森林整備促進法、国

有林野事業特別会計法改正、国有林再建整備法、地域林業振興法、林業労働法の六つの法案をつくりました。現在持っています。また、昨年は土井委員長を先頭に国會議員が全国の主要な国有林の実態調査を行い、国会でも国有林問題を精力的に取り上げて質問、提案をしてまいりました。

○村沢牧君 希望はいろいろ述べておりますが、私が時間があれば具体的に箇所別に現地を指摘し

てもいいですよ。そんな弁解ばかりしどちらだめだと思うんだよ。過去の反省がなくては、そして過ちを再び繰り返さない、こうした気持ちがない。今までのような態度ややり方は許されないと、うふうに思いますが、反省すべきものは反省すべきだとはできない。反省すべきものは反省すべきだ

ことだ。反省すべきものは反省すべきだ

法案を提出するに当たって、こうした経緯を踏まえて我が党の主張をどのように考慮されましたか。

○政府委員(小澤普照君) 社会党から提起されております法案の主な点は、私どもの理解では、まず国有林を含みます……

○村沢牧君 簡単に言つてください、さつき申しましたようにどういう対応を、姿勢です。

○政府委員(小澤普照君) 国有林を含む森林計画の拡充等諸点にわたつてはござります。

私どもは今回の森林法の改正案におきましては、まず森林計画の拡充につきましては、国有林につきましても森林計画上明確に位置づけをするということを考えております。また、流域を単位として民有林と同一の流域ごとに国有林の地域別の森林計画を樹立するということにしておりますし、その他市町村の役割強化、それから森林施設の共同化あるいは林業従事者の養成確保、機械化の促進等、計画事項に追加する。また市町村を推進役として明確に位置づけるなおまた予算措置上、流域を単位にいたしまして市町村、林業関係者等による協議会を設けるというようなことを織り込んでいるところでございます。そのほか、各地域からの積み上げによります国の投資計画といったましても、森林整備事業計画の制度を新設することをいたしているわけでございます。

その他、適正な施業の実施についての勧告制度に加えまして、新たに知事の裁定による分収育林契約を設定するなどの施業代行制度を設けるといふことにしておりましても、また国有林野事業改善特別措置法の改正案におきましては、国有林の公益的機能の発揮につきましての繰り入れ対象を国有林補助体系と同一とする。新たに、国有林の森林計画の作成等に要する経費を一般会計からの繰り入れの対象とする。あるいは累積債務の処理方策の確立につきましても、経常事業部門と累積債務を区分し、また借りかえの借入金でございますとか、退職手当の借り入れに係る償還金、つまり

元本でございますが、一般会計からの繰り入れ

対象とするというように、社会党から提起されたおきます内容を十分に参考にさせていただき、改

正法案の内容としているというように考えておるところでございます。

○村沢牧君 林野庁が法案作成に当たつて我が党の主張を十分ではないけれども取り入れたという

ことであつて、ですから基本的には本改正案に私は賛成するものでありますけれども、今後政府が真剣になつて取り組むならば我が党も国有林再建に協力することはやぶさかでない、このことを、私も党の農林水産部会長として申し上げておきま

す。そこで大臣、本法律案が成立し、新改善計画の策定あるいはそれを実行する段階においても我々の要請にこたえる気持ちを持つておりますか。

○国務大臣(近藤元次君) 当然のことながら、かねがね与野党を通じてこの問題を御協力をいただきたい上での本法案を提案させていただくことになつたわけですから、提案の過程においても御協力をいただいたことに感謝をし、その趣旨を踏まえて十二分の対応をしていきたい、そう考

えておるわけであります。

○村沢牧君 林政審の答申においても閣議了解でも、また臨時行革審の報告でも、「職員と労働組合の理解と協力は極めて重要であることから、労使一体となつて経営改善に取り組むとともに、職員の士気の高揚に資するため、職場環境の改善を図る必要がある。」と言つております。

本改正法案作成に当たつて、労働組合も痛みをも簡潔に答弁してください。

○政府委員(小澤普照君) 先生も御指摘のよう

分からぬ眞剣に対応したことは私も承知をしておりますが、改正案は、労働組合の眞に理解と協

るという方向を出すに当たりましても、年間に労使間でも七十回以上に及ぶ論議また話し合いを行

わせていただいたところでございまして、今後とも労働組合と十分話し合いを行い、今までの労使関係をさらに協力的に進めていきたいと考えております。

○村沢牧君 七十回にも及ぶ労使交渉ではいろいろな問題もあつたであろうし、また積み残しもあるであろうけれども、基本的な考え方については

職員も理解を得ているかどうか。

○政府委員(小澤普照君) 基本的な理解を得て進

めているものと私考えております。

○村沢牧君 職員と労働組合の理解と協力がなければ国有林野事業の経営改善はできない、これは申すまでもないというふうに思います。改正法案作成のときだけではなくて、これから改善計画の策定をしてそれを実行する場合においても、中央、さらに現場段階でも今後とも労使がよく話し合つて進めていくという原則を踏まえて、この中においては労働組合の意向も尊重し、理解と協力、納得を得て事業を実行しなければならないが、どうか。

○政府委員(小澤普照君) 国有林野事業の経営改善を進めるに当たりましては、この法律の改正をいただきまして、その後新たな改善計画を策定いたし、これに基づいて取り組む必要がございま

す。この際に、中央段階はもとより、地方の段階においては労働組合の意向も尊重し、理解と協力、納得を得て事業を実行しなければならないが、どうか。

○政府委員(小澤普照君) 「職員の士気の高揚に資するため、職場環境の改善を図る必要がある。」と指摘をされておりますが、具体的にどのよう取り組みますか。

○村沢牧君 「職員の士気の高揚に資するため、職場環境の改善を図る必要がある。」と指摘をされておりますが、具体的にどのよう取り組みますか。

○政府委員(小澤普照君) 職員の士気高揚を図るための職場環境の改善につきましては幾つかの観点からの取り組んでいきたいというふうに考えて

いるところでございます。

組合の代表の皆さん方とお会いをして、少なくとも要員調整の過程における労使関係の話し合いに

ついて、将来にもわたることでありますので、十分話し合いをする要請を受けて私もそのように回答させていただいております。

あわせて、珍しいのだそろありますけれども、労働組合の代表の皆さん方からも出でていただいて、全国の署長を一堂に会して、私から森林・

林業の元年としたい、多年努力をしてきた累積債務の重い荷物をおろしたんだから、現場ではもう最善の持てる能力を十二分に發揮して実効の上がるようにしていただきたいという話も、初めて全國の署長の集会に大臣があいさつをするというような機会を通してお話をさせていただいております。

○村沢牧君 「職員の士気の高揚に資するため、職場環境の改善を図る必要がある。」と指摘をされておりますが、具体的にどのよう取り組みますか。

○村沢牧君 「職員の士気の高揚に資するため、職場環境の改善につきましては幾つかの観点からの取り組んでいきたいというふうに考えております。

○政府委員(小澤普照君) 「職員の士気の高揚を図るための職場環境の改善につきましては幾つかの観点からの取り組んでいきたいというふうに考えております。

まず、現場第一線の任務を遂行しております担当区事務所でござりますけれども、この事務所につきましては名称の変更も考えておりまして、職場内にふさわしくするために森林官事務所といふように、仮称でござりますけれどもそのようなことをまず考えまして、そしてその設備も機動力を持たせたいということで、車両なりあるいは通信機器等、今までは私もこれはもっと整備する必要があるというふうに考えておりましたけれども、今後所要の整備に取り組んでまいりたいと

思っております。

それからまた宿舎でござりますけれども、職員

数の推移に対応いたしまして配置を考える、また

老朽宿舎につきましての建てかえなり居住性の向上のための整備もやつてまいりたいというように思つております。また、効率的な運営が期待できる独身寮等の厚生施設の整備等の検討とあわせまして、職員の手づくり産品の販売等なかなか努力してくれているわけでございますが、こういう場合の販売収入などを活用いたしまして職場環境の改善につきましても検討してまいりたいと考えてゐるところでございます。

○村沢牧君 今長官から答弁のあつたようなことをこれからつくるべき改善計画に明記すべきだとうよう思いますか、どうですか。

○政府委員(小澤普照君) 新たな改善計画を定めに当たりましては、職場環境の改善につきましても定めるように検討してまいりたいと考えております。

○村沢牧君 本改正案で、改善期間を延長し、経常事業部門と累積債務を区分したことは評価しますが、大臣も先日来答弁しておりますように、今後経常事業部門の健全化をどのように図つていくかということが重要な課題である、私もそのように思います。経常事業部門の財政の健全化ということは、平成十二年度において借入金、一般会計の繰り入れがどのような状態になることを言うんですか。

○政府委員(小澤普照君) 私ども考えておりますのは、まず経常事業部門の財政の健全化ということは、平成十二年度において借入金、一般会計の繰り入れがどのように図つていくか。このあたりましても、これにつきましては累積債務を区分するわけでございますが、区分を取り扱い方とすることにつきましては、やはりまたしました経常事業部門におきまして、平成十二年度には公益的機能発揮等のための一般会計繰り入れはあるというふうに考えますけれども、このようないふうな一般会計繰り入れは考えまして、しかしながら新たな借入金といふものは行わないで事業運営をすること、またそのような状態になるということを財政の健全化というふうに考えているところでございます。

○村沢牧君 平成十二年度において、從来からの借入金の残高はある。それは十三年以降償還をし

ていくとしても新たな借入金はしない。また、一般会計からの繰り入れは求めない。確認をいたしか努力してくれているわけでございますが、こういう場合の販売収入などを活用いたしまして職場環境の改善につきましても検討してまいりたいと考えてゐるところでございます。

○政府委員(小澤普照君) 残高は確かにまだあるかと思いますが、先生おっしゃるようになつたな借入金はしない状況ということをございます。

○村沢牧君 閲議了解では、「経常事業部門で将来生ずる剩余金については、債務処理に充当する」としていますが、これは累積債務の償還財源に充當するということですか。

○政府委員(小澤普照君) そのとおりでございます。○村沢牧君 経常事業部門で剩余金が生ずるといふようなことは当面考えられませんけれども、せつかく法律改正をして経常事業部門と累積債務を区分し、累積債務についてはその処理財源を講じたのであるから、経常事業部門で自主的努力によつて剩余金が出たような場合にはこれを積立金として後年度の不測の事態に備え、国有林の使命を達成するような経営を行うべきではありませんか。

○政府委員(小澤普照君) 私どもは経常事業部門での剩余金、これが生じた場合には累積債務処理に充当いたしたいというふうに考えております。それで、このとおりに予算を立てておるわけであります。

○村沢牧君 閲議了解でこのようなことを書いたところではないのかな、そう思つて認識をいたしました。

○村沢牧君 大臣、せつかく会計を二つに区分した。累積債務は別途処理をする。大臣の先日の答弁にも一部あつたんですが、だから累積債務については余り心配する必要はない。経常部門の利益は経常部門の健全化に使うべきではないかと思ひます、どうですか。

○国務大臣(近藤元次君) 先生のお話は、私どもにとっては大変ありがたいお話をござりますけ

れども、今までの累積債務、言葉は悪いんですが、いわゆる借入金を肩がわりして解消していただるために一般会計から入れる。なお、こちら側に黒字が出ても累積債務が残つてゐるときに、私は率直にそういうふうです。

もう一つは、積立金にするかどうかは別にしても、黒字が出る前提にはそういう環境になつてくれば、こつちは錢を積み立てるという形よりも、そのときになれば当然のことながら、そういう環境が出てくれれば経常事業を運営している方では知恵を絞つて内容の充実を図つていくというのも一つの手ではないのかな、そう思つて認識をいたしました。

○村沢牧君 どうことは、今大臣から話があつたように、一般会計からもつと練り入れを多くしなきやならぬから、せめてこういうことも書かなきやいけないのではないかと。まあ経常部門で剩余金を生ずることは将来ないから余り気にしなくていい、そのように理解をしておきたいと思うんです。しかし、本当に皆さんが努力して経常部門で利益を生じたならば、累積債務は後ほど申し上げるように別途処理をするんですから、これは自分で積み立てて、いつまた経営が苦しくなるかわかりませんから、そうしていかなきやこれは健全な経営になりますよ。これはしばらく向こうの話ですから、そこで大臣、平成十二年以降新たな借入金はない、一般会計からの繰り入れも求めない、剩余金が出れば累積債務の償還に充當する、これは容

べ繰り返してはならない。ましてや平成十二年にかけて改善計画を達成できなければまた法律改正をすればよいというような安易な気持ちを持つてはいけない。大臣の決意を聞きたい。

○国務大臣(近藤元次君) 経常事業部門について、これから再び赤字を出さないように運営していくのは並み大抵なことではない、そう思つております。ですから、区分をすることに林野庁挙げて財政当局と交渉をして、ほとんどそこにエネルギーを使われたんではないかな、私はこう思つておるわけであります。

ただ、一般財源からそれじや今後いかといえど、現ナマそのものは入れなくとも、もう少し来年造林・林道五ヵ年計画の中には、事業の費用としての部分については、少なくとも民有林に供しておる程度のものは私は五ヵ年計画にも盛り込んでいきたい、そう思つておるわけであります。

それとあわせて、若干民有林よりも規制をされている森林が、保安林等多いわけでありますから、そういう意味合いで支援というものは今後私ども考えていかなきやならぬ一つの材料であろう、こう思つておるわけであります。ただ、累積債務のように一般会計から現ナマそのものを経常事業部門に入れるということは困難ではありますけれども、せつかくの来年から五ヵ年計画というよう

に施設環境をよくするという立場での公共事業費と、いうようなものは導入を図つていただきたい、そう考えておるわけであります。

○村沢牧君 何としてもこの改善計画期間の中に施設環境をよくするという立場での公共事業費においてこの目的を達成する、その決意は大臣も今話がありましたし長官もそうであろうというふうに思ひます。それで、いつまた経営が苦しくなるかわかりませんよ。これはしばらく向こうの話ですから、そこまで大変ありますから、この程度にしておきます。

○政府委員(小澤普照君) 長期間にわたります収入、支出それについて申し上げます

と、収入につきましては何と申しましても林産物収入がその大宗を占めているわけでございますけれども、これは木材価格の動向に大きく影響されるものでございます。また支出につきましては……

○村沢牧君 私はそういうことは知っていますから、出せるか出せぬかはつきり言つてください。

それいいですよ。

○政府委員(小澤普照君) わかりました。

それで、支出につきましても同じように人件費等につきまして種々要素によりまして変動するものでございます。したがいまして、各要素というものが財投資金の借り入れも含めまして極めて変動的だということが言えるわけでございますので、これを明らかにすることにつきましては差し控えさせていただきたいのでございます。

○村沢牧君 差し控えるというよりも出せないというふうに思うんですがね。

私は昭和六十二年改正の折もこうした問題について論議をいたしました。林野庁の改善計画では、六十八年までに改善計画を達成して七十二年

収支の均衡を図るという方針であったが、私のこ

れは到底困難だという指摘に対して、政府は、必

ずやります、できますという答弁を繰り返しておつたわけです。それならば収支の目標を当委員会に提出してくださいと言つたら、それは出すこ

とができるなかつた。しかしその当時は林政審議会には幾つかの前提条件を置いて長期収支計画を出したんです。今回も林政審議会には提出したんで

すが、またするんですけど。

○政府委員(小澤普照君) 今般も林政審議会におきましては種々論議をしていただきましたけれども、収支見通しについての提出はいたしております

せん。

○村沢牧君 私は六十二年、林野庁が林政審議会に提出した資料も承知をしておりまして、当委員会でもまた論議ができるようにしておりました

が、見ましたがとても当委員会で論議ができるような代物じやなかつた。その結果が今日の現状を

物語ついているんですね。ですから、私はそんな資料をもらいたいとは思っておりません。

それで、五十九年法改正のとき、計画達成につ

いての私の質問に対し、當時の秋山智英林野庁長官は、計画達成は私の決意でございますという答弁をしたんです。六十二年改正のときには田中宏尚林野庁長官は、決意であり、期待であり、可能なものでありますと答弁したんです。今度の法改

正提出に当たつて小澤長官の答弁を開きたい。

○政府委員(小澤普照君) 決意だけではお許しいただけないようでござりますけれども、私も今回

につきましては、今までのような不透明なこと

じやもちろんいけないということもございますが、それにも増しまして今度こそは国有林の本當

の再建ができるように、経営の健全化ができるよ

うにということを考えております。この辺につ

きまして少し御説明をさせていただきますと、ま

ず今回は何と申しましても林政審答申なりまた改

善大綱におきまして累積債務と経常事業部門を区

分するということがございますので、これの上に

立ちまして経営の改善を進めていかなければなら

ないというように考えております。

○政府委員(小澤普照君) 繰り入れの問題につ

いては、民有林とのバランスを考えまして逐年

充実、拡充を図ってきたところでございますけれ

ども、平成三年度におきましては、仕組みといた

しましては民有林とのバランスがとれる状況に

なったというように考えております。

○村沢牧君 それだけじゃないです。繰入率で計

算するところ……

○政府委員(小澤普照君) なお、これは試算いた

してみましたところ、造林では百十二億円それ

から林道では百十三億円というようになる

わけでございます。それから災害復旧に関する、

これは林道施設について行つておりますし、それ

の発揮の観点から造林・林道整備等の経費やある

いは森林保全管理等の行政的費用につきましての

一般会計からの繰り入れの拡充、こういうような

転換を図りたい、また改善の基本的条件の整備を

図つてしまいたい、このよくなことによりまして財政の健全化を確立することは可能であると考えて

おりますし、また同時にそれを何としてもなし遂

げなければならないと考えておるところでござい

ます。

○村沢牧君 今の林野庁長官の答弁は今まで多くの議員に答えてきたことでありますので、そんな細かいことは聞かなくていいですが、ともかく平成十二年までには必ずこの計画は達成いたし

ます、そういうことでいいですね。決意じゃなくしてやると。

○政府委員(小澤普照君) やらせていただきたいと思っております。

○村沢牧君 そのことを確認しておきましょう。

そこで、経常事業部門の財政の健全化を図るためには収入の増大を図らなければならないが、どう

のようなことを考えておりますか。

そこで関連をしてお聞きしたいんですが、本改

正法案によつて民有林並みの助成を一般会計から

繰り入れるようになつたといいますけれども、繰

り入れ対象が民有林助成並みに事実なつたのかどう

うか。また民有林の繰入率で計算すると、繰り入

れ可能額は項目別にどの程度になるんですか。数

字で結構です。

○政府委員(小澤普照君) 繰り入れの問題につきましては、民有林とのバランスを考えまして逐年

充実、拡充を図ってきたところでございますけれ

ども、平成三年度におきましては、仕組みといた

しましては民有林とのバランスがとれる状況に

なったというように考えております。

○村沢牧君 それだけじゃないです。繰入率で計

算するところ……

○政府委員(小澤普照君) なお、これは試算いた

してみましたところ、造林では百十二億円それ

から林道では百十三億円というようになる

わけでございます。それから災害復旧に関する、

これは林道施設について行つておりますし、それ

の発揮の観点から造林・林道整備等の経費やある

いは森林保全管理等の行政的費用につきましての

一般会計からの繰り入れの拡充、こういうような

転換を図りたい、また改善の基本的条件の整備を

図つてしまいたい、このよくなことによりまして財政の健全化を確立することは可能であると考えて

おりますし、また同時にそれを何としてもなし遂

げなければならないと考えておるところでござい

ます。

○村沢牧君 造林ですと百十二億円、林道につきま

しては百十三億円ということをございますして、こ

れと平成三年度の予算案との差額は九十四億円と

いうことですよ。

○政府委員(小澤普照君) それは先ほど申しまし

たように造林ですと百十二億円、林道につきま

しては百十三億円ということをございますして、こ

れと平成三年度の予算案との差額は九十四億円と

いうふうに申し上げたところでございますが……

○村沢牧君 ちょっと待つてください。だってそ

のほかにあるでしょ。災害復旧・保安林保全管

理、保安林指定・解除・森林計画樹立、平成三年度予算に出ているじゃありませんか。

○政府委員(小澤普照君) 林道施設等の災害復旧費につきましては予算案で九億円でございます

が、試算値も九億円と、同額と考へております。

それから一般行政経費も同額というよう考へて

おりますので、差があるというよう考へて

るのは造林と林道の経費というよう考へて

います。

○村沢牧君 それで、その総額は幾らですか。

○政府委員(小澤普照君) 総額は試算額の方で、造林・林道合わせますと二三十五億円というよ

うになると考へます。

○村沢牧君 平成三年度予算において累積債務の

費用がござりますけれども、これは民有林と同

額というよう考へておるところでござります。

○村沢牧君 説明はいいから金額だけ言つてくだ

さい。

○政府委員(小澤普照君) したがいまして、平成

す、認めるが認めないか。

○政府委員(小澤普照君) 確かに今回の繰り入れは、利子、償還金の支払いといふ……

○村沢牧君 お認めになるかどうか聞いてるんです。私は皆さんから資料をもらっているから、だからそんな答弁を一々、時間がない。

○政府委員(小澤普照君) 支払いのための経費というように考えますので、区分ということを今後させていただくわけがございますので、とのよう

な予算計上がよろしいかといふことにつきまして、当然この累積債務処理につきましては考えていくわけがございます。この場合に、ただ借入金の確保という問題もございまして、それとあわせまして適切に対応してまいりたいといふように考

えております。

○村沢牧君 長官、全く答弁になつてないんです。後ろに課長諸君がおるから、わからなかつたら課長、次長もおるから答弁してください。そんな答弁じゃだめなんです。私が言つたことは林野

として、林政審答申は国有林の管理経営の指針として四つのタイプに分類をしてる。これは機能を分類するだけでなく、公益的役割や国有林利用の要請が高まっているときに、国土保全や自然維持、空間利用などに要する費用は一般会計で負担すべきものだそこまで要求していいものだ

というふうに思いますが、どうですか。

○政府委員(小澤普照君) 今回の改善に当たりましては、機能類型といふものをやらせていただきたいというふうに考へておるわけでございます。

○政府委員(小澤普照君) 今回の改善に当たりましては、機能類型といふものをやらせていただきたいといふふうに考へておるわけでございます。

○政府委員(小澤普照君) 今回の改善に当たりましては、機能類型といふものをやらせていただきたいといふふうに考へておるわけでございます。

○政府委員(小澤普照君) 今回の改善に当たりましては、機能類型といふものをやらせていただきたいといふふうに考へておるわけでございます。

○政府委員(小澤普照君) 今回の改善に当たりましては、機能類型といふものをやらせていただきたいといふふうに考へておるわけでございます。

しては国有林の機能發揮、つまりは国有林の使命の發揮ということでございますけれども、その観点から類型化してそれにふさわしい森林施業をまず行うということでございますとか、その他組織等の関係も出てまいりますけれども、国有林野の管理経営の指針としてまず定めていくというようになります。私は全部質問したところなんです。ですから私は、そういうものも一般会計から導入するようなことを検討すべきだということを言つているんです。次長、答弁しますか。

○國務大臣(近藤元次君) 御指名ではありませんけれども、私の方から答弁させていただきます。

機能分類の分野は、社会政策上欠くことのできない答弁じゃだめなんです。私が言つたことは林野

として、林政審答申は国有林の管理経営の指針として四つのタイプに分類をしてる。これは機能を分類するだけでなく、公益的役割や国有林利用の要請が高まっているときに、国土保全や自然維持、空間利用などに要する費用は一般会計で負担すべきものだそこまで要求していいものだ

というふうに思いますが、どうですか。

○政府委員(小澤普照君) 今回の改善に当たりましては、機能類型といふものをやらせていただきたいといふふうに考へておるわけでございます。

○政府委員(小澤普照君) 今回の改善に当たりましては、機能類型といふものをやらせていただきたいといふふうに考へておるわけでございます。

○政府委員(小澤普照君) 今回の改善に当たりましては、機能類型といふものをやらせていただきたいといふふうに考へておるわけでございます。

○政府委員(小澤普照君) 今回の改善に当たりましては、機能類型といふものをやらせていただきたいといふふうに考へておるわけでございます。

有林並みの助成といつても、さつき答弁がありま

したようには、民有林並みにいっておらない。それから、今まで当然繰り入れるべきものを平成二年度においては繰り入れのやりくりにおいての対応である等も政治的には入れてもいいようなものだ。それ

で、大臣が答弁したように、公益機能に関するもの等も政治的には入れてもいいようなものだ。ですから、せっかく法律を改正するのでありますか

ら、これらを踏まえて平成四年度の予算においては、これは近くもう折衝が始まりますけれども、これらの不足するものを必ず繰り入れる、そういう姿勢を持つてもらいたい、頑張ってもらいたい、どうですか。

○國務大臣(近藤元次君) 今回は長年のことで、林野庁は区分に全エネルギーを消耗してきたところだと私は判断をいたしております。そういう意味では、新たな経常事業部門で、一般会計からいうとかなり財政当局は警戒をされたような状況の中で一つの法案をまとめるを得なかつたのでないだろうかといふ状況判断を私はいたしておるわけでありまして、今回分類されておるわけであります。こういうものを踏まえるような環境になりましたので、一つは会計区分ができるという背景があつたのだろう、こう思つております。

さらに今回の分類によつて、私ども政治論からすれば当然のことだ、こう認識をいたしておるわけでもありますけれども、それは向こうの御意見だけ聞いておつたところを繰り入れますといつて決めるんですよ。法律が通れば、そのことをやつてもらわなきやいけない。もちろん財政当局があることは知つておるけれども、それは向こうの御意見だけ聞いておつた予算なんか取れませんよ。もつと毅然たる態度を取つて、強い意思を持つてやらなきやいけない、強く要請しておきましょう。

そこで今度は入澤次長に伺うけれども、累積債務についてですが、閣議了解は累積債務の財源措置について林野、土地等の資産処分を行つてもなお不足する場合は「別途財源措置を講ずるものとする」となつておりますが、「別途財源措置」とは一般会計へ繰り入れと読みかえていいですね。

○政府委員(入澤繁君) 改善大綱では「別途財源措置」という言葉を使いましたけれども、それを法律改正で一般会計として受けとめたわけでございます。ですから一般会計でございます。

○政府委員(入澤繁君) 改善大綱では「別途財源措置」という言葉を使いましたけれども、それを法律改正で一般会計として受けとめたわけでございます。ですから一般会計でございます。

○村沢牧君 「別途財源措置」とは一般会計。

そこで林野、土地等を見直して累積債務に優先的に充当すると言つてますが、その額は林野庁長官はこの前の答弁で一兆三千億程度、その内容について聞いておるとまた時間がかかりますから、これは前の人があつた人が聞いておられますから聞きませ

ん。そのような処分計画をもつて一兆三千億、土地あるいは森林、土石を売つても国有林經營の役

の利子補給分を乗せておるわけで、当然のこと従来のいきさつに予算上はなつておるわけありますけれども、借りかえであろうと財政当局の資金繰りのやりくりにおいての対応であると、そういうふうに私ども理解をいたしておるわけであります。

もう一つの問題は、公共事業部門の民有林並み部分につきましては、平成四年度には、先生方の御協力をいたして五カ年計画ができるときには十分そのことが対応できるようにしていきたい、そう思つております。

○村沢牧君 大臣はこの法律改正の中身については余り御理解がないようだ。わざわざこれとこれを繰り入れますといつて決めるんですよ。法律が通れば、そのことをやつてもらわなきやいけない。もちろん財政当局があることは知つておるけれども、それは向こうの御意見だけ聞いておつた予算なんか取れませんよ。もつと毅然たる態度を取つて、強い意思を持つてやらなきやいけない、強く要請しておきましょう。

割に支障を来すことがないのかどうか、そのことについて伺いたい。

○政府委員(小澤普照君) 先生御指摘の点まことに重要な点でござりますので、私どもこの資産の処分に当たりましては十分に国有林の使命遂行上支障のないように考えてまいりたいと思っております。

○村沢牧君

資産を処分といつても売れるものは何でも売ってしまうというものじゃない。そんなことを言つたら国有林経営は成り立たない。

そこで、処分の原則を示してください。

○政府委員(小澤普照君)

資産につきましては土地とそれからまた森林林地がます大まかでござります。それからその他土石等がございますが、土地につきましてはこれは市街地内の土地とかそれから都市の近隣にもございますけれども、こういうものを処理するわけでござります。その場合は高地価地域の土地から低地価のところへ事務所等の移転をやりながら処分をしていくというようなことを基本に考えております。それからもちろん林地でござりますけれども、林地につきましては、国有林の持っています機能發揮ということを考えますために基本的なものももちろん堅持する

ということにいたしまして、同時に、今社会需要というものがございまして、緑豊かな居住空間を必要としているとか、あるいは森林公園というような形での地方自治体等の要請等もござりますので、国有林の管理経営との調整を図りつつ実行してまいりたいということでござります。

そしてこのようなことを大きな方向として考えておりますけれども、さらに処分の基本の方針につきましては、選定基準等基方的事項につきまして経営改善計画として定める必要がございますので、この点につきましては林政審議会において御審議もいただき、所定の手続を経まして決定してまいりたいというように考えております。なお、さらに方針の細部準則も定めまして各管林局等に通達をしたいというように思っております。

○村沢牧君 この処分は大事なことですから、この点につきましては林政審議会において御審議もいただき、所定の手続を経まして決定してまいりたいというように思っております。なお、さらに方針の細部準則も定めまして各管林局等に通達をしたいというように思っております。

○村沢牧君 資産を処分といつても売れるものは何でも売ってしまうというものじゃない。そんなことを言つたら国有林経営は成り立たない。

○村沢牧君 入澤次長に伺うけれども、資産処分による収入の増大を図り、これを債務処理に優先的に充当するとなつてゐるが一般会計からの繰り入れとの関係はどういうふうになりますか。同時にやるんですか、資産処分をやつてから一般会計にかかる入れるんですか。

○政府委員(入澤肇君) この点が大蔵省との折衝で一番苦労が要つたところでございまして、同時にどうしますか。資産処分によって繰り入れをするし、それから一般会計からも繰り入れをする。その場合に財政の彈力的な運営の確保ということについては、これは財政当局としては譲れない一線でございまして、私どももその点を十分念頭に置いて要求をしなくちゃいかぬということでございまます。

○村沢牧君 平成二十一年度までに收支の均衡を図るといつても、累積債務の処理に一般会計から繰り入れるのは平成十二年度までである、そうですね。

○政府委員(入澤肇君) そのとおりでございます。

○村沢牧君 したがつて平成十二年度までにかなりの部分を一般会計から繰り入れなければ新たに国有林財政の負担になる、その心配はありませんか。

○政府委員(入澤肇君) これは法律改正のときに金繰りその他で累積債務がふえていくことは予想されますが、それは一般会計からすべて導入をして累積債務の解消に当たりたい、そう思つておるわけであります。

○村沢牧君 次長、重ねて聞くけれども、一般会

では一般会計から見るとなんというそんな気楽なものじゃないんですね。累積債務の処理についても大蔵省から入れるのは平成十二年度まで、あとは入つてこないんですよ。そこまで入れないとあとはまた国有林でしょい込みになつてしまふ。だから累積債務の処理だって容易じやない。強い決意とスケジュールを持って臨まなきやいけない。どうですか。

○国務大臣(近藤元次君) 当然のことながら、一般会計から繰り入れをして、累積債務の解消というのは私どもの努力の一つでありますから、一般会計からの繰り入れは十分にさせますし、またあわせて私ども二十年間においての解消には全力を挙げて取り組んでいきたい、そう思つております。

○村沢牧君 そういうことを聞いてるんではなくて、一生懸命土地その他の資産を売つても一兆三千億なんです。それ以上現行価格で見積もつてもないですね。これは累積債務というのはふえてくるんですよ、利息なんかで。そうでしょう。一兆三千億しかない、残りは一般会計から入れてもらう。しかし、それは平成十二年以降は入りませんよ。ですからその間に一般会計から入れてもらわなきや、あとまた別なところで経常事業部門に食い込んだりなんだりしない込みになるんじゃないですか。だからその決意を聞いてるんです。

○国務大臣(近藤元次君) 私どもは、私どもが処分をするべき一兆三千億に値する部分についての計画を立てていくわけです。それ以外、資金繰りその他で累積債務がふえていくことは予想されますが、それは一般会計からすべて導入をして累積債務の解消に当たりたい、そう思つておるわけであります。

○村沢牧君 平成五年になつて見直しをすると言つているけれども、林業労働力の実態あるいは事業の実行形態等によつて二万人を割り込むことのできないような事態も生ずると思う。私は必ず来ると思う。だから、平成五年を待たずして十分この問題については検討しなきやならない。どうですか。

○政府委員(小澤普照君) 平成五年度末二万人、この要員の適正規模への移行につきましても、このままではできない、相当な諸措置も講ずる必要がござりますから、その後における見直し等につきましては、その二万人の規模の見きわめがついてきます。

○村沢牧君 だんだん減つていく今の状態を見れば、恐らく定員内、定員外も含めて二万人くらいになるでしょう。なつた後で考える。そのときにはさらに林業労働力がなくなつた、あるいは実行形

で一般会計から入れてもらえばいいけれどもそれがどうやらないんですよ。だから、その点を十分考えてやらないと大変なことになるということを申し上げておきましょう。

次に、要員と組織機構の簡素化について聞きましたけれども、要員は平成五年に二万人規模にすると言つけれども、最初に二万人ありきではないけれども、その基本的な考え方について簡単に伺いたい。

○政府委員(小澤普照君) 私どももこの要員規模につきましては諸因子を判断して決める必要があると考えておりまして、平成五年度末までの間におきます事業量の見通し、事業の民間実行の徹底あるいはまた事務の外部委託の問題もございます。さらに事務の簡素化の見通し、これらを総合的に勘案いたしまして適切な業務運営が可能な規模として二万人という要員規模を考えているところでございます。

○村沢牧君 平成五年になつて見直しをすると言つているけれども、林業労働力の実態あるいは事業の実行形態等によつて二万人を割り込むことのできないような事態も生ずると思う。私は必ず来ると思う。だから、平成五年を待たずして十分この問題については検討しなきやならない。どうですか。

○政府委員(小澤普照君) 平成五年度末二万人、この要員の適正規模への移行につきましても、このままではできない、相当な諸措置も講ずる必要がござりますから、その後における見直し等につきましては、その二万人の規模の見きわめがついてきます。

○村沢牧君 だんだん減つていく今の状態を見れば、恐らく定員内、定員外も含めて二万人くらいになるでしょう。なつた後で考える。そのときにはさらに林業労働力がなくなつた、あるいは実行形

態が足らないということであつてはいけない。私は、平成五年に検討するのではなくその前から検討しなきゃいけないということを言つてあるんです。どうですか。

○政府委員(小澤普照君) 見通しがついた段階で申し上げましたのは、平成五年度になつてからということではもちろんないというようと考えております。

○村沢牧君 五年といったつたつすぐですから、もう直ちにやつていかなきゃいけないとと思うんです。

そこで直用あるいは請負の関係ですけれども、現行改善計画あるいは五十九年の林政審答申、これらはこれらの事業は直用としてやるべきだということを指摘しております。それを今度の林政審答申は、また見直せという。林業というものは長期にわたるんです。直用でやるといつて進めたのが今度はまた見直す、そんなことで長期の経営ができますか。ですから、国有林の役割を果たすための基幹的な事業、これはいろいろあるでしょうけれども、これは直用で行わなければいけないものもある。あるいはまた立木販売を志向するといつても収入確保の観点から引き続き一定量の素材生産を行わなければならないものもある、こういうことはわかりますね。

○政府委員(小澤普照君) 去る五十九年度におきます林政審の論議また改善計画の策定がございました。また、六十二年度の経緯もございますけれども、この際林政審におきましていわゆる直用の事業実行形態について御議論いただいたところでございます。さらに今般、林政審議会におきまして種々御論議いただきましたして、そして民間実行の徹底と、そういうようなことで、そしてまた必要最小限の直用ということも論議されてきたわけございまして、これらは林政審答申また閣議了解等においてござります。さらに今般、林政審議会におきまして、私どもはそのような点を踏まえて、今後の直用で行うべき業務等につきまして詰めていかなければならぬというように考えて

いるところでございます。なお、その際今後総合的な見直しを行いますけれども、直用で行うべきです。

○村沢牧君 長官の答弁はどこかで言われたようないいことをおきます。作業職員につきましては、事業の民間実行の徹底ということで考へているの

必需要最小限の業務を除きまして、請負化等による事務の民間実行の徹底ということを考えているのです。

○政府委員(小澤普照君) 立木販売志向といふことでやつてしまつてはおりませんけれども、同時に

最近は、例えば製材工場でも素材生産部門が縮小したとかというようなこともありますし、そして素材での供給を求める声もござりますし、私ども諸般の情勢も考慮まして素材の生産といふことをも行つてまいりたいというよう考へております。

○政府委員(小澤普照君) 立木販売志向といふことでやつてしまつてはおりませんけれども、同時に

したとかというようなこともありますし、私が今までひとつ手をかしてやつてください、それとして素材での供給を求める声もござりますし、私ども諸般の情勢も考慮まして素材の生産といふことをも行つてまいりたいというよう考へております。

○政府委員(小澤普照君) 今手元で資料を整理しておりますけれども、三年度はまだございませんので二年度の御質問と思ひますけれども……。

○政府委員(小澤普照君) いや、三年度の四月ですよ、もう。

○政府委員(小澤普照君) 三年四月現在で、退職者総員数は約三千名なのでござりますけれども、新規採用は先ほど申しました約百三十名くらいと

いうことになつております。

○政府委員(小澤普照君) 退職する人が三千人で新規採用が百三十人、こんな状態が続けばそんな無理をしなくても一万人になつちやうんですよ。

○政府委員(小澤普照君) 退職といふことは考へておりません。意思を尊重してまいりたいと思ひます。

○村沢牧君 時間があと余りございませんけれども、林業労働力について伺つておきたい。

これも多い多くの議員から質問があつたところであるのですが、平成二年新規学卒で林業に従事した人は全国で何人いますか。数だけで結構です。

○政府委員(小澤普照君) 二百人程度というよう

に聞いております。

○村沢牧君 二百人ね、全国で。国有林については何人ですか、その中で。

○政府委員(小澤普照君) 国有林の採用者数は年間今百三十名程度でございます。これが二百人とストレートに結びつくかどうかちょっとあれでござりますけれども、国有林は百三十名程度の新規

採用となつております。

○村沢牧君 百三十人は、二百人とまた違つて、定員だと分かれているでしょう。

○政府委員(小澤普照君) 先ほど申しましたのは事務系、技術系の職員を合わせての数でございまして、いわゆる現場におきます作業職員につきましては十名程度でございます。

○村沢牧君 全国で現場における人が二百人ふえた、そのうち国有林は八人、平成三年で国有林を退職した人、そして新規に採用された人は何人ですか。数だけ言つてください。

○政府委員(小澤普照君) 今手元で資料を整理しておりますけれども、三年度はまだございませんので二年度の御質問と思ひますけれども……。

○政府委員(小澤普照君) いや、三年度の四月ですよ、もう。

○政府委員(小澤普照君) 三年四月現在で、退職者総員数は約三千名なのでござりますけれども、新規採用は先ほど申しました約百三十名くらいと

いうことになつております。

○政府委員(小澤普照君) 退職する人が三千人で新規採用が百三十人、こんな状態が続けばそんな無理をしなくても一万人になつちやうんですよ。

○政府委員(小澤普照君) 退職といふことは考へしておりません。意思を尊重してまいりたいと思ひます。

○村沢牧君 時間があと余りございませんけれども、林業労働力について伺つておきたい。

これも多い多くの議員から質問があつたところであるのですが、平成二年新規学卒で林業に従事した人は全国で何人いますか。数だけで結構です。

○政府委員(小澤普照君) 二百人程度というよう

に聞いております。

○村沢牧君 二百人ね、全国で。国有林については何人ですか、その中で。

○政府委員(小澤普照君) 国有林の採用者数は年

剣に考へなきゃいけないと思ひます。どうですか。

○政府委員(小澤普照君) 国有林事業のこれからの継続ということを考えましても、また一般民の労働力あるいは担い手の確保ということに

つきましては私どもも最重要課題というように考へておるところでございますので、この点につきましては、新年度から林野庁にも林業労働対策室の設置等を初め、鋭的取り組んでまいりたいと考えております。

○村沢牧君 先ほどの参考人からもお話をあつたのですが、国有林労働者は国有林だけではなくて民有林までひと手をかしてやつてください、それが今の要請だと言つてゐるんです。ところが、国有林はどんどん人が減つてしまつ、また林業労働力も全体に減つてしまつ。先日来、大臣の答弁でも長官の答弁でも、林業労働力については極めて抽象的だ。希望を述べてはいるだけであつて、決めて手になることは何もないじやありませんか。林業労働力を減つてしまつ。先日来、大臣の答弁でも長官の答弁でも、林業労働力について最も重要なとき

に、今回の改正法においても、森林法で林業従事者とということをちょっとと言入れてあるだけです。我が党は林業労働法をつくらなければいけないとということを何回も何回も提案して、今法律も持つておるんです。

そこで次長、林業労働力についてお伺いしますが、今国会に通産省は中小企業労働力確保法を提出しているんです。みんなそういうふうに労働力を確保しようとしておるんだ。これだけ重要なときには、将来林業労働力の確保、身分保障について法制化も含めて前向きに検討しなきゃいかぬ

と思うが、次長、どう思ひますか。

○政府委員(入澤謹君) 今、長官から答弁がありましたように、林業労働対策室を設けまして、まことに、将来林業労働力の確保、身分保障について

を確保しようとしておるんだ。これだけ重要なときには、将来林業労働力の確保、身分保障について

法制定も含めて前向きに検討しなきゃいかぬ

と思うが、次長、どう思ひますか。

○政府委員(入澤謹君) 今、長官から答弁がありましたが、林業労働対策室を設けまして、まことに、将来林業労働力の確保、身分保障について

を確保しようとしておるんだ。これだけ重要なときには、将来林業労働力の確保、身分保障について

法制定も含めて前向きに検討しなきゃいかぬ

と思うが、次長、どう思ひますか。

○政府委員(入澤謹君) 今、長官から答弁がありましたが、林業労働対策室を設けまして、まことに、将来林業労働力の確保、身分保障について

○村沢牧君 次長から極めて前向きな答弁もあつたところですが、そういうことを踏まえて真剣にひとつ検討してください。さつき申しましたように、通産省はこういう法律を今度の国会に提案するんですよ。だから農水省においても真剣に考えなきゃいけない。

そこで、林野庁の方針でいくと今度は請負が増加する、これは間違いないと思います。そこで請負事業体に働く人たちの労働条件を向上させる、あるいは林業労働者の育成確保のためにも労働安全対策はもちろんのこと、労働基準法の問題もありますが、社会保険だとか年金だとか、退職金等をチェックして、それらが不備な業者には登録を認めない、また登録業者であっても請負をさせてはならない、そのことが直接間接に林業労働力確保になつてくるんです。そのチェックをやりますか。

○政府委員(小澤普照君) この問題につきましては、私どもも条件整備を指導しておりますが、それらが不備な業者には登録を認めない、また登録業者であっても請負をさせてはならない、そのことが直接間接に林業労働力確保になつてくるんです。そのチェックをやりますか。

○政府委員(小澤普照君) この問題につきましては、社会保険等の加入状況が非常に低位であるとか、あるいはこれらについての加入促進の取り組みが見られない場合におきましては請負契約を見合わせるというとの指導をしております。

○村沢牧君 さてそこで、営林署の関係であります。営林署の三分の一程度を統廃合し、森林管理センターとして改組する、こういうことをやっておりますが、森林法の改正によって国有林、民有林を通じた施業体系を確立しようとするときに、営林署は地域林業体の中核的指導的役割を果たさなければならぬ、こんなときに営林署を更するに当たつても地方自治体を初め地域住民に影響というのは地域の振興に寄与している、あるいは地域と密接なつながりを持つていて、したがつて三分の一程度を統廃合する、あるいは組織を変

十分な理解と納得を得ておかなければならない、地域の意向を無視して強行してはならない、どうですか。

○政府委員(小澤普照君) 今後組織の再編整備を進めてまいりたいというように考えておりますので、地方自治体の意見、御要望も十分尊重します。

○村沢牧君 営林署は、今度の場合は改組であつて、従来の統廃合とは若干違うようあります。

○政府委員(小澤普照君) そこで、時間がなくなりましたが、それについても地域と密接な関係がありますから、十分地域の納得を得てやるように強く要請しておきます。

○政府委員(小澤普照君) そこで、時間がなくなりましたが、入澤次長、森林法について大したものだと言つておりますが、この機械化は国有林には対象にならないかと思つています。

○政府委員(小澤普照君) そこで、時間がなくなりましたが、入澤次長、森林法について大の

導入していく。この間大臣がこういう機械があるんだと言つていました。それで、こんな立派な入れられるということですね。

○政府委員(入澤肇君) もちろん国有林における労働力の問題、それと十分調整しながら入れ方に十分に組合とも話し合いをしながら検討しなくちゃいかぬと思っています。

○村沢牧君 もう一回、くどいようですがれども、国有林についてもその機械を一定の補助などをやつておる場合においては、補助する場合

じやないのかもしれませんけれども、入れていくという認識でいいですか。

○政府委員(入澤肇君) 入れる場合もあり得るんじゃないかと思います。例えば、特に私どもも現場を見てきましたけれども、急傾斜地帯で下刈りをするようなところ、ハチに刺されるのを防ぎながら多くの人が下刈りを……

○村沢牧君 そういうところをみんな請負に出しまって、やらないじゃないか。

○政府委員(入澤肇君) そういうところの機械化書いてある。機械化について大したものだと言つておりますが、この機械化は国有林には対象にならぬね。

○村沢牧君 そういつところをみんな請負に出しまって、やらないじゃないか。

○政府委員(入澤肇君) そういうところの機械化については、私は労働者の重筋労働からの解放と

○村沢牧君 そういうところをみんな請負に出しまって、やらないじゃないか。

○政府委員(入澤肇君) そういうところの機械化

○村沢牧君 そういうところをみんな請負に出しまって、やらないじゃないか。

〔委員長退席、理事北修二君着席〕 ちょっとと我田引水になつて申しわけないんですけど、この五名の方々のそれぞれの御意見、非常に

有益にお聞かせいたいんですが、その中で大内力東大名誉教授の御意見についてちょっと大臣の感想をお伺いしておきたいと思うんです。と申しますのは、私が從前、何にもわからぬ素人がい

ろいろ申し上げたんですけど、こんな立派な先生が言われていることが私の言っていることと非常に同じだったものですから大変喜んでいます。

○村沢牧君 それでお伺いというか、感想をお聞きたいわけですから、そんな難しいことじやありません。

いろいろ申しあげたんですけど、こんな立派な先生が言われていることが私の言っていることと非常に同じだったものですから大変喜んでいます。

〔委員長退席、理事北修二君着席〕 そういう面では一般会計からの導入という点に

ついても私ども考えていかなきやならぬという今心地でありますし、今お話しのような面積にも影響するでしょうし、また社会的政策上に必要な量

というのも今後計測をしていかなきやならぬといふようなこともありますので、そうすると今度は現場では環境庁とのかわりというのがまた一つは出てくるんではないだろうか、そういうことでありますので、大臣がこれ以上発言するとまた国家組織にも影響するような話でありますので、気持ちで酌み取っていただきたい、こう思います。

○猪熊重二君 大内先生の御指摘の中のもう一点は、また今と同じように国家組織にかかることがあるかどうか知りませんけれども、累積債務の赤字について森林なり林地あるいは普通の土地、こういう財産処分をするということをもとに考えることはいかがなものだろうか。要するに森林をあるいは林地を売却する、そして累積債務に充てることだけを考えていると森林の荒廃を招くおそれが非常に多いということです。そして、林野部門における累積赤字は国の一般会計における百六十八兆円の赤字と何ら性質は異ならないはずのものである。

要するに、二兆一千五百億円のこの累積赤字は、農水省なり林野庁がしょい込んでかつていでかなきやならぬ債務ではなくして、要するに百六十八兆円の一般財政における赤字と同じに、これは国財政的な赤字なんだという観点からこれを処理するべき問題である。ところが、どうも今回

十八兆円の累積債務の処理に関しても林野庁だけ何とかこちよこちようまくならぬかなとやつてている。やつていてこと自体はどうか知りませんけれども、そういう性質のものじゃないというふうな趣旨の御指摘がありましたが、これについても大臣の簡単な御見解をお伺いしたいと思うんです。

○国務大臣(近藤元次君) 私は土地売り払いについてはやらないなければならないと思つておりますけれども、林地の部分については相当慎重にやつていかなきやならぬということで、林野庁が持つておる、国有林が持つておる土地すべてを売り払いに一律に考えられないということの認識で対応していきたい、こう思つておるわけであります。

○猪熊重二君 それでは、具体的に累積債務の処理にかかるんではないといふことでもあります。そこで、まず、この一般財政における赤字と何ら性質は異ならないはずのものである。

○政府委員(小澤善照君) 先生がただいま数字を挙げて申されました点、そのとおりだというようには思います。

○猪熊重二君 一年目から黒字になるわけじやないけれども、一年目から六百億円の赤字がさらには追加されるというので果たしてこの十年間がどういうことになるのかということが各委員からみんな質問が出ているわけです。私はまず、この累積債務解消のための林野、土地の売り払い計画についてお伺いします。

土石を含めると一兆三千億円の売却代金を見込んでいるということですが、この一兆三千億円が実際に取得されるのはどのくらいの期間を予想しているんでしょうか。

○政府委員(小澤善照君) これは平成三年度以降、二十年間を考えておるわけでございます。

○猪熊重二君 二十年間に一兆三千億円収入を見込むということは、単純平均計算すれば年六百億

百十六億円、償還金が八百六十九億円だ、こういふことになつてます。そうすると、再出発第一年現在の二兆一千五百十一億円の債務に対し、借入金千四百六十五億円から償還金八百六十九億円を差し引いた五百九十六億円が新規債務の総額が、かもしれません、大体始まりのこの年から、正しく申し上げますが、五百九十六億円新規累積債務が加算される、こういう計算は間違いありませんか。

おいてはこの計画どおりでいくと、累積債務は二兆三千百七億円となる。減るんじやなくてふえるんです。二十年間の一年目だからふえてもいいのかもしれませんが、大体始まりのこの年から、正しく申し上げますが、五百九十六億円新規累積債務が加算される、こういう計算は間違いありませんか。

十二年が七百三十三億円、六十三年七百三十一億円、平成元年七百四億円、平成二年六百五十億円、何てことない、この数年間やつてきたこととおいてはこの計画どおりでいくと、累積債務は二兆三千百七億円となる。減るんじやなくてふえるんです。この数年間ずっと林野なり土地なりいろいろなものを見却して六、七百億円収入があつて、それでも毎年毎年一千億ぐらいの新規債務が追加されてきている、今回一兆二千億、一兆三千億売却代金が入りますというけれども、一年でもほんと入つてくるのなら少しは役立つけれども、こんな六百億や七百億ちょっと立つてきただけじゃ、今までここ数年間ちょっと入つてきただけじゃ、今までここ数年間ちょっと立ち売つて、そうしては借金をふやしてきたというのとほとんど変わらないと思いますが、いかがですか。

○政府委員(小澤善照君) 確かに先生おっしゃいましたように、年平均で割り算をしてみますと六百億円程度、これでは実効は上がらないじやないか、私もそのとおりだと思います。

それで、私どもいたしましては、そのように平均的にやつていていたんでは、これは経営という面から見ますと、この債務処理は実は金利との競争でござりまするものですから、極力この売り払いによっておこなうべきです。私はまず、この累積債務解消のための林野、土地の売り払い計画についてお伺いします。

三千億をことじゅうに売りなさいと言つてゐるのじやないんです。もし計画を立てるのだとすれば、何年度に幾ら売つて、幾ら入つたら利息にそれをどう回してとか、元金にどう回してとか、そ

うすると三年後にはどうなつて、五年後にはどうなつてという計算がなくて、ただ一兆二千億だ、一兆三千億だなんて言つてみたところで、これを二十一年に均等したら、今申し上げたように六百億円ぐらゐということになります。

ところが、この六百億円程度の林野や土地の売却といふことになると、昭和六十二年以降今日まで土地等の売却代金の收入を申し上げれば、六十二年が七百三十三億円、六十三年七百三十一億円、平成元年七百四億円、平成二年六百五十億円、何てことない、この数年間やつてきたこととおいてはこの計画どおりでいくと、累積債務は二兆三千億だなんて言つてみたところで、これを二十一年に均等したら、今申し上げたように六百億円ぐらゐのものになるのであって、利息の半分にしかまだ満たないような金額なんです。

ですから、早く売れとかとかというのじゃないですけれども、林野の説明で一兆二千億だ、一兆三千億だなんて思つてみたところ、これを二十一年に均等したら、今申し上げたように六百億円ぐらゐのものになるのであって、利息の半分にしかまだ満たないような金額なんです。

どちらでも思う。だけれども、こうやって具体的にいつ、幾らぐらいで売つて、それをどういうふうか半分ちょっとぐらゐばんと借金が消えるのだかだれでも思う。だけれども、こうやって具体的にいつ、幾らぐらいで売つて、それをどういうふうにどうだ、こう計算してみれば、こんなものは今までやつてきた数年間と全然変わらぬということになる。

長官が一生懸命早く売るというか、いろいろそ

うおっしゃるのは結構なんですが、全然計画性がない、合理性がない、科学性がないと思うんで

す。十年後に累積債務がどういうふうになつているだろうかというふうな具体的な目安というの

は何もないのじやないかと思うんです。長官は、

うおっしゃるのは結構なんですが、全然計画性がない、合理性がない、科学性がないと思うんで

す。十年後に累積債務がどういうふうになつているのを、半分になつているのか、

それともふえているのか、どうですか。

○政府委員(小澤善照君) 数字を挙げまして明確にお答えできないのが私も大変心苦しいのでございますが、ただ傾向がどうなるかというようなこ

とににつきまして考え方を示させていただきたいの

でござりますけれども、今後の累積債務見通しでござりますが、これにつきましては、変動要素

につきましても、確かに条件がいろいろござい

ますので、一度に急速にというわけにはまいりま

せん。

しかしながら、これは今後売り払いにつきまし

ても努力をしてまいりたいということ、あるいはまた十年後といふうに先生もおっしゃいましたので、十年後ということを考えみますと、この状況ではまだいわゆる経常事業からの剰余金も当込むことはできないというようと考えております。そういたしますと、別の財源措置として償還するための借り入れも必要でございます。そんなことを考えますと、累積債務が一時的にはむしろ増大していくと考えざるを得ないわけでございます。しかし、林野、土地の売り払い収入等は、逐次拡大をするというように考えておきますと、少なくとも十年後においては、これはいわゆる改善期間の終了時点ということになるわけございますけれども、累積債務をそれからは減少させていくといふめどはつきますと、少くとも年後においては、そこまでございます。

○猪熊重二君 結局十年後に累積債務が幾らになつてゐるだらうという具体的なものは何もない

ことです。
もうそのことばかりやつてもしようがないの

で、いづれにせよ林地を売却するということなんですが、大臣にお伺いしますが、この売却に関し

て、衆議院の農水委員会で、公明党の西中委員

が、第三者機関を設置して公正に売却することを

考へるべきだということに対し、大臣の方か

ら、中央段階で御相談していたら非常に

重大な問題ですが、この中央段階で御相談をしていだく機関といふものについてもう少し大臣の

具具体的なお話を伺ひたいと思います。

○國務大臣(近藤元次君) 御質問を受けたときに

名前を失念しておりますので中央段階と申し上げたわけありますが、林政審議会で全体計画を

ひとつ審議をいただいて、それぞれ個別につきま

しては営林局にあるところの専門的な皆さん方か

らの御意見をいただきたい、こう思つて、国有林

野管理審議会で個別のところの相談にあずかって

いとも努力をしてまいりたいということ、あるいはまた十年後といふうに先生もおっしゃいましたので、十年後ということで考えてみますと、この状況ではまだいわゆる経常事業からの剰余金も當込むことはできないというようと考えております。そういたしますと、別の財源措置として償還するための借り入れも必要でございます。そんなことを考えますと、累積債務が一時的にはむしろ増大していくと考えざるを得ないわけでございます。

○猪熊重二君 長官、売却の公正さ、客觀性を担保するような手続について概略御説明ください。

○政府委員(小澤普照君) 売却でございますが、まず具体的売り払いの前段階といたしましては、

売り払いの基本方針あるいはまた売り払いの対象財産の選定基準等基本的なものにつきまして林政審議会で御審議をいただきたいというふうに考えております。

そして、これに基づきまして、具体的

的売り払いの実施手続等につきまして林野庁から各営林局に通達をする考えでございます。

さらには、売り払いの手順でございますけれども、まず買い受けの要望者から買い受け希望が出され場合でござりますが、営林局としては、さ

きに申し上げた実施通達等に基づきまして売り払

いの可能性について検討いたす、そしてこの結果

売り払いが可能となつた場合には売り払い手續を

進めることになるわけでございます。

なお、この場合当該資産の処分につきまして

は、管理經營の観点から、最終チェックとして農

林水産大臣または林野庁長官の承認を要すること

になつておりますので、この意味合いは行政財産か

ら普通財産への変換、いわゆる用途廃止手續をす

ることでございます。

その次の段階でございますが、売り払い価格が

一定額以上、これは随意契約で五千円、公売で

一億円以上のものというふうに考えておるわけ

ございますが、各営林局に設置されております国

有林野管理審議会へ諮問をすることになります。

なお、管理審議会の審議の結果、売り払いが妥

当とされたものにつきましては、国有財産第十一

四条に基づきまして大蔵大臣に協議をする。な

お、この協議対象は随意契約で五千万円、公売で

一億円以上、先ほどの金額と同様でございます。

大蔵大臣協議が調いました場合において買ひ受け

る者と売買の折衝を行いまして、これが成立す

るごとに売り払い契約を締結する、以上が諸手続でござります。

いただきたい、そういう議を経て処分をいたしました

いと考へておるわけであります。

○猪熊重二君 長官、売却の公正さ、客觀性を担保するような手続について概略御説明ください。

○政府委員(小澤普照君) 売却でございますが、まず具体的売り払いの前段階といたしましては、

売り払いの基本方針あるいはまた売り払いの対象財産の選定基準等基本的なものにつきまして林政審議会で御審議をいただきたいというふうに考えております。

そして、これに基づきまして、具体的

的売り払いの実施手續等につきまして林野庁から各営林局に通達をする考え方でございます。

さらに、売り払いの手順でございますけれども、まず買い受けの要望者から買い受け希望が出され場合でござりますが、営林局としては、さ

きに申し上げた実施通達等に基づきまして売り払

いの可能性について検討いたす、そしてこの結果

売り払いが可能となつた場合には売り払い手續を

進めることになるわけでございます。

なお、この場合当該資産の処分につきまして

は、管理經營の観点から、最終チェックとして農

林水産大臣または林野庁長官の承認を要すること

になつておりますので、この意味合いは行政財産か

ら普通財産への変換、いわゆる用途廃止手續をす

ることでございます。

その次の段階でございますが、売り払い価格が

一定額以上、これは随意契約で五千円、公売で

一億円以上のものというふうに考えておるわけ

ございますが、各営林局に設置されております国

有林野管理審議会へ諮問をすることになります。

なお、管理審議会の審議の結果、売り払いが妥

当とされたものにつきましては、国有財産第十一

四条に基づきまして大蔵大臣に協議をする。な

お、この協議対象は随意契約で五千万円、公売で

一億円以上、先ほどの金額と同様でございます。

大蔵大臣協議が調いました場合において買ひ受け

る者と売買の折衝を行いまして、これが成立す

るごとに売り払い契約を締結する、以上が諸手続でござります。

計からの繰り入れを予定している、こういうこと

合にしても、非常に効果的ないところはだれも

買いたい。だれも買いたいところは買ひ手が多い

わけですからうまく処理できる。ところが、林野

庁としては、売りたいというけれども、なかなか

数量、単価、総額等において私人は買えないとい

うふうなることになると、大きなりゾート開発のデ

ベロフバ一等が買ひ占めて、それで周辺の土地も

買い占めてというふうなことが非常に心配される

わけです。

一億円以上の買賣についてはきちんと処理する

というお話をですが、いづれにせよ先ほどの大内先

生の話じゃありませんけれども、国有林野を売却

することによる山林の荒廃といふうなこともい

ういろいろ考えれば、一兆二千億円を得るためにだけ

売却するといふことなくして、その借金は大蔵

省の方へお上げして、なるべく売らぬようにして

方がいいと私は思うし、また具体的にこういふふ

うに売却したものについては国会なり国民なりに

どのように報告するつもりでしようか。

○政府委員(小澤普照君) 売り払いの手續につきま

して公正さといふものは常に保持しなければな

どのように報告するおつもりでしようか。

○政府委員(小澤普照君) 売り払いの手續につきま

して公正さといふものは常に保持しなければな

どのように見合でいるわけでござります。

○政府委員(小澤普照君) 売り払いの手續につきま

てどれだけのことが予算計上されるかされないかという問題と、林野庁として一般会計からこれだけ入つてくれば累積債務がどういうふうに変遷していく、どういうふうに減少していくかという計算を立てる問題なんです。何もあなた、来年度予算で一千億になるか百億になるか、これはだれもわかりやしません。

しかし、それはその後、各年度の予算における一般会計繰り入れの確定金額の問題と、十年間で累積債務をどう処理するか、そのためには一般会計からどれだけ入ることが必要だと、これだけ入るなんならこのくらいの状況になります、このくらい入れてもらえばこのくらいになります、この計画がなきやどうしようもないでしょうということを申し上げているんです。要するに、年間一千億円、十年間で一兆円入ってももった場合どうなるかという計算ぐらいはしてみたらどうなんですかということを申し上げたいんです。私はまあ数学は非常に弱いけれども、年間一千億円ぐらい入ってもらつて十年間で一兆円入つたとしても、支払い利息にはとんどいちやつて、累積債務の方がどの程度減るか、二兆三千億円近いものが一兆五千億くらいまで減るのかどうなのか、売り払い代金を充当することによって減るかもしれませんが、何もこれは私がこんなことを心配して計算するんじやなくて、林野庁の方で計算してみるべき問題じやないです。

何もやらないで、予算はわからない。予算がわからないなんていえ、あしたの命もだれもわからぬんです。そんな問題じやなくて、計画なんだからもう少し、一般会計からどうなつたらどうだということをやるべきだと思います。それをやつて、大蔵省に、一千億円入ってもらつたつてだめだよ、二千億円入れてももらえば十年後には大部分とんとんに近づくよ、こういう数字を持つてことは、甚だ計画とは言えない、夢物語にすぎないというふうに言われてしまふんじやなかろう

か。この辺大臣どうです、大蔵当局に言うにしだつて、これだけ入れてもらえばこうだというのを、やっぱり数字を持っていてけんかせにやけ入らざりませんが、どうですか。なんかになりますが、どうですか。

○政府委員(小澤普照君) 私の方から若干お答えをさせていただきたいのでございます。

もちろん私ももこの現在の赤字体質を何としても改善していかなければいけないということを感じしているものでございますので、計算といふ立場にある者としてやつておるわけでございますが、もちろん自分の胸算用というのは経営の立場にあります。けれども、ただこの際に、繰り入れで措置するもの、そしてこれは財政状況でいろいろございまから、その場合に、もちろん自己収入、それからさらに借りかえというような手段も考えていく必要がありますがございまして、諸要素をいろいろ判断しながら改善してまいりたいと思つております。

今後のことになりますと、我々も経営努力をいたしまして、単に夢物語ということでは責任が務まりませんので、やはり材価の動向なり販売の機動力なり、あるいは資産の処分につきましても公共交通が速く運行など、諸要素がござります。また、自主的な改善努力が諸般にわたりましてございますが、やらやつてまいりたいというように思つておりますから、そのようなものを総合的に実施しながらやつてまいりたいというよう思つておりますが、今まで何としても借金をしよつたまでも、その中ですべて処理するという形でございましたので、自分で計算するにしても大変苦しめたつたわけでございますけれども、今回区分をさせたいだくということを契機にいたしまして、それがどうでも、今までに累積債務のかなりの部分について解消をしないといけない。とはいものの年間六百億、七百億の売り上げといいますか、売り払い実績しかない。こういうことで、村沢委員の御質問でも答弁はほぼ同じだつたわけでございますが、売るだけが能じやないという考え方を立てて、売る以外にどういう知恵があるのか、今お考えがあればお聞きしたい。

○国務大臣(近藤元次君) 先生おっしゃるとおりでござりますので、私どもは計画を持って財政当局と当たらなければならぬわけでありますけれども、概算要求までにはそれらの計画を立てなが

ら、あわせて私たちの林野審議会にかける準備もしながら、財産処分の議を経て、了解を得て、そしてまたその後に何年度ぐらいに目安を立てて処分するかといふこともあわせて考えて計画を立てたい、こう思つております。

○猪熊重一君 私もそうですが、村沢牧先生にしてもそうちろうと思うんです。本来、農林水産省あるいは林野庁でよい込むべきにやない借金をしよわされている。一生懸命長官ももがいている人を、それをさらにわあわあ言つておるわけにもいかぬから、だから余り文句も迫力がないわけなんだ。先ほどから申し上げてあるように、これは国の借金であつて林野庁の借金じゃない。そういうことで、いろんな各方面からの意向を聞いて、国の借金を向こう側へ押しこくるように今後も一生懸命努力していただきたいと思います。

以上で終わります。

確かに、売却以外の手法といたしましては、貸し付けによる収入でございますとか、あるいは使用によります収入でございますとか、あるいは使用に具体的にどういうものかというふうに申しますと、いわゆる森林の空間利用という形で、リエーションを利用いたしました、これからはさらに、レクリエーションを一步進めまして、ある程度滞在型でやる、いわゆるセカンドハウス型でやるというようなケース、それからさらにはまた、むしろ定住型の、森林環境のよいところを生かした居住空間を提供していくということもございますので、そのような観点からの事業を進めさせていただきたいものというよう考へるわけでございます。

○井上哲夫君 私からお尋ねをいたしますが、ちょっとと今猪熊委員の質問の後でやりにくいわけござりますが、累積債務解消の問題から入りたいと思います。

林野庁の持つてある国有財産を売れ売れという立場ではないし、今猪熊委員がおっしゃいましたように、責任を追及して責め立てるという立場でござりますが、問題は、早期に累積債務のかなりの部分について解消をしないといけない。とはいものの年間六百億、七百億の売り上げといいますか、売り払い実績しかない。こういうことで、村沢委員の御質問でも答弁はほぼ同じだつたわけでございますが、売るだけが能じやない。とはいふ考え方を立てて、売る以外にどういう知恵があるのか、今お考えがあればお聞きしたい。

○国務大臣(近藤元次君) 先生おっしゃるとおりでござりますので、私どもは計画を持って財政当局と当たらなければならぬわけでありますけれども、概算要求までにはそれらの計画を立てなが

いと思います。

○政府委員(小澤普照君) 先ほどから売却処分につきましてお話を申し上げておりましたので、今まで御指摘の、それ以外のこととございましたが、これにつきましても私どもいろいろ検討もいたしました、また今まで若干の進展を見ておりますので、お答えさせていただきたいわけでございます。

確かに、売却以外の手法といたしましては、貸し付けによる収入でございますとか、あるいは使用に具体的にどういうものかというふうに申しますと、いわゆる森林の空間利用という形で、リエーションを利用いたしました、これからはさらに、レクリエーションを一步進めまして、ある程度滞在型でやる、いわゆるセカンドハウス型でやるというようなケース、それからさらにはまた、むしろ定住型の、森林環境のよいところを生かした居住空間を提供していくということもございますので、そのような観点からの事業を進めさせていただきたいものというよう考へるわけでございます。

それからさらに、いわゆる緑のオーナー、分収育林事業というように、せつかく育ててまいりました林木そのものに中間的な段階で国民参加を得て投資もしていただきまして、そういうものを育林経費に充当していきながら、加入された人たちに森林の体験をしていただくというようなことを通じての、広い意味で国有林というものを開かれた形にしてまいるというようなことから、種々の収入増大策につきまして検討もさせていただき、また進展させていただきたいというよう考へております。

○井上哲夫君 売る以外の方法も、私がお尋ねをしたいのは、最終的には五年ぐらいたる恩を絞れば大まかに見てもこれだけの背中の背のうが軽くなる、そういうところまで出てくるといいわけですが、実際に売るだけが能ではないところで、今どく売るだけが能ではないところで、今どくいうお苦しみをしてみえるかをお尋ねいたした

売ったところかなりの売り払い額がのしたといいますか、しかしそれは地価抑制という昨今のそういう中でそんなことが本当に今後もできるかどうか、そういういわば制約があるわけですが、こういう非常に地価の高いところで、かつ不要といいつて使うところを、地価抑制等から売却が難しいならそれ以外の信託制度を取り入れるとか、何かそういう知恵はないんでしょうか。

○政府委員(小澤善照君) 先生御指摘の信託の制度を使うということにつきましても検討はさせていただいております。ただ、私ども今まで研究しました結果によりますと、信託も有効な手法というようと考えておりますけれども、ただこれは準備期間等が相当要りますし、少なくとも三年ぐらいはまず契約をして収益を上げるまでに時間がかかるというような問題でございますとか、その他端的に申し上げれば年数がかかるという点がございまして、その辺が若干私どもにとつてはネックかなというふうに考えております。ただ、物件の置かれている状況等によりましては、信託による方が有利なケースもあり得ると思いまして、この点につきましても鋭意検討をさせていただきたいというふうに考えております。

○井上哲夫君 そこで、私の方はさらに、これは大臣にお尋ねをいたしたいんですが、こういうふうな売る以外の方あるいはもっと知恵を出して累積債務という非常に重い難題の解決のために苦労する、そういう場合に今までのお話を聞いておりますと、国有林野の売却についていいますと、国有林野の審議会ですか、そこへますこういふものはどうですかと出して、そこでいろいろな基準や条件を検討していただきたいのですが、買ひ手を見つけて、そして随意契約によるのか、公売によるのかという方法をとつて、最後は大臣なり林野庁の用途がえの承認をとつて売る。これは要するに昔でいうと物を供出するという感じであります、それで早期に累積債務の解消の大さな柱になるかと。

これは売ることを積極的に推進というか、そういうわけではありませんが、少なくとも物を売つたり動かしたりするならば、むしろもつと前にいるマーケットなり法律的ないかなる手法があること。そういうもう一つの知恵袋が足りないんじゃないか。そういう知恵袋が足りなければ、今猪熊委員が質問した問題に対しても、答えとしては漠として何とか努力をいたしますのでひとつそれに見合ふものはどこに眠つていて、それを引っ張り出してきて、さらに林政の管理審議会にかかると。そういうもう一つの知恵袋が足りないんじやないか。そういう知恵袋が足りなければ、今猪熊委員が質問した問題に対しても、答えとしては漠として何とか努力をいたしますのでひとつ点で積極的に売るためのものではないにしても、この累積債務解消の、しかも土地や土石その他を手放すことによって解消するためのシングルアンクといいますか、知恵袋のようなのをつくらうなお考えはないのでございましょうか。

○国務大臣(近藤元次君) 先生お話しのところは一番よく私にはわかるところなんでござりますけれども、公的機関が今土地を処分するときに相当の制約が一つはございます。もう一つは、一番弱いのは、商売の分野に一般的に言えば入ってくる分野について赤字を解消するんですから、一般的に入札をすれば一番高く売れて公平ではあるけれども、それがまた周辺地価高騰に公的機関が誘導するというようなことの規制があつたりして、正直やりにくいくことを現実私ども抱えておるわけであります。ただ商売の知恵だけをシンクタンクでかりればいいということも相ならぬところが一つございまして、いろいろ悩んでおるときでありまして、お知恵もかりたいし御指導もいたさたい、こう思つておるわけですが、どうぞお手をして、私どもが公的機関としての財産処分に充てたらいいかというようなことを明申しますと、森林組合併助成法が三十八年に制定されまして、それから四期にわたりまして推進しておるわけですが、それから四年度末には三千五百四十一組合がありましたが、平成元年度末には千六百八十四組合となつております。

ので、よろしくお願ひします。

○井上哲夫君 大変答えてくださいところをお尋ねをいたしました。

次に、今回の森林法の改正で代行施業が大きな柱になつてゐるかと思うんですが、林業の施業の代行機関、まあ受け皿がきょうの参考人のお話をも出てまいりました。私はこの森林組合という面から、今林野庁の方で今回の改正でどのような認識を持つて見えるのか、あるいはどの程度、頼りになるという表現はおかしいですが、支えになつていくのか、あるいははどういう問題が今そこにはあつて、なかなかそつそつバラ色の施策にならないのかどうか、この辺のことをお尋ねをしてみたいと思います。

私も調べてみると、森林組合そのものも、きょうの参考人の御意見にもありましたように、例えば高齢化その他で現実に林業のまさに作業に当たる人はふえていない、あるいは森林組合の底力を増強するため市町村をまたがつての合併といふ問題も、当初は合併が進んだのがここずっと停滞をして進んでいない。こういうふうな状態を見ますと、果たして今回の改正で期待されるいわゆる林業の三Kあるいは八K一Yという実際の作業に当たる人たちの受け皿として森林組合 자체が本当に頼りになるのかどうか、この点を一、二お尋ねをいたしていきたいと思います。

まず、合併の進行状況、そしてこのところ停滞というふうに私は表現をいたしましたが、どうしてそういうふうになつてしているのか。さらに、それについて今後どのような形でも一度森林組合のあるべき姿を求めていくのかについてお尋ねをいたします。

○政府委員(入澤善照君) まず合併の状況から御説明申し上げますと、森林組合併助成法が三十八年に制定されまして、それから四期にわたりまして推進しておるわけですが、それから四年度末には三千五百四十一組合がありましたが、平成元年度末には千六百八十四組合となつております。

最近の状況でござりますけれども、最近五ヵ年間で、昭和五十九年度末の千八百四組合、このうち百四十組合が合併して四十八組合が設立されています。その大部が、今先生御指摘がありましたとく、その組合というのは非常に少ないという状況でござります。それで、合併がもうひとつ進まない、停滞している原因、これは停滞している原因とうまくいつていくのか、あるいははどういう問題が今そこにはありますので、若干事実を申し上げますと、どうもよい組合が経営状態の悪い組合との合併を拒否する。これは、市町村合併等なんかでも昔は指摘されたところでござりますけれども、森林組合につきましては特にそういう傾向が強い。市町村との関係、それから組合と組合員との関係、そのつながりが合併すると希薄になつてしまふというふうな感情もございまして、なかなか広域合併が難しいという状況のようござります。

一方で、うまくいっている事例を幾つか調べてみますと、そこはリーダーがまずしっかりと、それからなぜ合併するのかといふ合併の目標が非常に明確化されております。例えば、広島県のある森林組合に行きましたは、六組合が合併して一つの組合になつていますけれども、情報のシステム化ということを要するに戦略目標にいたしまして、そして素材生産、それから林業作業等をシステム化にやるといふことで合併して今効果を上げております。それから、長野県のある森林組合では二組合が合併して、今うまくいっていますけれども、それは高性能の林業機械を入れる。それによって森林施業を合理化するということで合併が進んだ。さらに、大部分の森林組合では共販所をつくるということを核にしまして合併を進め、そして今うまくいっています。そのほか、京都府の森林組合では製材加工工場をつくることを核にいたしまして

合併するとか、あるいは長野県の森林組合ではプロジェクト施設とか、あるいは木材乾燥施設とか、そういうふうな加工の高度化ということを目的として合併を進めている。

このように、合併がうまくいっているところは周辺でお互いに知恵を出し合って、何を核にして合併を進めらるべきかということで、十分なコンセンサスができて一つの運動が進められているというような状況でございます。私どもは、このよくな優良事例を十分に参考にいたしながら、林業構造改善事業その他の予算措置でバックアップしていきたいというふうに考えておるわけでございます。

○井上哲夫君 今、るる合併の停滞のお話を聞いたんですが、実際には、はからぬ面のもう一つは、森林組合、私は自分の三重原の実情をちょっと調べたんですが、漁協とか農協が合併を促進しているところは森林組合も比較的の合併がうまくいっている。そうでないところはやはり休眠なんですが、森林組合が多いとか、あるいは合併が進まない。さらに悪いところ、合併だけではないのですが、森林組合の力が弱小の組合が多いところほど作業班の作業員も通年の雇いでなくて臨時が多く、あるいは給与等も低い。さらに、社会保険等も未加入率が高い。すべてマイナスの方になつていて、こういうふうな状況も大きな障害になつていて思つてますと、もちろん合併によつてこういうことがありますといふことは大事なんですが、一方では作業員の定着のための配慮というのか、監督強化とか、あるいは労働面におけるそういう配慮というか、こういうことをしていかない限りなかなか難しいだろう。

それでもう一つは、きょう参考人の森林組合の常務の方がおつやつていました、現実に租税面の助成なり、あるいは財政面の、恐らく財政面の助成というのは出資金等に対する国や県の補助をもつと高めてくれというか、あるいはその辺の

配慮をもう少し改善してほしいという趣旨だらうと思うんですが、そういう合併を助成するためのさらに何か策、そういうものがない限り、今後、うな優良事例を十分に参考にいたしながら、林業構造改善事業その他の予算措置でバックアップしていきたいというふうに考えておるわけでございます。

○政府委員(入澤肇君) 全くそのとおりでございまして、今まで森林組合が、例えば千三百二十

八組合で作業班を持って、そして民有林の造林の七八%を占める、それから間伐は六八%を担つて

いるというふうな非常に重要な役割を果たしてい

るわけでございまして、今回、法律改正におきまし

して不在村山林地主の森林の適正管理のためにも

森林組合に一肌脱いでもらう、あるいは森林組合

が行う間伐、保育、こういうものに対しても機械、施設を整備する、そういうふうな予算措置を

これから全国都道府県に林業労働力育成センター

かは林業事業体質強化促進資金、これは森林組合等の合併を図るために低利融資でございます

けれども、こういうふうな予算も取りましたし、それから全国都道府県に林業労働力育成センター

というのを設けまして、この育成センターの活動を通じて最終的にはやはり月給制の導入だとか、あるいはそのほかの社会保険の制度適用、これを促進していくことが必要じゃないかと思つています。

あわせて、やはり機械化の促進というのは大事でございまして、社会保障制度の充実と、それから機械化の促進、この二つを強化することが森林組合の合併の促進にもつながるんじゃないかと私は考えております。

○井上哲夫君 そこで、この今回の改正で裁定制度の導入というところが出てくるわけですが、流域単位に基づく施業の計画をやって、それを実施していくという場合に、市町村の間で現実に計画

度の導入というところが出てくるわけですが、流域単位に基づく施業の計画をやって、それを実施していくなか本当に最後の作業をやる受け皿が確保できない限り、計画も立派で、まあ実施というこ

とになつて、不在林の人人が言うことを聞かないんなら最後は裁定でいきましょうということになつても、現実には作業の受け皿が思ひたくないといふことになれば、そこまでいかないうちにどんざいりますか、そういう可能性が十分あると思う

○政府委員(入澤肇君) まさにその点が私ども非常に重要だと思いましていろいろと検討したんで

すけれども、先ほど村沢牧先生の御質問にもありましたけれども、計画と具体的な事業の実行の間に何か新しい工夫がないかと思いまして、地域林

業活性化協議会というのを設けまして、そこで

木材業者、みんな入つてもらいまして、その流域

の中の例えば就労条件の改善であるとか、あるいは機械の効率的な使用だとか、あるいは生産性の向上などをどうの手順でやつていくとか、そ

ういうふうな協議を幅広くやりまして、決めたこと

を具体的に森林組合であるとか素材生産業者であるとか、それから新しく林業事業体をこれからつくるうと思っていますけれども、そういうふうな事業体にもやつていてただくといふうな仕組みを受けるとして考えております。

ですから森林組合を強化し、素材生産業者を強化し、さらに国有林を退職したOBによる新事業

体、会社ですね、こういうものを整備していきながら具体的な森林施業をやっていただくといふふうに考えているわけです。

○井上哲夫君 今の協議機関というのは大変いいお考えだと思いますが、問題は、何度も言いますように森林組合の場合はその作業班の数自体も

減少している、作業人員も減少している。比較的

年通りで作業に当たっている人よりも臨時的な方の比重が依然として大きい。こういう状態を何らかの形で脱出しようというのには大変難しい問題なん

ですけれども、そこにくさびを打ち込まない限り、協議会をつくつても実際に受け皿の本當の中身が入るんでしょうか、その点を。

○政府委員(入澤肇君) そこも新しい工夫をして

いきたいと思つてゐるわけでござります。先進例としましては、静岡県の森連がメカトロ機械化部隊というのをつくつて、民有林労働力の不足している山に行つていろんな施業を請け負つていていますけれども、できますれば新しくできる事業体あるいは合併して大きくなる森林組合等につきましては、必要な機械を貸し付けるなりあるいは整備を

しまして、その機械を使って民有林労働力の不足しているところに行つて森林施業をやってもらうよう、そういう機械化部隊を広範につくつていいことも施業の実効性を上げるための一つの方法じやないかといふうに考えてゐるわけでござい

ます。

○井上哲夫君 そのことは余り長く聞いても細かくなつて、不在林の人人が言うことを聞かないんかなうかばかりですか、合併の促進について、要件の緩和、そういう点はいかがでしようか。

○井上哲夫君 すべて検討していきたいと思つております。

○井上哲夫君 その具体的な検討事項の一、二でもありますましたら。

○政府委員(入澤肇君) 合併の現行の法制度が今年度末で切れますので、来年また単純に延長するのかどうか、あるいは新しい視点から法律を制定するのか、そういう中で今の要件の緩和とか何かをすべて検討していきたいと思つております。

○井上哲夫君 その具体的な検討事項の一、二でもありますましたら。

○政府委員(入澤肇君) 合併の現行の法制度が今度末で切れますので、来年また単純に延長するのかどうか、あるいは新しい視点から法律を制定するのかどうか、あるいは新しい視点から法律を制定するのか、そういう中で今の要件の緩和とか何かをすべて検討していきたいと思つております。

○井上哲夫君 まだ大臣に答えてくださいお尋ねをさせておりませんので、今のところまだ頭にないわけですが、これから鋭意検討して具体的な項目を考えていただきたいと思います。

○井上哲夫君 まだ大臣に答えてくださいお尋ねをして恐縮ですが、今の森林組合といいますか代行施

業の実際の受け皿の問題、これは私のような素人よりも大臣の方がお詳しいとは思うんですが、なかなか出口のない難問と言えば難問なんですが、

現実にどちらから入つていくと近道なのか。つまり若い人が少ない、あるいは三Kだ、八K-Yだからなかなか見つからぬ、こういう問題ですが、

逆にそれはもう少し給与、それから労働条件、災害防止の安全面、そういうところを思い切つて高めてくれというか、あるいはその辺の

めるために、モデル地区のものを取り上げて大々的にそれを拡大していく、そういう方がかえつて私はその受け皿づくりは早いのではないかといふうにも思うわけでございますが、現実に代行施設業の受け皿について大臣が今お考えになつていて、点を最後にお尋ねさせていただきます。

そういう段階で今度は民有林は民有林あるいは国有林は国有林ではなくて流域単位になつていいくわけですから、おのずからその地域全体が一つの考え方にして川上から川下に至るまでの形態をつくりたい、こう思つておるわけであります。

も、それにもう既にきやならないというものがある。したがつて、そこで当然一般会計だというのは、これはもう既に言われておることであると思うんです。そのことは国民は余り知らないんですね。

仮に林業が赤字だ、パンクだということで、水を吐つてから立つと頭に上ずる、つまり首筋を

在したたといふ」ともいぢりました中での林業で
あつたわけぢやないます。当然国有林の經營にお
きましても、まさに事業的にも最盛期でござい
まして、伐採量あるいは木材の供給量と言つても
いいと思いますけれども、ピークを示しておつた
のでござります。

（国務大臣）法律改正の問題は、一番大切な問題であります。受け皿がきちんとして、一線の現場で効果を上げていただかなければなりません。そこで、森林法を改正すれば、森林法が何よりも大事だといふうに認識をいたしておるわけであります。

先ほども次長から御答弁申し上げたように、全国的に見ると数は少ないけれども、いろんな形態で受け皿を、労働条件なりその他の今日的問題を吸収しながら模範的なところも全国に数は少ないがございますので、この辺を参考にし全国に紹介をしてみたい、一つはこう思つておるわけであります。

もう一つは、今回法律改正を行つていただき特色のあることは、流域単位にして地域での整備計画をつくつていただきためにも、私ども計画のための補助金を出すようと考えておるわけであります。この機会にぜひ、森林・林業の問題というものは全国的にもおかげさまで総論については皆認識をしておるわけでありますけれども、いざ各論になりますと、大宗を占める市町村ではやっぱりまだまだ行政として取り組み方が薄いのではないのかという私は認識を一つしておるわけでございます。それは一つは私どもにも責任があつて、支援体制が十二分でないと言えば十二分でないわけですから、今は形態もえてきたわけでありますし、農業は議員提案にさせていただいておるわけでありますけれども、この森林組合の合併法は実は政府提案でござりますので、ここはこの森林法を改正すれば、当然のことながら合併促進についてそのまま延長ということではなくて、合併促進できるような形で何とか合併の法律は延長させたいものだな、この法律が通つたら作業に取らしからせたい、こう思つておるわけであります。

一 般的には地方から上かけてくるもののお世話を受けるということも一つのやり方ですけれども、今度はかなり地方がやりやすい準備をしながらこちらからも強力な指導をしていかないと、行政区域の違うものが一つになつたりして作業するといふことは、理想ではありますけれども、現実的に現場でやる作業はかなりだれかがお世話ををしてやらなければ促進しないだろうと思つておるわけであります。この問題は真剣に取り組んでいかないと法律効果が出てこない、こういうことになるわけでありますので、一生懸命努力していきたいと思っております。

○橋本季一郎君 林野の事業改善につきまして既に累積債務の原因なりあるいは財政再建についても、昭和三十年代から四十年代の前半では、もちろん市況の堅調な点、それから木材価格が適正化であったかどうか知りませんが、要するに黒字基調であったということを聞いておるわけですね。それで、三十年代というのは一般産業ではオートメ化の始まりなんです。四十年代の少し前はいわゆる池田さんの所得倍増論、重厚長大型の日本の産業の変化がそれから行われて今日に至つておるわけです。それで高度成長に来ている。

ところが、林業というのは一般的な工業と違つて非常に長期のものであるから、そううまく時代の変化に適応した経営なんというのをやろうといつたってそれはどだい無理な話でありますから、結局言つならば、収支悪化がわかつておつ

の値上げだ。電気会社は水を使っておるんだから黙つておらぬ。国民の生活のために必要な森林であり、あるいはその経営であるならば、それは当然一般会計、つまり国で払うべきではないかとう世論が起つてこない限りまた大変だと思うんですね。

そこで私はお聞きたいんですが、ちょっと前段が長かつたんですけど、三十年代、四十年代は黒字であったけれども、その後、高成長で他がどんどん成長していくのに、なぜこの一次産業は転落せざるを得なかつたのか。その素因をやつぱりしつかりつかんでおかないと財政再建をやると、いつたつていつまでたつてもできないと思うんですね。私は要員だけじゃなくて、もっとほかの面にもあると思うんですけれども、その点について認識されておる点があつたらお尋ねしたいと思います。

○政府委員(小澤普照君) 確かに三十年代はあるいは四十年前半までというよう申し上げた方がいいかと思いますけれども、木材につきましての貿易の自由化というのがそういうふうに移行しましたのは昭和三十六年というように聞いておりますけれども、それまでは非常に資源的に、もちろん天然の資源も相当豊富にあつたということでもござりますし、一方で木材の需要が戦後急速に増大いたしましたが、同時に当時はまだ我が国の経済の回復が必ずしも目覚ましいということではなくて、いわゆる外貨準備等につきましても必ずしも十分でなかつたというようなことで、国内の資材に頼るということがございました。林業につきまして、山村にも労働力がある程度豊富に存

石の色が少し暗めで、緑色の葉が出てきたのかどうかなどいろいろな要素があると思っております。経済的にはまさに我が国全体の経済が発展していくままで、その中で林業の經營がだんだん苦しくなるわけでありますけれども、一つにはまず資材の供給力、これが大量に供給しました後造林という形での資源のリサイクルということを当然考えたわけでございますが、これは投資を伴うものであるということと、そしてそれが生育に長期を要するものでございますので、供給量は当然減少していくという状況にございました。その後外材につきましても大量に入荷するようになりますて、これが材価の一つの低迷要因であるというような分析もなされたわけでござります。そしてまた一方で山村からの人口の流出もございました。

そのような中で、国有林に限らず民有林の林業につきましても經營状況は厳しくなるということございまして、国有林につきましては特に事業量の減少ということに移行せざるを得なかつたわけでござります。資源的な制約もございましたし、また昭和四十年代から急速に起こりました自然環境の保全というような国民の声も強くなりまして、そのようなことにも対応して伐採量を減らせるを得ないというような状況にも立ち至つたわけでござります。

一方、そのような中で、昭和三十年代に採用いたしました職員につきまして事業量の減少に見合つて要員調整ができるかどうかというような問題が起きたわけでござりますけれども、必ずしも要員調整というものは事業量と連動して増減するような簡単なものではもちろんございませんんで、そのようないろいろな要因が重なりまして国有林

の財務的な逼迫状況に陥つたというように我々分析しておるわけでございます。したがいまして、昭和五十年以降になりましては赤字状態が恒常的になつてきただということで、昭和五十三年に初めて改善計画というものを立てまして、経営の改善に努めるという形で現在に至つてあるというように考えております。

○橋本幸一郎君 いわゆる一般産業のように市況等に応じていろいろな経営の機動性というのは必ずしも運動しないことはよくわかるわけです。したがつて問題は、そこでいろいろともう既に論じられたことではありますけれども、既に林政審でも指摘されているように、金利との戦いというのをしようか、今度のそういう改正法で少なくとも金利補給分として百億円が計上されたということは一つの前進だと思います。それだけで当然もう終わるわけではございませんし、二兆何億という金ですから、先ほどもお話をありましたように、今計画からいけば毎年二千億ぐらいずつなければならぬという計算も素人計算でできます。これは大変なことです。簡単に言うけれども、できません。私はそういう問題があることを指摘しつつ、しかしでき得れば、公益性というものが非常に高いわけありますから、国ができるだけそれは面倒を見るべきものであるということを定義づけて、それを国民にも十分理解してもらう必要があるんではないかということだと思います。

次に、要員関係について少し触れておきたいと思ひます。要員規模は、国有林野事業経営改善大綱では、平成五年度末までに二万人規模とし、その後は業務量及び事業実行形態の見直しを踏まえつつ、国有林野事業の使命達成のための必要最小限のものとする、これは当たり前のこと。必要最小限とはどうあるべきと考えておられますのか、その点一つお尋ねしたいと思います。

○政府委員(小澤普照君) この最小限の要員規模と申しますのは、国有林野事業の重要な使命を達成することがあくまで必要でございますので、こ

れに必要な業務を最も簡素にしてかつ効率的な運営が図られるという組織を考えまして、そこで実施できる必要最小限の要員ということで考えております。

なお、具体的には、今後の事業量の見通しでござりますとか、事業の民間実行の徹底、さらにはまた組織全般にわたります簡素化、合理化、事務改善等を踏まえて検討、実現していくこととしておるところでございます。

○橋本幸一郎君 国有林、それから林業全体で見て、いへば、いわゆる直営部分というものは減つても山は減るわけないのでありますから、それが直営がなくなつた分はいわゆる受け皿と言われておる請負業の方に移行せざるを得ない。それが第一次から第二次、下手すれば孫請まで、こういうふうにくわけて、グロスで見れば減つていかないわけなんであります。問題はむしろ請負事

業形態の強化と要員規模の縮小というものは運動しないといけないとと思うんです。勝手にほんほん縮小していくべきだというもののじやないとと思うんですけれども、そういう点については、もちろん縮小していけばいいというふうに思はんですね。これは労使交渉の問題ですからここで余り取り上げる問題ではないかもしませんけれども、どのように考えてみえるのかお尋ねしたいと思います。

○政府委員(小澤普照君) 先生の御指摘のように、林業の担い手、事業体というものが全体的に、先ほど申し上げましたように民有林、国有林を通じましての林業の経営の低迷といいますか、不活性化といふことがございまして、そのような中で事業体につきましては新しい芽生えといいますか、頑張つておられるところもありますけれども、その数はもちろん少ないわけでございまして、これからはやはりこの事業体の育成強化といふことが急務でございます。国有林においての民間実行の徹底ということを考えましても、事業体の強化は必要でございます。

私ども、具体的には登録制度といふようなことをまず考えておりまして、これを通じまして育成するための手立てを考えておられるのが、

○橋本幸一郎君 営業部門の組織化でござりますとか、高齢化の進行ということで、この問題に対処をいたしますために協業化でございますとか、あらなければならないと考えておりますし、さらにまた扱い手問題として、雇用の長期化あるいは月給制等安定した賃金水準の確保でございますとか社会保険等の完備、定休日の設定等、当然就労条件の改善が必要でございます。

さらには、今後期待されます機械化の推進でござりますけれども、これによりましての生産性の向上あるいは重筋労働の軽減、安全性の向上ということの実現を図ることを考えまして、若者にとりましても魅力ある職場でなければいけないということで、そのような考え方を踏まえて今後事業体の強化に努めてまいりたいということでございまます。事業体につきましては、各地域で非常に前面に向きな取り組み事例等もござりますので、そのような事例も参考にしつつ、また国としての支援体制も強化いたしまして取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○橋本幸一郎君 要員に関連してもう一つだけちょっとと要望を含めて聞いておきたいと思いますが、結局要員の縮小整理をやっていく、そういう中で、いわゆる山間地ですから雇用機会が極めで少ないと、いうことはもう既に御承知のとおりであります。退職を促進するための特別給付金制度、こういうようなものを設けて、これは三年度に限つて定員外職員を対象に実施することとしておりますが、それとも、定員内職員を対象としない理由はどこにあるのかということが一つ。

関連しまして、年齢構成が高いというのもうございましたが、省庁間配転が五十五年度から各省庁で開始されましてから、毎年の国全体の配転者数の九〇%以上が国有林野事業特別会計から転出したとなつておるわけであります。その原因は一体何なのか、その防止策をどのようにして講じられておられるのかお尋ねいたします。

○政府委員(小澤普照君) 部門間配転の制度につきましては、先生今おっしゃいましたように、これまでが行わされました、政府部内におきます定員配置の合理化に寄与する、同時にまた各部門を通じて人材の有効活用や部門相互間の年齢構成の平準

成、整備のための措置を講じてきたところでござりますけれども、労働力の減少でござりますと、まさにこの特別給付金措置をとらない理由というか、高齢化の進行ということで、この問題に対処をいたしますために協業化でございますとか、あらなければならぬと考えておりますし、さらにまた扱い手問題として、雇用の長期化あるいは月給制等安定した賃金水準の確保でございますとか社会保険等の完備、定休日の設定等、当然就労条件の改善が必要でございます。

さらには、今後期待されます機械化の推進でござりますけれども、これによりましての生産性の向上あるいは重筋労働の軽減、安全性の向上というふうに見込まれるわけでございます。なお、この種の改善が必要でございます。

さらには、今後期待されます機械化の推進でござりますけれども、これによりましての生産性の向上あるいは重筋労働の軽減、安全性の向上と、いうことの実現を図ることを考えまして、若者にとりましても魅力ある職場でなければいけないということで、そのような考え方を踏まえて今後事業体の強化に努めてまいりたいといふことの実現を図ることを考えまして、若者にとりましても魅力ある職場でなければいけないということで、そのような考え方を踏まえて今後事業体の強化に努めてまいりたいといふことの実現を図ることを考えまして、若者に

成、整備のための措置を講じてきたところでござりますけれども、労働力の減少でござりますと、まさにこの特別給付金措置をとらない理由というか、高齢化の進行ということで、この問題に対処をいたしますために協業化でございますとか、あらなければならぬと考えておりますし、さらにまた扱い手問題として、雇用の長期化あるいは月給制等安定した賃金水準の確保でございますとか社会保険等の完備、定休日の設定等、当然就労条件の改善が必要でございます。

さらには、今後期待されます機械化の推進でござりますけれども、これによりましての生産性の向上あるいは重筋労働の軽減、安全性の向上と、いうことの実現を図ることを考えまして、若者にとりましても魅力ある職場でなければいけないということで、そのような考え方を踏まえて今後事業体の強化に努めてまいりたいといふことの実現を図ることを考えまして、若者に

成、整備のための措置を講じてきたところでござりますけれども、労働力の減少でござりますと、まさにこの特別給付金措置をとらない理由というか、高齢化の進行ということで、この問題に対処をいたしますために協業化でございますとか、あらなければならぬと考えておりますし、さらにまた扱い手問題として、雇用の長期化あるいは月給制等安定した賃金水準の確保でございますとか社会保険等の完備、定休日の設定等、当然就労条件の改善が必要でございます。

さらには、今後期待されます機械化の推進でござりますけれども、これによりましての生産性の向上あるいは重筋労働の軽減、安全性の向上と、いうことの実現を図ることを考えまして、若者にとりましても魅力ある職場でなければいけないということで、そのような考え方を踏まえて今後事業体の強化に努めてまいりたいといふことの実現を図ることを考えまして、若者に

化等にも資するという方策として推進されてきておるところでございます。

この中で国有林出身者といいますか、林野事務員

身者が大変多く占めているということござい

ますけれども、私どもいたしましては、国有林

野事業が要員調整過程にもあるということござい

と、それからまた同時に、国有林の中における人

材が各省庁で御活躍いたくとすることも重要な

ことかというようにも考えておるわけでございま

すけれども、政府全体の部門間配転措置という趣

旨につきましては、私どもこれは各現場、もち

ろん営林支局、さらに営林署等の現場職

員にも周知徹底を図ってきておりまして、そのよ

うなことからあるいは職員の理解ということも進

み、相当数の職員が各部門の職場で活躍してい

るのではないかというよう思つたわけでございま

す。

私どもの方の調べてみたところでは、昭和五十五年度から平成二年度までに千五百十一名の

職員が十七の省庁で配置転換後勤務をしている状況にござります。

○橋本孝一郎君 その防止策、これは自己希望ど

おりで動いておるわけですからなかなか難しいわ

けではございませんけれども、決め手というものは

ないかと思いますが、その要因の一つに、賃金の

実態を見ますと定員内職員の場合に他のいわゆる

一般公務員との基準内賃金比で格差があるのではないかと、そういうことが言われておるのでありますけれども、調べてみますと二万八千八百八十二円、約二万九千円一般公務員の基準内賃金との比較において差がある。これも原因の一部は、労使間のいろいろな交渉によって賃金は決まりますから、賃金の決定機構そのものが定型化しておる。これは他のそういう定型化していない能率的なものを採用しているところと全然そんなものを採用しておらないところとの差はどんどん出でてきますから一概には言えませんけれども、ちょっと細かい話になりましたが、そういう魅力のない原因の一つとして賃金そのものを比較しても差がある。こ

れはもう当然労使によって縮める努力をしなきゃいけないと思いますが、この点についてどのようにお考えか、ひとつお尋ねしてみたいと思いま

す。

○政府委員(小澤善照君) 私ども国有林野事業の

経営の立て直しといいますか、改善を進めていき

ますためには、労使一体となって取り組む必要が

ございますし、またその中で職員が生き生きと仕

事をしていただきたいと、職場環境の改善

でござりますとか、あるいは今先生申されました

給与の問題があるわけでございまして、この点に

つきましては、今後とも処遇でござりますとか職

場環境改善につきましても、これは財政その他諸

事情がござりますけれども、鋭意取り組んでまい

る考え方でございます。

なお、先生御指摘の国有林野事業職員と一般会

計国家公務員との賃金水準の比較の問題でござい

ますけれども、この点につきましては、双方の給

与体系も異なっておりますし、また任用のあり方

にも相違がございまして、一概に評価あるいは比

較しにくい点があるわけでございますが、いずれ

にいたしましても、国有林野事業の職員につきま

しては、國の經營する企業に勤務する職員の給与

等に関する特例法、いわゆる給特法と言つておりますけれども、この法律の精神を踏まえまして適切に今後も対処してまいりたいというように考

えております。

○橋本孝一郎君 終わります。

○理事(北修二君) それでは、暫時休憩をいたし

ます。

午後四時二十三分休憩

午後五時十六分開会

○委員長(吉川博君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

し、質疑を行います。

質疑のある方は御発言を願います。

○喜屋武真榮君 大臣、長官を初め委員の皆さん、大変御苦労さんでござります。私が最後でござりますので、ひとつ御辛抱をお願いいたしたい

と思います。

委員の皆さんからこの法の各分野から御質疑が

ございますので、ひとつ御辛抱をお願いいたしたい

と思います。

今回改訂によって民有林、国有林を通ずる流

域管理システムを確立するための全国の森林計画

区は、現行の二百五十五から百五十八に再編成さ

れる予定になっている。そこで今回の森林計画区

の再編成に当たっての政府の基本的見解、特に沖

縄についてはどのように見直しが行われるのであ

るかという観点からお聞きしたい。

○政府委員(小澤善照君) お答えいたします。

今回の森林計画区の区域の定め方でござります

けれども、この点に関しましては、流域別に都道府県の区域を分けて定めるということになるわけ

でござりますけれども、この際まず気象等の自然

的条件、さらにまた森林の賦存状況等森林資源に

着目してまいりたいこと、さらにまた素材の需

給等の社会的経済的条件、また市町村会等の行政

的区域、これらを念頭に置きまして、より流域

を明確にとらえた区域として、先生ただいまおつ

しゃいました百五十八の森林計画区に再編する考

えでござります。

なお、沖縄県につきましては、森林の賦存状況

等によりまして、現在沖縄北部、沖縄中南部、宮

古・八重山の三森林計画区としているところでござります。今後、新たな考え方によりまして、県

と調整の上、森林法改正を待ちまして最終決定す

ることとしておりますけれども、現時点では現在と同様の森林計画区とすることが適當ではないかと考えておるところでござります。

○喜屋武真榮君 そこで、林地開発許可制度の面

からお尋ねしますけれども、沖縄県における林地開発許可処分の推移を見ますと、昭和五十八年の十四件をピークに減少の傾向にある。近年は大規模な開発行為となつておるゴルフ場の造成、レジャー施設の設置等が増加する傾向にあります

が、ここに問題があるわけであります。

そこで、許可基準の厳守などについての今後の

政府の指導方針を承りたい。

○政府委員(小澤善照君) 林地開発の許可に当たりましては、許可基準の遵守ということが大変重要でございます。したがいまして、林地開発の計画が許可の基準に該当しているか否かを厳正に審査いたしますとともに、許可する場合におきまし

りましては、許可基準の遵守ということが大変重要でございます。したがいまして、林地開発の計画が許可の基準に該当しているか否かを厳正に審査いたしますとともに、許可する場合におきまし

りましては、許可基準の遵守ということが大変重要でございます。したがいまして、林地開発の計

画が許可の基準に該当しているか否かを厳正に審査いたしますとともに、許可する場合におきまし

策定に当たっては、地域における森林の実態、森林整備の緊要性等を十分に勘案して策定すべきであることは申し上げるまでもありませんし、必要な予算確保等について格段の努力を払うべきですか。また、今後の予算措置等政府が講じようとしておる対策について承りたい。

そこで、沖縄県における造林事業を森林整備事業計画の中でどう位置づけようとしておられるのか。また、今後の予算措置等政府が講じようとしておる対策について承りたい。

○政府委員(小澤普照君) 沖縄県の森林状況を見ますと、森林面積は約十一万ヘクタールというよう考えておりますが、これは県土面積の約五〇%を占めておりまして、沖縄の場合は土壤条件等の問題もございまして、人工林率は一%といふことで、全国平均の四〇%に比べますと下回っているというように判断しておりますが、今後のこの沖縄県の自然条件、亜熱帯という状況でございますので、そのような点も念頭に置きまして森林整備を推進するよう検討してまいりたいと考えております。

今後における沖縄県の造林事業でございますけれども、水需給の逼迫化傾向等から水資源の涵養等の公益的機能の充実発揮に対する県民の御要請が大変強いというよう私ども受けとめておりまして、これら荒廃林地における早急な森林造成の推進が課題となつてゐることでございまして、沖縄県の自然条件に適しました造林手法について行つております調査事業により、私どもそこから得られた立地条件に応じた樹種の選定等これら技術的な知見を踏まえまして、森林の総合整備事業等諸施策を実施し、計画的な沖縄県における森林の造成に努めてまいりたまいます。

○喜屋武眞榮君 広域化の面で非常に大事なことは、地主の、あるいは地域住民のコンセンサスを得る、これがないままにやつたところに、すべて全国的に、沖縄におきましても非常に手をやいておるこのことは沖縄だけの問題、日本だけでなく、国際的にも、ゴルバチョフ大統領も国

境のはつきりしないところ、明確にしないところに平和はない、と、実にとうといお言葉だと思つておりますが、これは個人であろうが国際的であるが全く原点は同じであると思います。この点をひとつ徹底、講じていただきたい。

次には治山事業のことについて、第七次治山事業五ヵ年計画、これは昭和六十二年度から平成三年度ですが、これのもとの沖縄県における治山事業の進捗状況を見ると、当初の二年間の進捗率が三三・一%とやや低目であります。そこで、進捗率を高めるよう政府としても積極的に支援策を講じていくべきであると思われるが、治山事業に対する今後の政府の対応策、これについて承りたい。

○政府委員(小澤普照君) 治山事業の実施につきましては、国土保全上重要な事業でもございまして、私どもの点につきまして取り組みの強化を図つておるところです。

先生今おっしゃいました三三・一%の進捗率、これは最初の二年間といたことでござります。私どもこの点について調べてみましたところ、今回第七次治山事業五ヵ年計画、平成三年度までと、平成三年度末までには八七・一%までになりますけれども、沖縄県の進捗率について見ておるところでござります。

な、平成二年度の予算額につきましては六億三千四百万円ということと、対前年比一〇八・〇%という形になつておるわけでござります。

今後における沖縄県の治山事業の実施に当たりましては、沖縄県の置かれました立地条件、これを十分に考へておるところです。

○喜屋武眞榮君 次に、林産物の生産についてお

点を置きまして進めてまいりたいと考えているところでございます。

○喜屋武眞榮君 今の点、ぜひひとつ既定方針どおり進めていただきたいと願いします。

次には林道の問題について、今回の森林法の改正では森林整備事業計画を創設することとされており、五ヵ年間で林道については四三%から五一%に整備水準を引き上げることが検討されておりますが、沖縄県における林道事業が講じていくべきであると思われるが、治山事業に対する今後の政府の対応策、これについて承りたい。

○政府委員(小澤普照君) 全国的な林道の整備状況でございますけれども、この実態は整備目標に対しまして達成率が四三%という状況でございまます。

また、沖縄県の林道整備水準でございますけれども、林道整備の歴史が浅いということもあると思ひますけれども、民有林における林道密度が全国平均の四・二メートル、これはヘクタール当たりの密度でございますけれども、これに対しまして三・一メートルという状況でござります。

私どもとしては、現在御審議いただいております森林法の改正を待ちまして、新たに森林整備事業計画に取り組みたい、これは平成四年度を初年度として計画を策定するわけでございますが、この際沖縄県を初めとして、各都道府県の実情を十分勘案して検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、沖縄県の林道整備に当たりましては、これまでにおきましても補助率のアップでございますとか、あるいは採択条件の緩和を行うなどいうような措置によりまして、林道整備の積極的な推進に努めてまいつたところでござりますけれども、今後とも林道整備の推進には鋭意努めてまいりましたというように考えております。

○喜屋武眞榮君 次に、林産物の生産についてお伺いいたします。

沖縄県の今後の素材生産活動においては、他に活用できない小径木やあるいは開発に伴つて伐採される低質広葉樹の有効利用を図るために、バルブ、チップ用材の生産も重要ですが、沖縄県産材の中には、材質、木目、色調、つや、香気等が外材や本土材にはないすぐれた特性を持つておる樹種が少なくない。これは気候風土あるいはいろいろの面からくる特殊性だと思いますが、これらの特性を生かして、内装材、家具材、ひき物や漆器の本地等に向けた用材生産の割合を高めしていくために予算措置等の対応策を講じてもらいたいが、その点お伺いいたしたい。

○政府委員(小澤普照君) 全国的な林道の整備状況でございますけれども、この実態は整備目標に対しまして達成率が四三%という状況でございまます。

また、沖縄県における林道事業を今後一層推進していくために予算措置等の対応策を講じてもらいたいが、その点お伺いいたしたい。

○政府委員(小澤普照君) これは日本全体の一般論で物差しを当てたり、あるいは評価をするとところに大きな矛盾が出でるわけがあります。沖縄の特殊性、いろんな意味において私は特殊性ということを強調するわけではありませんが、沖縄でなければできないもの、沖縄でなければかけない香り、独特の色、つや、香りが潜んでおる木材が多うございます。それをどう国の方策に生かしていくかということが最も大事であると思います。ここに沖縄の特殊事情といふのはいい面においてもいけない面においてもいろいろあるわけありますが、まず林野庁の見解をお伺いしたいと思います。

○政府委員(小澤普照君) ただいま先生御指摘のとおり、沖縄県産材は樹種としましては構造用材にはなかなか難しい。今御指摘のとおり、内装材とか家具材、漆器等の加工の分野で需要を伸ばしていかなくていいかねと思つております。特にその場合大事なことは、やはり新製品の開発、それから新規需要の開拓じやないかと思います。

現在、私どもで沖縄県のために、平成三年度予算を見ますと、例えば沖縄林業振興広域モデル整備事業等で、モルダーという機械、木材の表面を切削したり、あるいは複雑な面形状に高速で加工

する機械、それからラウレタン塗装装置等の機械を貢献して入れる、あるいは木材産業の高度化、需要開拓のために先進地の現地視察をやるとか、あるいは異業種との交流会をやって新しい知識を入れて生産現場で活用するとか、あるいは素材生産の面では効率的な素材生産を行うために高性能機械を据え入れる、ダンプローダ等の機械を入れる、あるいは事業体一般の体質強化のために体質強化計画をつくる等具体的にきめの細かな施策をやりまして沖縄県産材の需要の振興に努めている

○喜屋武賀樂君　さらに今の問題についてお尋ねいたしたいんですが、結論は、林野庁の沖縄県における特用林産物振興に対する支援策、これを具体的に明らかにお聞きしたいのですが、沖縄県の特用林産物には、先ほど来も述べられました

繩ならではの品目も多うござります。専用林産振興基本計画で振興対象品目としてシティケ、キクタゲ、タケノコ、オオタニワタリ、木炭、ヒラタケ、ピロウ、シキミ、センリョウ、ユーカリ、こういった品目を十の作目としてまとめておりますね。専用林産物生産量の推移を見ると、最近は生産基盤が十分であると思われるタケノコやキノコ類の生産が停滞ぎみである。これは今のうちに力を入れなければいけないとみんなが不安を持つておりますが、非常に有望であり、ぐんぐん伸びておつたが、最近停滞ぎみである。

そこで、さつき結論を申し上げました林野庁の

はややもすると建築その他の大がかりの木材を見
がちであります。が、沖縄でなければいけない氣
候、風土、亜熱帯気候に育つこういう特色あるもの
をぜひ特別の配慮を持って育てていただきこと、これが沖縄の豊かさはもちろんのこと、日本
の豊かさにつながることは間違ひありませんので
コメントをお願いします。

に、沖縄県では本土で見られない珍しい専用林産物の生産がござります。生産額を見てみますと、六十二年には専用林産物 干しシイタケとかクラゲとかタケノコ、それから生け花等に使うオオタニワタリ、木炭、ヒラタケ、ビロウ、シキミ、センリョウ、ユーカリ、エーカリはこれはコアラのえさになるものでございますが、こういう生産額が四億三千万、六十三年には四億一千万、平成元年にはこれが五億三千万というふうに非常にふえております。私ども、このような専用林産物の生産振興というのが極めて重要じゃないかと思いまして、現在専用林産地化形成総合対策事業というのを予算を通じまして特別の対策をとつているところでござりますけれども、中身としまして原木材の造成、これはシイタケ等でござりますが、それに必要な林道、作業道の開設等がありますが、そのほかにキノコの栽培施設あるいはユーカリ、オオタニワタリ、タイワンフウ、これも一つの植物名でございますが、こういうものの共同利用施設の導入につきましても助成を行うことにしております。これからこういうものを拡充することにつきまして十分に沖縄県とも連携を保ちながら地域の実情を踏まえてやつていきたいと思っております。

心静かに大臣、受けとめていただきたい。自然の宝庫と言われている例えは沖縄の野生動物のうち、特別天然記念物に指定されておるものは、アホウドリ、ノグチゲラ、カンムリワシ、イリオモテヤマネコ。そして、天然記念物に指定されているものとしては、ケラマジカ及びその生息地、そしてヤンバルクイナ、ダイトウオオコウモリ、リュウキュウヤマガメ等がある。このように国際的に宝の島として、そして世界的にも有名なのがラバゴスの島よりも豊富な動植物がそれよりもまさつておる、こう言われております。

ところが現実は、そのような自然是惜しみなく乱開発される。そしてノグチゲラの一例も、山にすむこともできないで路頭に迷つて、路上に死骸を残しておる事実も最近の例であります。このようすに住む家さえも、米軍の軍事演習や乱開発によつて、爆音、騒音によつて、そして米軍演習の山荒らしによつて、奪われている。

こういう現実を一体大臣は、国としてまた政府としてこの現実をどう見て、それに対してもう対応していくことを考えていらっしゃるのか。まずこのことを率直にお尋ねし、御見解を承りたい。そして、これに対するは林野厅長官も重大な責任があられると思っておりますので、お二人のコメントをお願いいたします。

○国務大臣(近藤元次君) 沖縄の森林には、今先生からそれぞれ挙げられましたように、数多くの貴重な動植物が生息しております。森林の持つ国土の保全や野生生物の保護等の面で重要な役割を果たしておりますことを承知いたしておるわけであります。森林の開発と自然保護との調整については、従来から森林計画制度なり保安林制度、林地開発許可制度の適切な運用により対処してきたところであります。特に西表島の国有林における動植物の種の保全、遺伝資源の保存等のため、森林生

態系保護地域の設定を平成二年三月に約一万二千ヘクタール、環境保全等の面で森林施業上配慮すべき森林について、沢伐等への誘導をしながら国土保全上の重要な森林についての保安林指定は、沖縄の保安林は約一万六千ヘクタールなどを行つてきたところであります。今後とも自然保護等に十分配慮して森林行政を展開してまいる所存でございます。

○政府委員(小澤善照君) 私も過去沖縄には数回お邪魔をさせていただいておりまして、森林の状況を見せていただいた経験がございます。沖縄につきましては、森林の整備や林業の振興と同時に、この貴重な森林を中心とした自然の保全保護ということを私も重要と考へております。今大臣からも申し上げましたとおりでござりますけれども、私ども特に最近は森林生態系の保護地域の設定につきましても鋭意進めてまいりたいというように考えております。今後とも沖縄の自然につきましてその貴重性の維持、保全を十分心がけてまいりたいと考えております。

○喜屋武真榮君 ちょっと一言。承りますと、大臣は近く沖縄にいらっしゃる、こうお聞きしております。どうか私の訴えが、あるいはきょうのこのお尋ねが、事実はどうなのか、真実はどうなのか、これを目で確かめていただきたい、お声を聞いていたい、よろしくお願ひいたします。

○委員長(吉川博君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございません

〔異議なし」と呼ぶ者あり）
○委員長（吉川博君） 御異議ないと認めます。
これより両案について討論に入ります。
即ち見つからずはまず行を用ひて、こゝへる点に

○委員長(吉川博君) 御異議ないと認めます。

○林紀子君 私は、日本共産党を代表して、国有林野事業改善特別措置法の一部改正案に對して反対いたします。

対の討論を行います。

反対の理由の第一は、今回の法改正が昨年の林政審、国有林野事業経営改善計画大綱で下された

国有林野經營の公共性の否定、全面的な民営化路線のもとで現有土地資産の約五割と、十一万ヘクタールに及ぶ林野の売却、営林署、担当区の三分の一、治山を除く全事業所の廃止、現行の三万四千人の要員を二万人以下にするという、国鉄の民営・分割化に匹敵する大合理化を実施するものであるからです。

第二の理由は、累積債務対策の名のもとに国有林野の一兆二千億円もの大規模な売り払いを進めようとしている点です。

法案で言う区分による累積債務対策は、一般会計の大額導入による累積債務処理ではなく、事業勘定からの借入金で賄おうとする名ばかりの累積債務対策で、真のねらいは累積債務対策の名のもとに国民の貴重な共通財産である国有林野を大規模に売り払おうとするものです。このことにより、都市近郊の貴重な緑はますます失われ、水害など都市災害にも結びつく可能性があることを指摘しないわけにはまいりません。

第三の理由は、二万人体制が事業実行形態における現場部門の民営化方針に裏打ちされたもので、国有林の一層の荒廃を招くものです。法案では九二年度に限って退職者に特別給付金を支給することになつていますが、九三年度末に要員を二万人以下にする政府の方針は、この特別給付金では到底賄えないものであり、労働者に多くの犠牲を課すものであることは明らかであり、認めることはできません。

次に、森林法等の一部改正案に対する反対討論を行います。

本法案は、国有林野事業改善特別措置法の一部改正によって切り捨てる国有林の受け皿として行われるもので、国有林野事業合理化の両輪の一端を担うものです。

まず第一に、全国森林計画に施業の合理化、共同化の項目が追加され、それを受けて国有林には新たに地域別の森林計画が課せられます。このことは、公共性、公益性の強い国有林を経済性が優

先される民有林と同じ位置に引きおろすことがあり、国有林野事業の合理化を森林法によつて推し進めるためのものです。

○井上哲夫君 私は、ただいま可決されました国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、護憲共同、公明党・国民会議、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合、参院クラブの各派共同提案による

この際、井上君から発言を求めてもらっていますので、これを許します。井上君。

○井上哲夫君 私は、ただいま可決されました国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、護憲共同、公明党・国民会議、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合、参院クラブの各派共同提案による

についてはその有する公益性の維持・確保が図られることにも配意し、適切かつ公正に行うこと。また、その売払い実績については公表すること。

○井上哲夫君 私は、ただいま可決されました国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、護憲共同、公明党・国民会議、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合、参院クラブの各派共同提案による

ことは、國民の多様な要請に応え、国有林野事業の管理經營上の指針とするという趣旨に照らし、適切かつ合理的なものとなるよう十分検討すること。

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)を朗読いたします。

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

国有林野及び国有林野事業は、木材の安定的な供給、国土保全等公益的機能の發揮等を通じ、国民生活の向上、国民経済の発展を図る上で、重要な役割を果たしている。

よつて、政府は、これら国有林野事業に課せられた使命達成のため、森林の整備拡充に必要な措置を積極的に講ずるとともに、本法の施行に当たっては、長期的・総合的な展望に立つて、次の事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

一 国有林野事業の公益性及び累積債務処理の重要性にかんがみ、自助努力と併せて、経常事業部門へは民有林並みの助成と、累積債務の計画的償還のため一般会計からの繰入れ等財政上の援助措置を積極的に講ずるよう努めること。

また、累積債務と経常事業部門の区分については、経常事業への影響の防止等その目的が十全に果たされるよう適切な運用に努める

こと。

二 新たな改善計画の策定及びその実施に当たっては、国有林野事業が直面している構造的要因を認識し対策を講ずるとともに、広く国民各層の理解を得つつ円滑に推進されること。

三 林野・土地の売払いについては、それが国民の貴重な財産であることにかんがみ、関係審議会等の意見を十分聽取し、特に、林野に

施設とも相まって、計画的な事業の発注等による経営の安定強化を図るとともに、雇用関係の明確化、他産業並みへの労働条件の改善

についてはその有する公益性の維持・確保が図られることにも配意し、適切かつ公正に行うこと。また、その売払い実績については公表すること。

○委員長(吉川博君) 御異議ないと認めます。

○委員長(吉川博君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認め御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川博君) 御異議ないと認めます。

○委員長(吉川博君) それでは、これより順次採決に入ります。

まず、国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

八 森林に対する国民の要請の多様化に対処し、併せて自己収入の確保に資するため、自然保護を含めた国有林野事業の管理運営との適切な調整を図りつつ、森林空間を利用した保健休養等に係る新たな事業の展開に努めること。

九 林業事業体の育成に当たっては、一般林政の施策とも相まって、計画的な事業の発注等による経営の安定強化を図るとともに、雇用関係の明確化、他産業並みへの労働条件の改善

及び国有林内での安全対策について積極的な指導・監督を行うなど、優秀な林業労働力の定着・確保に必要な労働環境の整備に努める

こと。

十 民有林・国有林一体となつた適正な流域管

理という林政の方向にかんがみ、国有林野事

業の運営に当たつては、地域振興に留意して

市町村等との一層の連携強化を図ること。

右決議する。

以上でござります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたしま

す。

○委員長(吉川博君) ただいまの井上君提出の附

帶決議案を議題とし、採決を行います。

本附帶決議案に賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(吉川博君) 多数と認めます。よって、

井上君提出の附帯決議案は多數をもつて本委員会

の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、近藤農林水産大臣から

発言を求められておりましたので、この際、これを許します。

○青木幹雄君 私は、ただいま可決されました森

林法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主

党・日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合、参院

クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

森林法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

近年、我が國森林・林業をめぐる情勢は、森

林の有する各種機能の發揮に対する国民の要請

が多様化・高度化する一方、国内の林業生産活

動は、外材との競合の強まり等から停滞の度を深め、森林資源の維持培養を図る上でも憂慮すべき状況となつてゐる。

よつて、政府は、森林整備の拡充、国産材需

要の拡大、林業の活性化及び木材産業の体质強

化等のため積極的な施策の推進を図るととも

に、本法の施行に当たつては次の事項の実現に

遺憾なきを期すべきである。

一 全国森林計画等の見直しに当たつては、広

く国民の意見並びに森林をめぐる自然的条件

及び社会的経済的要請を踏まえ、適切な内容

のものとなるよう十分分配應すること。

また、自然環境の保全等に対する国民の関

心の高まりに対応し、これらの要請を適切に

反映するよう努めること。

二 民有林及び国有林が一体となつた地域林業

の振興を推進するため、森林計画の策定段階

にとどまらず、その達成に向けた事業実行面

での一層の連携強化が図られるよう努めること。

三 森林整備事業計画については、地域における

森林の実態、森林整備の緊要性等を十分に勘案した適切な策定に努めるとともに、必

要な予算の確保等その計画的・積極的な実

行の確保について特段の努力を傾注すること。

四 市町村森林整備計画の策定に当たつては、

地域の関係者の意向等が適切に反映されたものとなるよう指導すること。また、計画の円滑な推進を図るために、市町村における林業行

政体制の充実を図るとともに、所要の支援措

置を積極的に講ずるよう努めること。

五 都道府県知事の裁定に係る森林施業の代行

制度については、森林整備の重要性にかんがみ適正に進めることとし、現行勧告制度の運用等を踏まえ、裁定の基準を明確にし、公正な運用が図られるよう指導すること。

六 森林の公益的機能の高度发挥が期待される複層林施業等を推進するため、特定森林施業計画制度の創設・運用に併せ、その經營的・技術的な普及指導の積極的な展開に努めるこ

と。

七 森林整備協定制度の運用に当たつては、適

切かつ有効なあつせんの実施に努めるとともに、都市住民等の森林・林業及び協定制度に

対する理解の醸成等について積極的に取り組むこと。

八 林業就業者の減少・高齢化が深刻の度を加えている現状にかんがみ、林業事業体の体质強化、雇用の安定、賃金水準、労働基準法の完全適用、社会保険の適用、退職金制度の拡充など他産業並みの労働条件と労働安全の確保、高性能機械の導入促進による作業の効率化、労働強度の軽減を図るなど、早急にその養成確保対策の拡充・強化に取り組むこと。

併せて、山村地域における生活環境の改善等定住条件整備の一層の促進に努めること。

以上でございます。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げま

す。

○委員長(吉川博君) ただいまの青木君提出の附

帶決議案を議題とし、採決を行います。

本附帶決議案に賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(吉川博君) 多数と認めます。よつて、

青木君提出の附帯決議案は多數をもつて本委員会

の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、近藤農林水産大臣から

発言を求められておりましたので、この際、これを許します。

○國務大臣(近藤元次君) ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上善処するよう努力してまいりたいと存じます。

○委員長(吉川博君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川博君) 御異議ないと認め、さよう

決定いたしました。

○委員長(吉川博君) まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。

○委員長(吉川博君) 食品流通構造改善促進法案を議題といたします。

○委員長(吉川博君) 食品流通構造改善促進法案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

○國務大臣(近藤元次君) 食品流通構造改善促進法案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

○國務大臣(近藤元次君) 我が国の食品流通は、全国各地に多數存在する農林漁業者等が生産する多種多様な食品を、効率的かつ安定的に消費者に対して供給するという重要な役割を担つております。また、保存性が低い商品を取り扱うこと、卸売市場という流通拠点が存在すること、「最寄り当用買い」という購買行動が中心であること等から零細多数の小売店が存在すること等他の商品の流通には見られない特性を有しております。

このような役割を担い、また特性を有している食品流通を取り巻く情勢は、近年、著しく変化しております。すなわち、品質、鮮度等の重視、多品種少量消費への移行等の消費者ニーズの多様化、高度化、農産物の輸入の増大等の供給事情の変化等であります。

このようなかで、我が国の食品流通が、今後ともその機能を十全に發揮するとともに生産と消費を的確につないでいくという重要な役割を担つていくためには、その有する特性に配慮しつつ、食

品流通の各段階を通じた構造改善を図っていくことが重要な課題となつております。このため、食品の流通部門の構造改善を促進するための金融、

税制その他の支援措置を講ずることとし、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農林水産大臣は、食品の流通部門の構造改善を図るための方針を食品流通審議会の意見を聞いて定めることとしております。

第二に、食品販売業者、卸売市場開設者等は、食品生産販売提携事業、卸売市場機能高度化事業、食品販売業近代化事業または食品商業集積施設整備事業について構造改善計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができるとしております。

第三に、農林水産大臣の認定を受けた構造改善計画に基づき構造改善事業を実施する者に対し、農林漁業金融公庫からの長期低利資金の貸し付け、特別償却等の税制上の特例措置その他の支援措置を講ずることとしております。

第四に、農林水産大臣は、食品の流通部門の構造改善を促進することを目的として設立された民法法人を食品流通構造改善促進機構として指定することができます。かかるものとし、食品流通構造改善促進機構は、構造改善事業等の実施に必要な資金の借り入れに係る債務の保証、構造改善事業等への参加、食品販売業者に対する研修等の業務を行ふこととしております。

第五に、卸売市場審議会を改組して、農林水産省に食品流通審議会を置くこととしております。

以上がこの法案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(吉川博君) 以上で本案の趣旨説明の聽取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。
本日はこれにて散会いたします。

平成三年五月九日印刷

平成三年五月十日発行

午後六時九分散会

四月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、食品流通構造改善促進法案(予備審査のための付託は三月十五日)

一、競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月十六日)